

# 伊予市地域防災計画

## (原子力災害対策編)

令和8年3月変更

伊予市防災会議



# 目 次

## 第1編 総 論

第1章 計画の主旨 .....	3
1-1-1 計画の目的.....	3
1-1-2 計画の性格.....	3
1-1-3 計画の構成.....	3
第2章 原子力災害対策重点区域.....	4
1-2-1 原子力災害対策重点区域.....	4
1-2-2 本市における原子力災害対策を重点的に実施すべき地域.....	5
第3章 緊急事態区分及び重点区域区分等に応じた防護措置の準備及び実施 .....	6
1-3-1 原子力施設等の状態に応じた防護措置の準備及び実施.....	6
1-3-2 放射性物質が環境へ放出された場合の防護措置の実施.....	9
第4章 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱 .....	12
1-4-1 市.....	12
1-4-2 県.....	12
1-4-3 関係機関.....	13
1-4-4 原子力事業者.....	18
第5章 広域的な活動体制.....	19

## 第2編 原子力災害事前対策

第1章 災害応急体制の整備.....	23
2-1-1 防災体制の整備.....	23
2-1-2 国、県等との連携による防災体制の整備.....	24
第2章 通信連絡体制の整備.....	25
2-2-1 通信連絡網の整備.....	25
2-2-2 通信連絡体制の確立.....	25
2-2-3 住民等に対する情報伝達体制の整備.....	26
第3章 環境放射線モニタリング体制の整備.....	28
2-3-1 平常時の環境放射線モニタリング体制の整備.....	28
2-3-2 緊急時モニタリング体制の整備.....	28

第4章	災害警備計画の策定.....	29
第5章	原子力災害医療体制の整備.....	30
2-5-1	原子力災害医療体制の整備.....	30
2-5-2	原子力災害医療資機材等の整備.....	30
2-5-3	安定ヨウ素剤配付体制の整備.....	30
第6章	防災対策上必要とされる防護資機材等の整備.....	32
2-6-1	防災対策上必要とされる防護資機材等の整備.....	32
2-6-2	防災対策上必要とされる防護資機材等の操作演習等.....	32
第7章	避難収容活動体制の整備.....	33
2-7-1	避難所等の指定.....	33
2-7-2	避難経路の指定.....	34
2-7-3	指定避難所等の設備及び資機材の配備.....	34
2-7-4	避難計画.....	35
2-7-5	避難行動要支援者名簿の作成等.....	37
第8章	緊急物資の確保及び飲食物の出荷制限、摂取制限.....	40
2-8-1	食料、生活必需品等の確保.....	40
2-8-2	飲料水等の確保.....	40
2-8-3	医薬品、医療資機材等の確保.....	41
2-8-4	飲食物の出荷及び摂取の制限.....	41
第9章	緊急輸送路の確保体制の整備.....	42
2-9-1	臨時ヘリポート候補地の選定.....	42
2-9-2	運送事業者等との協定締結の促進.....	42
2-9-3	輸送拠点等の環境整備.....	42
2-9-4	専門家の移送体制の整備.....	42
第10章	防災知識の普及.....	43
2-10-1	職員に対する教育.....	43
2-10-2	教職員及び児童生徒に対する教育.....	43
2-10-3	住民に対する防災知識の普及.....	44
2-10-4	住民及び事業者の活動.....	45
第11章	原子力防災訓練の実施.....	46
2-11-1	県原子力防災訓練の実施.....	46
2-11-2	国の実施する原子力総合防災訓練への参加等.....	47
第12章	原子力発電所上空の飛行規制.....	48

<b>第13章 広域応援体制の整備</b> .....	<b>49</b>
2-13-1 広域的な応援協力体制の拡充・強化.....	49
2-13-2 消防の相互応援体制及び緊急消防援助隊.....	49
2-13-3 自衛隊派遣要請体制.....	49
<b>第14章 県消防防災ヘリコプターの運航</b> .....	<b>50</b>
2-14-1 原子力災害時における活動の種類.....	50
2-14-2 ヘリコプター離着陸場の整備拡充.....	50
<b>第15章 防災対策資料の整備</b> .....	<b>51</b>
2-15-1 防災対策資料の整備.....	51
2-15-2 その他原子力防災対策上必要な資料の整備.....	52
<b>第16章 核燃料物質等の事業所外運搬中の事故に対する応急体制の整備</b> .....	<b>53</b>
2-16-1 市の活動体制の整備.....	53
2-16-2 消防機関の活動体制の整備.....	53
<b>第17章 複合災害対応に係る体制整備</b> .....	<b>54</b>
2-17-1 複合災害に係る応急体制等の整備.....	54
2-17-2 情報の収集・連絡体制の整備.....	54
2-17-3 緊急時モニタリング体制の整備.....	54
2-17-4 原子力災害医療体制の整備.....	54
2-17-5 避難・退避実施体制の整備.....	54
2-17-6 緊急輸送活動体制の整備.....	55
2-17-7 住民への的確な情報伝達体制の整備.....	55
2-17-8 避難経路となる道路等の整備.....	55
2-17-9 原子力防災に関する知識の普及・啓発等.....	55

## **第3編 緊急事態応急対策**

<b>第1章 応急措置の概要</b> .....	<b>59</b>
3-1-1 市のとるべき措置.....	59
3-1-2 県のとるべき措置.....	59
3-1-3 住民のとるべき措置.....	60
3-1-4 関係機関のとるべき措置.....	60
3-1-5 原子力事業者のとるべき措置.....	60
<b>第2章 市災害対策本部の設置</b> .....	<b>61</b>
3-2-1 市災害対策本部の設置等の基準.....	61
3-2-2 原子力災害時の配備体制及び動員計画.....	71

<b>第3章</b>	<b>各機関の活動体制</b> .....	<b>75</b>
3-3-1	Aレベル（警戒事態発生）時の活動体制.....	75
3-3-2	Bレベル（施設敷地緊急事態発生）時の活動体制.....	77
3-3-3	Cレベル（緊急事態発生）時の活動体制.....	79
<b>第4章</b>	<b>情報活動</b> .....	<b>82</b>
3-4-1	Aレベル（警戒事態発生）時の情報連絡.....	82
3-4-2	Bレベル（施設敷地緊急事態発生）時の情報連絡.....	83
3-4-3	Cレベル（全面緊急事態発生）時の情報連絡.....	85
<b>第5章</b>	<b>通信連絡</b> .....	<b>87</b>
3-5-1	原子力災害時における関係機関相互間の通信連絡.....	87
3-5-2	原子力災害時における住民等への指示の伝達等.....	89
<b>第6章</b>	<b>広報・広聴活動</b> .....	<b>92</b>
3-6-1	市の活動.....	92
3-6-2	住民が必要な情報を入手する方法.....	93
3-6-3	広聴活動.....	93
<b>第7章</b>	<b>緊急時モニタリング等の実施</b> .....	<b>94</b>
3-7-1	緊急時モニタリングセンターの設置と任務.....	94
3-7-2	緊急時モニタリング等の実施方法.....	95
3-7-3	海上におけるモニタリングの実施.....	95
3-7-4	上空におけるモニタリングの実施.....	96
3-7-5	モニタリング結果等の共有.....	97
<b>第8章</b>	<b>住民避難等の実施</b> .....	<b>98</b>
3-8-1	防護対策の決定.....	98
3-8-2	避難等の指示.....	99
3-8-3	避難等の方法.....	102
3-8-4	避難経路の確保.....	104
3-8-5	避難所の設置.....	104
3-8-6	避難所等の運営.....	105
3-8-7	要配慮者の避難誘導.....	106
3-8-8	防災上重要な施設の避難誘導.....	106
3-8-9	広域避難.....	107
3-8-10	避難の長期化への対応.....	107
3-8-11	立入制限、交通規制の実施及び災害警備の実施.....	108
<b>第9章</b>	<b>飲料水・飲食物の摂取制限及び緊急物資の供給等</b> .....	<b>109</b>
3-9-1	飲料水・飲食物の摂取制限の決定.....	109
3-9-2	摂取制限の措置.....	110

3-9-3	地域生産物の採取及び出荷制限.....	110
3-9-4	飲食物、生活必需品等の供給.....	110
<b>第10章</b>	<b>原子力災害医療の実施.....</b>	<b>112</b>
3-10-1	原子力災害医療の組織とその任務.....	112
3-10-2	原子力災害医療活動の実施.....	116
3-10-3	原子力災害医療体制.....	119
3-10-4	安定ヨウ素剤の服用.....	120
<b>第11章</b>	<b>防災業務関係者の防護対策.....</b>	<b>123</b>
3-11-1	防災業務関係者に対する防護資機材の配付.....	123
3-11-2	防災業務従事者の被ばく管理.....	123
<b>第12章</b>	<b>緊急輸送.....</b>	<b>125</b>
3-12-1	市の緊急輸送体制.....	125
3-12-2	輸送順位及び輸送範囲.....	125
<b>第13章</b>	<b>救助・救急及び消火活動.....</b>	<b>126</b>
3-13-1	救助・救急活動.....	126
3-13-2	消火活動.....	126
<b>第14章</b>	<b>自発的支援の受入れ等.....</b>	<b>127</b>
3-14-1	ボランティアの受入れ.....	127
3-14-2	国民等からの義援物資、義援金の受入れ.....	127
<b>第15章</b>	<b>応援協力活動.....</b>	<b>128</b>
3-15-1	市の活動.....	128
3-15-2	自衛隊の災害派遣要請.....	128
3-15-3	原子力被災者生活支援チームとの連携.....	129
3-15-4	ヘリコプターの活動支援.....	129
<b>第16章</b>	<b>核燃料物質等の事業所外運搬中の事故に対する迅速かつ円滑な緊急事態応急対策.....</b>	<b>130</b>
3-16-1	市の活動.....	130
3-16-2	関係機関の活動.....	131
<b>第17章</b>	<b>複合災害時における応急対策.....</b>	<b>132</b>
3-17-1	情報収集・連絡、緊急時連絡体制及び通信の確保.....	132
3-17-2	緊急時モニタリング.....	132
3-17-3	住民への情報伝達活動.....	132
3-17-4	屋内退避、避難等.....	133
3-17-5	原子力災害医療.....	133

3-17-6	緊急輸送活動.....	133
3-17-7	救助・救急活動及び消火活動.....	134

## 第4編 原子力災害中長期対策

<b>第1章</b>	<b>緊急事態解除宣言後の対応.....</b>	<b>- 137 -</b>
4-1-1	原子力災害被災者生活支援チームとの連携.....	- 137 -
4-1-2	原子力災害事後対策実施区域における避難区域等の設定..	- 137 -
4-1-3	汚染の除去等.....	- 137 -
4-1-4	復旧期モニタリングの実施と結果の公表.....	- 137 -
4-1-5	各種指示及び制限措置の解除.....	- 138 -
<b>第2章</b>	<b>災害地域住民に係る記録等の作成.....</b>	<b>- 139 -</b>
4-2-1	災害地域住民の記録.....	- 139 -
4-2-2	被害状況調査の実施.....	- 139 -
4-2-3	健康調査の実施及び心身の健康相談体制の整備.....	- 139 -
4-2-4	災害状況の記録.....	- 139 -
<b>第3章</b>	<b>被災者等の生活再建の支援等.....</b>	<b>- 141 -</b>
4-3-1	風評被害等の影響の軽減.....	- 141 -
4-3-2	被災者等の生活再建の支援.....	- 141 -

# 第 1 編 総 論



# 第 1 章 計画の主旨

## 1-1-1 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）及び原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号。以下「原災法」という。）に基づき、原子力事業者の原子炉の運転や事業所外運搬等により放射性物質又は放射線が異常な水準で事業所外（運搬の場合は輸送容器外）へ放出されることに係る原子力災害対策について定めるほか、原子力災害と自然災害等との複数の事象に対応する必要がある場合における複合災害対策について定め、これを推進することにより、住民の生命、身体及び財産を原子力災害から保護することを目的とする。

## 1-1-2 計画の性格

この計画は、市、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体、その他防災上重要な施設の管理者並びに住民が、防災対策に取り組むための基本方針となるものであり、地域における生活者の多様な視点を反映するため、防災会議の委員への任命など、計画決定過程における男女共同参画、その他の多様な主体の参画に配慮しながら、状況の変化に対応できるよう必要に応じて見直しを行うものである。

また、本計画において採用している原子力規制委員会の定める「原子力災害対策指針」における各種指標について、同委員会の見直しが実施された場合は、見直し後の指標を採用するものとする。

なお、この計画は「伊予市地域防災計画」の「原子力災害対策編」として定めるものであり、この計画に定めのない事項については「伊予市地域防災計画（風水害等対策編・地震災害対策編・津波災害対策編）」によるものとし、武力攻撃に起因する「武力攻撃原子力災害」の対応は、伊予市国民保護計画で定めるものとする。

## 1-1-3 計画の構成

この計画は、計画編と資料編で構成するものとし、計画編の構成は、次の 4 編による。

### (1) 第 1 編 総論

この計画の主旨、原子力災害対策重点区域、防災関係機関の業務など計画の基本となる事項を示す。

### (2) 第 2 編 原子力災害事前対策

平常時の教育、訓練、施設の災害予防対策、住民生活の確保方策などの予防計画を示す。

### (3) 第 3 編 緊急事態応急対策

災害が発生した場合の応急対策を示す。

### (4) 第 4 編 原子力災害中長期対策

災害発生後の復旧対策を示す。

## 第2章 原子力災害対策重点区域

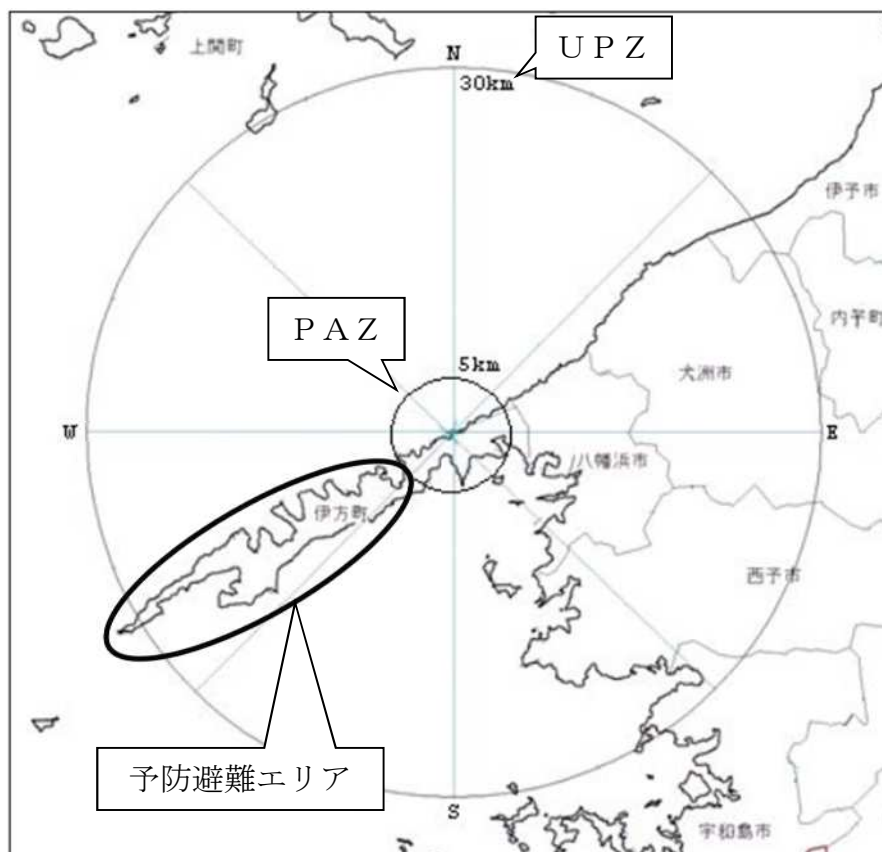
### 1-2-1 原子力災害対策重点区域

原子力災害対策重点区域は、次のとおりであり、以下、本計画においては、PAZ、UPZを含む市町を「重点市町」とし、上記以外の県内の市町を「その他の市町」とする。

#### (原子力災害対策重点区域)

区 分	範 囲	対象市町
予防的防護措置を準備する区域 「PAZ」 (Precautionary Action Zone)	原子力施設を中心としておおむね半径5kmの地域	伊方町
緊急時防護措置を準備する区域 「UPZ」 (Urgent Protective Action Planning Zone) <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;">             予防避難エリア※              (PAZに準じた防護措置を準備する区域)           </div>	原子力施設を中心としておおむね半径30kmの地域からPAZを除いた地域	伊予市 伊方町 宇和島市 八幡浜市 大洲市 西予市 内子町

※UPZのうち、PAZ以西の佐田岬地域については、放射性物質の放出等により、陸路での避難が困難になる場合があるため、PAZに準じた避難等の防護措置を準備する「予防避難エリア」と定める。ただし、廃止措置計画の認可を受け、かつ、照射済燃料集合体が十分な期間冷却されたものとして原子力規制委員会が告示した施設に係る原子力災害重点区域については、原子力施設を中心として概ね半径5kmの地域をUPZと定め、当該地域以西の佐田岬半島については、原子力災害対策重点区域外とする。



### 1-2-2 本市における原子力災害対策を重点的に実施すべき地域

市は、この度の福島第一原子力発電所の事故における事態・対応と、原子力災害対策指針において示された新たな基準を踏まえ、講ずるべき対策を定めておくものとする。

市において原子力災害対策を重点的に実施すべき地域は、UPZの基準を踏まえ、伊方発電所からおおむね半径30kmの範囲とし、具体的には下表の地域とする。

この地域においては、不測の事態に住民の避難が迅速に実施できるよう、緊急避難時の対応をあらかじめ検討するものとする。

#### (本市における原子力災害対策を重点的に実施すべき地域)

設定基準	伊方発電所の緊急時防護措置を準備する区域
集落数	7
人口	584
世帯数	271
避難対象地域 (行政区)	下浜、池ノ久保、本村、松尾、富貴、満野空、満野浜

※ 人口、世帯数は住民基本台帳（令和7年4月1日現在）

### 第3章 緊急事態区分及び重点区域区分等に応じた防護措置の準備及び実施

#### 1-3-1 原子力施設等の状態に応じた防護措置の準備及び実施

P A Z 及び予防避難エリアにおいては、原子力施設において異常事態が発生した場合には、急速に進展する事故においても放射線被ばくによる重篤な確定的影響等を回避し又は最小化するため、放射性物質の環境への放出前の段階から、原子力施設等の状態が原子力災害対策指針において定める以下の緊急事態区分のいずれに該当するかを判断し、該当する区分に応じて同指針に定める緊急時活動レベル（Emergency Action Level。以下「E A L」という。）に基づく避難等の予防的な防護措置を準備し、実施するものとする。また、P A Z 外においても、国の指示がある場合は、事態の規模、時間的な推移に応じて、段階的な避難等の予防的な防護措置を実施するものとする。

U P Z においては、全面緊急事態となった際には予防的な防護措置（屋内退避）を原則実施するものとする。

#### （緊急事態区分の概要）

区分	概 要	主要な防護措置
警戒事態	<p>その時点では公衆への放射線による影響やそのおそれが緊急のものではないが、原子力施設における異常事象の発生又はそのおそれがあるため、情報収集や、緊急時の環境放射線モニタリング（以下「緊急時モニタリング」という。）の準備、施設敷地緊急事態要避難者（避難行動に通常以上の時間を要し、かつ、避難により健康リスクが高まらない要配慮者（高齢者、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者（発達障がいを含む。）、難病患者、外国人、乳幼児、妊産婦、傷病者、入院患者、その他の特に配慮を要する者をいう。以下同じ。）並びに安定ヨウ素剤を事前配付されていない者及び安定ヨウ素剤の服用が不適切な者のうち施設敷地緊急事態において早期の避難等の防護措置の実施が必要な者をいう。以下同じ。）の避難等の防護措置の準備を開始する必要がある段階</p>	<p>この段階では、原子力事業者は、警戒事態に該当する事象の発生及び施設の状況について直ちに国及び地方公共団体に通報しなければならない。また、原子力事業者は、これらの経過について、国及び地方公共団体に連絡しなければならない。</p> <p>国は、原子力事業者の情報を基に、警戒事態の発生の確認を行い、遅滞なく、地方公共団体、公衆等に対する情報提供を行わなければならない。</p> <p>国及び地方公共団体は、P A Z 内において、実施に比較的時間を要する防護措置の準備に着手しなければならない。</p>

区分	概要	主要な防護措置
施設敷地緊急事態	<p>原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性のある事象が生じたため、原子力施設周辺において緊急時に備えた避難等の主な予防的防護措置の準備を開始する必要がある段階</p>	<p>この段階では、原子力事業者は、施設敷地緊急事態に該当する事象の発生及び施設の状態について直ちに国及び地方公共団体に通報しなければならない。また、原子力事業者は、原子力災害の発生又は拡大の防止のために必要な応急処置を行い、その措置の概要について、国及び地方公共団体に報告しなければならない。</p> <p>国は、施設敷地緊急事態の発生の確認を行い、遅滞なく、地方公共団体、公衆等に対する情報提供を行わなければならない。</p> <p>国、地方公共団体及び原子力事業者は、緊急時モニタリングの実施等により事態の進展を把握するため、情報収集の強化を行うとともに、主にPAZ内において、基本的に全ての住民等を対象とした避難等の予防的防護措置を準備し、また、施設敷地緊急事態要避難者を対象とした避難等の予防的防護措置を実施しなければならない。</p>
全面緊急事態	<p>原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じたため、確定的影響を回避し、確率的影響のリスクを低減する観点から、迅速な防護措置を実施する必要がある段階</p> <p>原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じたため、重篤な確定的影響を回避し又は最小化するため、及び確率的影響のリスクを低減するため、迅速な防護措置を実施する必要がある段階</p>	<p>この段階では、原子力事業者は、全面緊急事態に該当する事象の発生及び施設の状態について直ちに国及び地方公共団体に通報しなければならない。また、原子力事業者は、原子力災害の発生又は拡大防止のために必要な応急措置を行い、その措置の概要について、国及び地方公共団体に報告しなければならない。</p> <p>国は、全面緊急事態の発生の確認を行い、遅滞なく、地方公共団体、公衆等に対する情報提供を行わなければならない。</p> <p>国及び地方公共団体は、PAZ内において、基本的に全ての住民等を対象に避難等の予防的防護措置を講じなければならない。</p> <p>また、UPZ内においては、屋内退避を実施するとともに、事態の規模、時間的な推移に応じて、PAZ内と同様、避難等の予防的防護措置を講</p>

区分	概 要	主要な防護措置
		ずることも必要である。

(注)施設敷地緊急事態要避難者

「施設敷地緊急事態要避難者」とは、P A Z内の住民であって、施設敷地緊急事態の段階で避難等の予防的防護措置を実施すべき者として次に掲げる者をい

イ 要配慮者（災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 8 条第 2 項第 15 号に規定する要配慮者をいう。以下同じ。）（ロ又はハに該当する者を除く。）

のうち、避難の実施に通常以上の時間がかかるもの

ロ 妊婦、授乳婦、乳幼児及び乳幼児とともに避難する必要がある者

ハ 安定ヨウ素剤を服用できないと医師が判断した者

## 1-3-2 放射性物質が環境へ放出された場合の防護措置の実施

放射性物質が環境へ放出された場合、UPZ内及びUPZ外においては、緊急時モニタリングによる測定結果を、防護措置の実施を判断する基準である運用上の介入レベル（Operational Intervention Level。以下「OIL」という。）と照らし合わせ、必要な防護措置を実施するものとする。

### （OILと防護措置について）

	基準の種類	基準の概要	初期設定値 <sup>※1</sup>	防護措置の概要
緊急防護措置	OIL1	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500 $\mu$ Sv/h (地上1 mで計測した場合の空間放射線量率 <sup>※2</sup> )	数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施（移動が困難な者の一時屋内退避を含む。）
	OIL4	不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講ずるための基準	$\beta$ 線：40,000cpm <sup>※3</sup> (皮膚から数 cm での検出器の計数率)  $\beta$ 線：13,000cpm <sup>※4</sup> 【1か月後の値】 (皮膚から数 cm での検出器の計数率)	避難又は一時移転等の基準に基づいて避難等した避難者等をスクリーニングして、基準を超える際は迅速に除染等を実施
早期防護措置	OIL2	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物 <sup>※5</sup> の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準	20 $\mu$ Sv/h (地上1 mで計測した場合の空間放射線量率 <sup>※2</sup> )	1日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに、1週間程度内に一時移転を実施

	基準の種類	基準の概要	初期設定値 <sup>※1</sup>			防護措置の概要
飲食物摂取制限 <sup>※7</sup>	飲食物に係るスクリーニング基準	O I L 6 による飲食物の摂取制限を判断する準備として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準	0.5 $\mu$ Sv/h <sup>※6</sup> (地上1 mで計測した場合の空間放射線量率 <sup>※2</sup> )			数日内を目途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定
	O I L 6	経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準	核種 <sup>※8</sup>	飲料水 牛乳・ 乳製品	野菜類、穀類、肉、卵、魚、その他	1週間内を目途に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準を超えるものにつき摂取制限を迅速に実施
			放射性ヨウ素	300Bq/kg	2,000Bq/kg <sup>※9</sup>	
			放射性セシウム	200Bq/kg	500Bq/kg	
			プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種	1Bq/kg	10Bq/kg	
ウラン	20Bq/kg	100Bq/kg				

- ※1 「初期設定値」とは緊急事態当初に用いるO I Lの値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合にはO I Lの初期設定値は改定される。
- ※2 本値は地上1 mで計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用に当たっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上1 mでの線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。O I L 1については緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率（1時間値）がO I L 1の基準値を超えた場合、O I L 2については、空間放射線量率の時間的・空間的な変化を参照しつつ、緊急時モニタリングにより得られた空間線量率（1時間値）がO I L 2の基準値を超えたときから起算しておおむね1日が経過した時点の空間放射線量率（1時間値）がO I L 2の基準値を超えた場合に、防護措置の実施が必要であると判断する。
- ※3 我が国において広く用いられている $\beta$ 線の入射窓面積が20  $\text{cm}^2$ の検出器を利用した場合の計数率であり、表面汚染密度は約120Bq/ $\text{cm}^2$ 相当となる。他の計測器を使用して測定する場合には、この表面汚染密度より入射窓面積や検出効率を勘案した計数率を求める必要がある。
- ※4 ※3と同様、表面汚染密度は約40Bq/ $\text{cm}^2$ 相当となり、計測器の仕様が異なる場合には、計数率の換算が必要である。
- ※5 「地域生産物」とは、放出された放射性物質により直接汚染される野外で生産された食品

であって、数週間以内に消費されるもの（例えば野菜、該当地域の牧草を食べた牛の乳）をいう。

- ※6 実効性を考慮して、計測場所の自然放射線によるバックグラウンドによる寄与も含めた値とする。
- ※7 IAEAでは、OIL6に係る飲食物摂取制限が効果的かつ効率的に行われるよう、飲食物中の放射性核種濃度の測定が開始されるまでの間に暫定的に飲食物摂取制限を行うとともに、広い範囲における飲食物のスクリーニング作業を実施する地域を設定するための基準であるOIL3、その測定のためのスクリーニング基準であるOIL5が設定されている。ただし、OIL3については、IAEAの現在の出版物において空間放射線量率の測定結果と暫定的な飲食物摂取制限との関係が必ずしも明確でないこと、また、OIL5については我が国において核種ごとの濃度測定が比較的容易に行えることから、放射性核種濃度を測定すべき区域を特定するための基準である「飲食物に係るスクリーニング基準」を定める。
- ※8 その他の核種の設定の必要性も含めて今後検討する。その際、IAEAのGSG-2におけるOIL6値を参考として数値を設定する。
- ※9 根菜、芋類を除く野菜類が対象。

(参考)「避難」と「一時移転」について

災害対策基本法上の避難を、原子力災害対策指針に基づき、「避難」と「一時移転」の2類型に分類

- 避難 難：空間放射線量率等が高い又は高くなるおそれのある地点から速やかに離れるため緊急で実施する防護措置
- 一時移転：緊急の避難が必要な場合と比較して空間放射線量率等は低い地域ではあるが、日常生活を継続した場合の無用の被ばくを低減するため、一定期間のうちに当該地域から離れるために実施する防護措置

## 第4章 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

原子力防災に関し、市、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体等の防災関係機関が処理すべき事務又は業務の大綱は、伊予市地域防災計画（風水害等対策編、地震災害対策編、津波災害対策編）第1編第2章に定める事務又は業務の大綱に基づき、特に主なものは、次のとおりとする。

### 1-4-1 市

#### 1 伊予市

- (1) 市地域防災計画（原子力災害対策編）の作成
- (2) 原子力防災に関する組織の整備
- (3) 原子力防災知識の普及と啓発
- (4) 原子力防災訓練の実施
- (5) 原子力防災活動資機材等の整備や保管場所の確保
- (6) 原子力災害に関する情報の収集・伝達、広報及び被害調査
- (7) 避難行動計画の作成
- (8) 災害時応援協定の締結
- (9) 緊急時の環境放射線モニタリング（以下「緊急時モニタリング」という。）への参画
- (10) 避難等の指示及び避難所の開設
- (11) 原子力災害時における医療対応（以下「原子力災害医療」という）の実施及び協力
- (12) 飲料水・飲食物の摂取制限
- (13) 汚染の除去
- (14) 食料、医薬品その他物資の備蓄及び確保
- (15) 緊急輸送の確保
- (16) その他災害の発生防止又は拡大防止のための措置
- (17) 災害復旧の実施
- (18) 損害賠償の請求等に必要な資料の作成

#### 2 重点市町を除く県下市町（以下、「その他の市町」という。）

- (1) 原子力災害時における広域避難者の受入計画の策定及び実施に関すること
- (2) 重点市町における緊急事態応急対策の応援に関すること
- (3) 原子力災害に関する広報

### 1-4-2 県

#### 1 愛媛県

- (1) 県地域防災計画（原子力災害対策編）の作成

- (2) 原子力防災に関する組織の整備
- (3) 原子力防災知識の普及と啓発
- (4) 原子力防災訓練の実施
- (5) 原子力防災活動資機材等の整備や保管場所の確保
- (6) 原子力災害に関する情報の収集・伝達、広報及び被害調査
- (7) 県広域避難計画の作成
- (8) 災害時応援協定の締結
- (9) 緊急時モニタリング
- (10) 住民の避難等及び立入制限
- (11) 被災者の救出・救護等の措置
- (12) 原子力災害医療の実施
- (13) 飲料水・飲食物の摂取制限
- (14) 汚染の除去
- (15) 犯罪の予防、交通規制その他災害時における社会秩序の維持に必要な対策の実施
- (16) 食料、医薬品その他物資の備蓄及び確保
- (17) 緊急輸送の確保
- (18) 市町、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の原子力緊急事態応急対策の連絡調整
- (19) 国の災害対策本部等との緊急事態応急対策の連絡調整
- (20) その他災害の発生防止又は拡大防止のための措置
- (21) 災害復旧の実施
- (22) 損害賠償の請求等に必要な資料の作成

## 2 愛媛県警察（伊予警察署）

- (1) 住民の避難誘導及び救助
- (2) 警戒区域等における立入制限措置
- (3) 犯罪の予防、緊急交通路の確保等の交通規制その他災害時における社会秩序の維持
- (4) 警察機関及び防災関係機関等との連携、協力及び連絡調整
- (5) 警察通信の確保及び統制に関すること
- (6) 警報等の伝達に関すること

### 1－4－3 関係機関

#### 1 消防機関

- (1) 伊予消防等事務組合消防本部（伊予消防署）
  - ア 救急及び消防防災活動に関すること。
  - イ 住民等の避難、誘導等に関すること。
- (2) 伊予市消防団

- ア 被害状況等の情報の収集・伝達
- イ 消火・水防活動及び救助活動
- ウ 一時避難場所の安全確保及び避難路の確保
- エ 避難場所への誘導
- オ 住民等の危険区域からの避難の確認
- カ 自主防災組織との連携、指導及び支援

## 2 指定地方行政機関

### (1) 中国四国管区警察局

- ア 警察災害派遣隊の運用及び広域的な応援の指導・調整に関する事。
- イ 広域的な交通規制の指導・調整に関する事。
- ウ 警察庁及び他管区警察局との連携に関する事。
- エ 管区内指定地方行政関係機関との協力及び連絡・調整に関する事。
- オ 管区内各県警察、防災関係機関等からの情報の収集・伝達の指導・調整に関する事。
- カ 警察通信の確保及び統制に関する事。

### (2) 四国財務局（松山財務事務所）

原子力災害時における財政金融等の適切な措置及び関係機関との連絡・調整に関する事。

### (3) 中国四国厚生局（四国厚生支局）

国立病院等における医療救護の実施に関する事。

### (4) 中国四国農政局

- ア 農林畜水産物等の安全性確認のための調査への助言及び協力に関する事。
- イ 原子力災害時における食料等の支援に関する事。
- ウ 農林漁業関係金融機関に対し金融業務の円滑な実施のための連絡・調整に関する事。

### (5) 四国森林管理局（愛媛森林管理署）

林野・林産物の汚染対策及び除染措置の指導に関する事。

### (6) 四国経済産業局

原子力災害時における防災関係物資についての情報収集、円滑な供給の確保に関する事。

### (7) 四国運輸局（愛媛運輸支局）

- ア 陸上輸送に関する事。
  - (ア) 陸上輸送機関その他関係機関との連絡・調整
  - (イ) 陸上における緊急輸送の確保
  - (ウ) 道路運送事業者の安全輸送の確保等に係る緊急事態応急対策の指導
- イ 海上輸送に関する事。
  - (ア) 海上輸送機関その他関係機関との連絡・調整
  - (イ) 海上における緊急輸送の確保
  - (ウ) 海上運送事業者の安全輸送の確保等に係る緊急事態応急対策の指導

- (8) 大阪航空局（松山空港事務所）  
原子力災害時における人員、応急物資の空輸の利便確保に関すること。
- (9) 第六管区海上保安本部（松山海上保安部）
  - ア 海上における緊急時モニタリングの支援に関すること。
  - イ 船舶に対する緊急通報並びに避難及び立入制限に関すること。
  - ウ 海上における救助・救急活動、要請等に基づく活動の支援に関すること。
  - エ 緊急輸送に関すること。
- (10) 大阪管区气象台（松山地方气象台）  
気象情報の伝達に関すること。
- (11) 四国総合通信局
  - ア 原子力災害時に備えての電気通信施設（有線通信施設及び無線通信施設）整備のための調整並びに電波の統制監理に関すること。
  - イ 原子力災害時における電気通信及び放送の確保のための応急対策並びに非常無線通信の運用監理に関すること。
  - ウ 原子力災害地域における電気通信、放送施設等の被害状況の把握に関すること。
  - エ 原子力災害時における通信機器の供給の確保に関すること。
  - オ 地方公共団体及び関係機関に対する各種非常通信訓練・運用の指導及び協議に関すること。
- (12) 愛媛労働局
  - ア 原子力発電所における労働災害防止対策の周知及び指導に関すること。
  - イ 原子力発電所の被害状況の把握に関すること。
- (13) 四国地方整備局（松山河川国道事務所及び大洲河川国道事務所）  
原子力災害時における道路交通等の確保に関すること。

### 3 自衛隊

- (1) 陸上自衛隊第14旅団等
  - ア 避難の援助等に関すること。
  - イ 原子力災害時における空中輸送支援に関すること。
  - ウ 上空における緊急時モニタリングの支援に関すること。
  - エ 人員物資等の陸上輸送支援に関すること。
  - オ 給食及び給水、入浴支援等に関すること。
  - カ その他緊急事態応急対策の支援に関すること。
- (2) 海上自衛隊呉地方総監部
  - ア 避難の援助等に関すること。
  - イ 原子力災害時における海上輸送支援に関すること。
  - ウ 海上における緊急時モニタリングの支援に関すること。
  - エ その他緊急事態応急対策の支援に関すること。
- (3) 航空自衛隊西部航空方面隊司令部
  - ア 避難の援助等に関すること

- イ 原子力災害時における空中輸送支援に関すること
- ウ その他緊急事態応急対策の支援に関すること

#### 4 指定公共機関

- (1) NTT西日本株式会社（四国支店）、株式会社NTTドコモ（四国支社）、NTTドコモビジネス株式会社
  - ア 原子力災害時における公衆通信の確保、被災施設の緊急事態応急対策と早期復旧に関すること。
  - イ 災害応急措置等の通信に対する通信設備の優先利用に関すること。
  - ウ 非常・緊急通話に関すること。
- (2) 日本銀行（松山支店）
  - ア 銀行券の発行ならびに通貨および金融の調節に関すること。
  - イ 資金決済の円滑の確保を通じ信用秩序の維持に資するための措置に関すること。
  - ウ 金融機関の業務運営の確保に係る措置に関すること。
  - エ 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請に関すること。
  - オ 各種措置の広報に関すること。
- (3) 日本赤十字社（愛媛県支部）
  - ア 応援救護班の派遣及び派遣準備に関すること。
  - イ 被災者に対する救援物資の配付に関すること。
- (4) 日本放送協会（松山放送局）
  - ア 住民に対する緊急事態応急対策等の周知徹底に関すること。
  - イ 災害時における広報活動、被害状況等の速報に関すること。
  - ウ 社会福祉事業団体義援金品の募集及び配分に関すること。
- (5) 西日本高速道路株式会社（四国支社）
  - 原子力災害時における道路交通等の確保に関すること。
- (6) 四国旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社（松山営業所）
  - ア 原子力災害対策用物資及び人員の輸送の協力に関すること。
  - イ 原子力災害時における旅客の安全確保に関すること。
- (7) 日本通運株式会社（四国支店）、福山通運株式会社（四国福山通運株式会社松山支店、松山東支店、松山引越センター）、佐川急便株式会社（松山営業所、松山空港営業所）、ヤマト運輸株式会社（愛媛主管支店）
  - 災害対策用物資及び人員の輸送の協力に関すること。
- (8) 日本郵便株式会社（四国支社）
  - 原子力災害時における郵便業務の運営の確保及び郵便局の窓口業務の維持に関すること。
- (9) KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社
  - 重要な通信を確保するために必要な措置に関すること。

## 5 指定地方公共機関

- (1) 伊予鉄道株式会社  
災害対策用物資及び人員の輸送の協力に関すること。
- (2) 一般社団法人愛媛県医師会、一般社団法人愛媛県歯科医師会、一般社団法人愛媛県薬剤師会、公益社団法人愛媛県看護協会  
医療救護活動の実施の協力に関すること。
- (3) 南海放送株式会社、株式会社テレビ愛媛、株式会社あいテレビ、株式会社愛媛朝日テレビ、株式会社エフエム愛媛、株式会社愛媛CATV、今治シーエーティービー株式会社、宇和島ケーブルテレビ株式会社、株式会社ハートネットワーク、株式会社ケーブルネットワーク西瀬戸、株式会社四国中央テレビ、西予CATV株式会社、一般財団法人八西CATV、株式会社愛媛新聞社  
ア 住民に対する防災知識の普及に関すること。  
イ 原子力災害に関する情報の正確・迅速な提供に関すること。  
ウ 住民に対する緊急事態応急対策等の周知徹底に関すること。  
エ 原子力災害時における広報活動、被害状況等の速報の協力に関すること。
- (4) 一般社団法人愛媛県バス協会、一般社団法人愛媛県トラック協会、石崎汽船株式会社（愛媛県旅客船協会）  
ア 防災関係機関の要請に基づく、協会加盟事業所からの緊急輸送車両等の確保に関すること。  
イ 災害対策用物資及び人員の輸送の協力に関すること。
- (5) 社会福祉法人愛媛県社会福祉協議会  
ア 災害ボランティア活動体制の整備に関すること。  
イ 被災者の自立的生活再建支援のための生活福祉資金の融資に関すること。

## 6 その他公共的団体及びその他防災上重要な施設の管理者

- (1) えひめ中央農業協同組合及び伊予森林組合  
ア 被災組合員の援護に関すること。  
イ 農林物の採取制限、出荷制限等に関すること。  
ウ 食料、生活必需品、復旧資材等の援護物資の供給の協力に関すること。
- (2) 伊予漁業協同組合、下灘漁業協同組合及び上灘漁業協同組合  
ア 被災組合員の援護に関すること。  
イ 水産物の採取制限、出荷制限等に関すること。  
ウ 食料、生活必需品、復旧資材等の援護物資の供給の協力に関すること。  
エ 災害対策用物資及び人員の輸送の協力に関すること。
- (3) 伊予商工会議所及び双海中山商工会  
ア 被災商工業者の援護に関すること。  
イ 食料、生活必需品、復旧資材等の援護物資の供給の協力に関すること。
- (4) 社会福祉法人伊予市社会福祉協議会  
ア 災害ボランティア活動体制の整備に関すること。  
イ 被災者の自立的生活再建支援のための生活福祉資金の融資に関すること。

- (5) 社会福祉施設等管理者
  - ア 施設利用者等の安全確保に関すること。
  - イ 福祉施設職員等の応援体制に関すること。
- (6) 公益社団法人愛媛県診療放射線技師会
  - ア 避難住民等のサーベイランス、スクリーニング、除染、放射線に係る相談対応等の実施の協力に関すること。
  - イ 救護所等における放射線防護の実施の協力に関すること。
- (7) 一般社団法人愛媛県警備業協会
  - 災害時の道路交差点での交通整理支援に関すること。

#### 1-4-4 原子力事業者

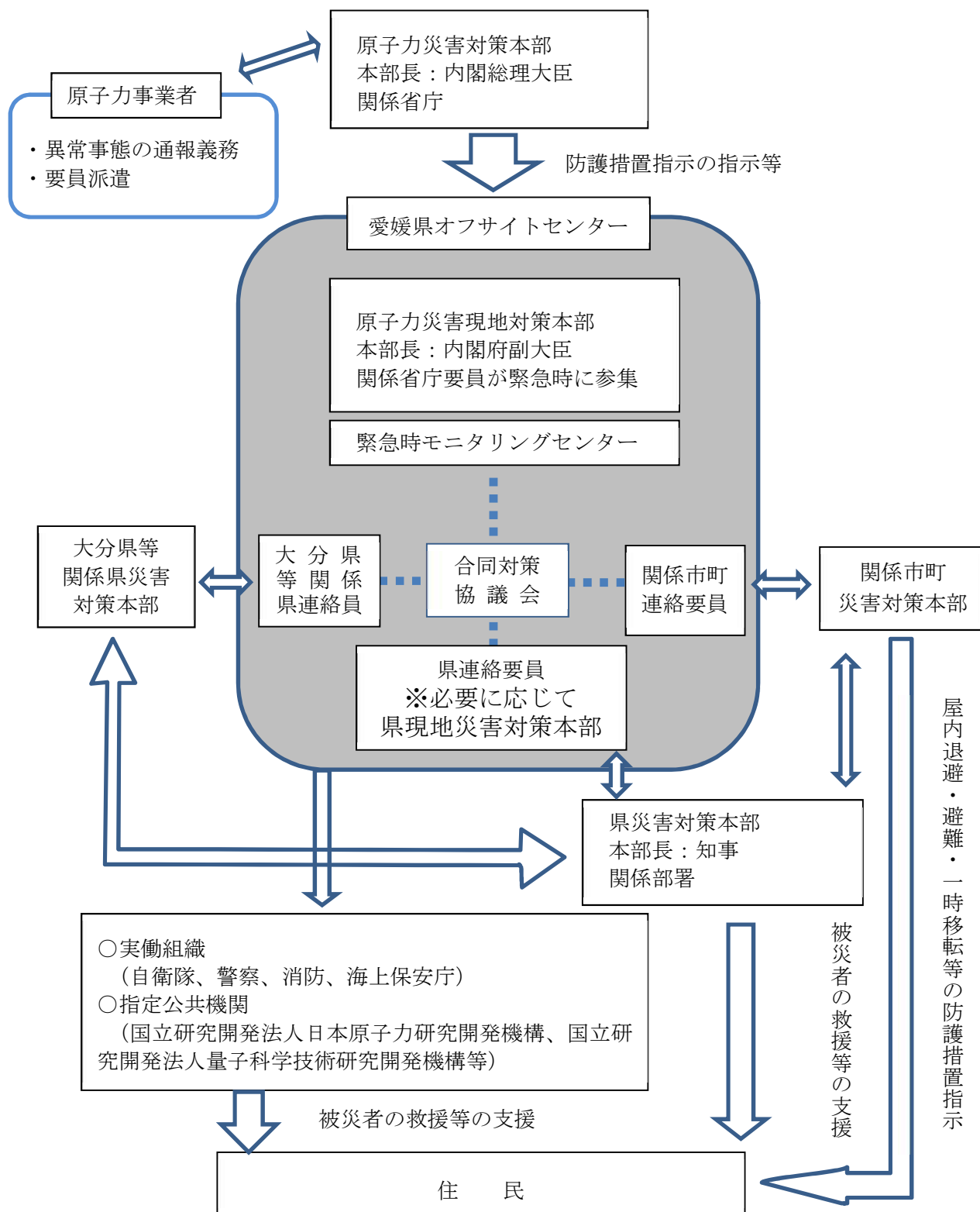
##### 四国電力株式会社

- (1) 原子力事業者防災業務計画の作成に関すること。
- (2) 原子力発電所の防災管理に関すること。
- (3) 従業員等に対する教育及び訓練に関すること。
- (4) 電力供給の確保に関すること。
- (5) 発電施設の応急対策及び復旧に関すること。
- (6) 原子力災害時における通報連絡体制の整備に関すること。
- (7) 緊急時モニタリングの実施又は協力に関すること。
- (8) 原子力災害医療の実施及び協力に関すること。
- (9) 汚染拡大防止措置に関すること。
- (10) その他、県、重点市町、防災関係機関等の行う原子力防災対策に対する全面的な協力に関すること。

## 第5章 広域的な活動体制

原子力災害時における広域応援協力体制は、次のとおりである。

(原子力災害時における広域応援協力体制)





## 第2編 原子力災害事前対策

原子力災害事前対策は、原子力災害の発生あるいは拡大を未然に防止するため、原子力防災に関する施設の整備点検及び物資・資機材の備蓄、整備、点検並びに原子力防災訓練等について定め、その実施を図るものとする。



# 第1章 災害応急体制の整備

## 【危機管理課】

市は、国、県、関係機関、原子力事業者等と連携し、平常時から原子力災害時に備えた防災体制の整備を図るとともに、緊急時における迅速かつ円滑な応急体制が図られるよう、各機関の連携を日頃から密にしておくものとする。

### 2-1-1 防災体制の整備

#### 1 地域防災計画の周知等

市は、原子力災害事前対策、緊急事態応急対策、原子力災害中長期対策を定めた市地域防災計画（原子力災害対策編）を作成し、職員に周知するとともに、定期的に訓練を行い、緊急事態応急対策に係る活動体制、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、関係機関との連携等について徹底を図っておくものとする。

#### 2 原子力防災専門官等との連携

- (1) 市は、市地域防災計画（原子力災害対策編）の作成、原子力事業所の防災体制に関する情報の収集及び連絡、地域ごとの防災訓練の実施、緊急事態応急対策等拠点施設の防災拠点としての活用、住民等に対する原子力防災に関する情報伝達、事故等の連絡体制、緊急時の対応等について、平常時から原子力防災専門官と密接な連携を図るものとする。
- (2) 市は、県による緊急時モニタリング計画の作成、事故時の連絡体制の準備、県や重点市町、関係機関との連携などの緊急時モニタリングの対応等について、県を通じ、平常時から国の上席放射線防災専門官（伊方担当）と密接な連携を図るものとする。

#### 3 原子力事業者との防災業務計画に関する協議及び防災要員の現況等の届出の受理

- (1) 市は、原子力事業者が作成又は修正しようとする原子力事業者防災業務計画について、県から意見聴取を受けたときは、市地域防災計画と整合性を保つ等の観点から、速やかに意見を文書で回答するものとする。
- (2) 市は、原子力事業者からその原子力防災組織の原子力防災要員の現況についての届け出、原子力防災管理者又は副原子力防災管理者の選任又は解任の届け出、放射線測定設備及び原子力防災資機材の現況の届け出があった場合、県から送付される当該届け出に係る書類の写しを受領し、防災要員等の現況を把握しておくものとする。

#### 4 職員動員体制の整備

市は、事態が長期化した場合に備え、職員動員体制をあらかじめ整備しておくものとする。

また、国、県、他の重点市町、原子力事業者及び関係機関とともに、放射性物質

による環境汚染への対処について必要な体制整備（人員、航空機等の除染実施場所及び放射性物質に汚染された廃棄物などの保管等に必要な場所の確保等）を行うものとする。

## 2-1-2 国、県等との連携による防災体制の整備

### 1 原子力災害合同対策協議会

市は、国、県及び他の重点市町と連携して、原子力災害合同対策協議会を組織し、国、県、重点市町、原子力事業者等の関係者が一堂に会して情報の共有化を図り、関係機関が一体となった緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策を実施するための緊急事態応急対策等拠点施設（以下「オフサイトセンター」という。）を、地域における原子力防災の拠点として、平常時から訓練等に活用するものとする。

### 2 地域原子力防災協議会

国（内閣府）は、原子力防災会議の決定に基づき、原子力発電所の所在する地域ごとに、関係府省庁、地方公共団体等を構成員等とする地域原子力防災協議会を設置することとしている。

市は、国、県及び他の重点市町と連携の下、伊方地域原子力防災協議会において、避難計画を含むその地域の緊急時における対応（以下「緊急時対応」という。）が、原子力災害対策指針等に照らし、具体的かつ合理的なものであることを確認するものとする。

### 3 市の整備・活用

市は、国、県、他の重点市町、原子力事業者等と平常時から協力して、それぞれの役割と責任に応じて、過酷事故においても継続的に活動することのできるよう、オフサイトセンターにおける緊急事態応急対策の実施に必要な設備、資機材、資料等について適切に整備、維持及び管理するものとする。

また、オフサイトセンター派遣職員の予備的な交代要員を確保しておくものとする。

### 4 愛媛県オフサイトセンターの概要

愛媛県オフサイトセンターの所在地等は、次のとおりである。

#### （愛媛県オフサイトセンターの所在地等）

所在地	原子力発電所からの距離	延べ床面積	代替センター
西予市宇和町卯之町 5丁目175番地の3	南東約24km (標高約200m)	2,449㎡	①愛媛県庁 松山市一番町4丁目4-2 ②砥部町文化会館 伊予郡砥部町宮内1410

## 第2章 通信連絡体制の整備

### 【危機管理課、総務課】

市は、災害時における情報通信の重要性に鑑み、国、県、関係機関及び原子力事業者と連携して平常時から災害の発生に備え、各関係機関相互、住民等との間における災害情報、その他緊急事態応急対策に必要な指示、命令等の受伝達の迅速・確実を図るため、通信連絡体制の整備を図るものとする。

#### 2-2-1 通信連絡網の整備

市は、国、県、関係機関及び原子力事業者と連携し、原子力災害時において、市内部及び各機関相互間並びに住民等への迅速かつ的確な災害情報等の収集・連絡を円滑に行うため、平常時から次の通信連絡設備等を維持・整備するとともに、機器等の耐震化や非常用電源設備（補充用燃料や予備電源を含む。）、通信回線の多重化を含めた必要な通信手段の整備、整備機器の保守点検及び操作の徹底理解に努めるものとする。

- (1) 防災行政無線
- (2) 消防無線
- (3) 携帯電話会社が提供する緊急速報メール
- (4) 一般加入電話（災害時優先電話・携帯電話を含む。）
- (5) ホームページ、ソーシャルメディア及びいよし安全・安心メール
- (6) その他災害時に有効な携帯電話、衛星電話、IP無線等の移動通信系等

#### 2-2-2 通信連絡体制の確立

##### 1 通信機器の整備及び通信連絡訓練の実施

市は、原子力災害時における市内部及び各機関相互間の迅速かつ的確な通信連絡を確保するため、定期的に通信連絡訓練等を実施し、操作演習と通信連絡設備等の適正管理に努めるものとする。

また、電気通信事業者により提供されている災害時優先電話、孤立防止対策用衛星電話等の配備について確認し、その取扱い、運用方法等の習熟に努めるとともに、通信ふくそう時及び途絶時を想定した通信統制や重要通信の確保及び非常通信を取り入れた実践的通信訓練を定期的の実施するものとする。

##### 2 愛媛県非常通信協議会との連携

市は、通信連絡体制の整備において、通常の通信手段が確保できない場合を考慮し、平常時から他機関等の通信手段が利用できるよう代替ルートについて検討し、愛媛県非常通信協議会との連携に努めるものとする。

### 3 関係機関等から意見聴取等ができる仕組みの構築

市は、県と連携し、市災害対策本部に意見聴取、連絡・調整等のため、関係機関等の出席を求めることができる仕組みの構築に努めるものとする。

### 4 市と関係機関相互の連携体制の確保

市は、原子力災害に対して万全を期すため、国、県、原子力事業者その他防災関係機関との間において確実な情報・連絡体制を図ることを目的として、次の項目を参考にして情報の収集・連絡に係る要領を作成し、事業者、関係機関等に周知するとともに、これらの防災拠点間における情報通信のためのネットワークを強化するものとする。

- (1) 原子力事業者からの連絡を受信する窓口（夜間・休日等の勤務時間外の対応、通信障害時なども考慮した、代替となる手段や連絡先を含む。）
- (2) 防護対策に係る社会的状況把握のための情報収集先
- (3) 防護対策の決定者への連絡方法（報告内容、通信手段及び通常的意思決定者が不在の場合の代替者（優先順位つき）を含む。）
- (4) 関係機関への指示連絡先（夜間・休日等の勤務時間外の対応、通信障害時なども考慮した、代替となる手段（衛星電話等非常用通信機器等）や連絡先を含む。）

## 2-2-3 住民等に対する情報伝達体制の整備

### 1 情報の整理

市は、国、県、他の重点市町、原子力事業者及び関係機関と連携し、原子力災害発生時からの経過に応じ、住民等に提供すべき情報の項目について整理するものとする。

### 2 相談窓口の設置

市は、国及び県と連携し、住民等からの問合せに対応する住民相談窓口の設置等について、あらかじめその方法、体制等について定めておくものとする。

### 3 要配慮者への配慮

市は、原子力災害の特殊性に鑑み、国及び県と連携し、要配慮者及び一時滞在者に対し、災害情報が迅速かつ滞りなく伝達されるよう、住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時からこれらのものに対する情報伝達体制の整備に努めるものとする。

### 4 多様なメディアの活用

市は、県と連携し、放送事業者、通信社、新聞社等の報道関係の協力の下、ソーシャルメディア等インターネット上の情報、広報用電光掲示板、有線放送、CATV、携帯端末の緊急速報メール機能、ワンセグ放送の活用等多様なメディアの活用体制の整備に努めるものとする。

## 5 通信に関する情報提供

電気通信事業者は、通信の仕組みや代替通信手段の提供等について利用者への周知に努めるとともに、通信障害が発生した場合の被災者に対する情報提供体制の整備を図るものとする。

## 第3章 環境放射線モニタリング体制の整備

【危機管理課、市民課、農業振興課、環境政策課、学校教育課、  
上下水道課、双海地域事務所】

市は、国、県、他の重点市町及び原子力事業者と連携の下、平常時及び緊急時における周辺環境の放射線及び放射性物質に関する状況を把握するため、環境放射線モニタリング体制を整備するものとする。

### 2-3-1 平常時の環境放射線モニタリング体制の整備

平常時における環境放射線モニタリング（空間放射線量率、大気中の放射性物質の濃度、環境試料中の放射性物質の濃度）については、緊急時に原子力施設から放出された放射性物質又は放射線による周辺環境への評価に資する観点から、国の技術的支援の下、県及び原子力事業者が実施することとされている。

市は、県及び原子力事業者と連携を図り、平常時の環境放射線モニタリングの実施に協力する。

### 2-3-2 緊急時モニタリング体制の整備

緊急時モニタリングについては、国（原子力規制委員会、原子力緊急事態宣言発出後においては原子力災害対策本部）の統括の下、緊急時モニタリングセンターが設置され、原子力規制委員会、関係省庁、県、重点市町、原子力事業者等が連携して実施することとされている。

また、国は、緊急時モニタリングセンターと原子力災害現地対策本部が緊密に連携できるよう、緊急時モニタリングセンターの企画調整及び情報収集に係る機能を原則としてオフサイトセンターに整備するとともに、県、重点市町等との情報共有のために必要な通信機器等を整備することとしている。

市は、県が策定する「緊急時モニタリング計画」に基づき、緊急時モニタリング体制等を整備する。

- (1) 市は、緊急時モニタリングに対応できるよう必要な人員等をあらかじめ定めておくとともに、緊急時モニタリングの迅速かつ的確な実施を確保するため、国、県、他の重点市町、関係機関及び原子力事業者と連携して、平時から定期的に操作訓練、操作講習会等に参加し意思疎通を深めるほか、測定方法の質の維持・向上等に努めるものとする。
- (2) 市は、県が整備するモニタリング情報共有システム（以下「ラミセス」という。）の操作方法と運用の習熟に努めるものとする。

## 第4章 災害警備計画の策定

市は、県警察が、原子力災害の発生に際し、原子力事業者との連絡や災害警備本部等の設置、指揮命令、情報の収集・連絡、避難誘導、救出救助及び交通規制等の措置を的確に実施することができるよう、警察本部及び伊予警察署それぞれにおいて策定された原子力災害警備計画へ全面的に協力するものとする。

## 第5章 原子力災害医療体制の整備

### 【危機管理課、健康増進課】

市は、国、県及びその他関係医療機関等と連携し、原子力災害医療に対応するため、災害の広域化や長期化に対応した原子力災害医療体制の整備を図るものとする。

#### 2-5-1 原子力災害医療体制の整備

市は、実効的な原子力災害医療活動が実施されるよう、国、県、医療機関、原子力事業者等関係機関との連携を図るものとする。

また、原子力緊急事態宣言発出後、健康調査・健康相談を適切に行う観点から、国（原子力規制委員会、環境省）及び指定公共機関の支援を得て、発災後1週間以内を目途に緊急時における放射性ヨウ素の吸入による内部被ばくの把握を、1か月以内を目途に放射性セシウムの経口摂取による内部被ばくの把握を行うとともに、速やかに外部被ばく線量の推計等を行うための行動調査を行う体制を整備するものとする。

#### 2-5-2 原子力災害医療資機材等の整備

市は、県、他の重点市町、日本赤十字社、原子力災害医療機関及び原子力事業者と連携し、国の情報提供等による協力の下、それぞれの役割に応じ、原子力災害医療活動を実施するため、放射線測定機材、除染資機材、応急救護用医薬品、医療資機材等の整備・維持管理を行うものとする。

#### 2-5-3 安定ヨウ素剤配付体制の整備

市は、緊急時活動レベルEALの設定内容に応じて、予防的な即時避難を実施する可能性のある地域、避難の際に学校や公民館等の配付場所で安定ヨウ素剤を受け取ることが困難と想定される地域等において、県が安定ヨウ素剤の事前配付を必要と判断する場合は、県の協力の下、事前に住民に配付することができる体制並びに緊急時に住民等に対して安定ヨウ素剤を配付することができる体制を整備するものとする。

- (1) 安定ヨウ素剤の事前配付を行うに当たっては、対象となる住民向けの説明会を開催し、原則として医師による説明を行い、説明事項を記した説明書を付して必要量のみ配付するものとする。

なお、配付に際しては、調査票や問診等により禁忌者やアレルギーの有無等の把握に努めるものとする。

- (2) 転出者・転入者に対する速やかな安定ヨウ素剤の回収・配付に努めるものとする。

また、事前配付した安定ヨウ素剤については、使用期限ごとに回収し、新しい

安定ヨウ素剤を再配付するものとする。

- (3) 安定ヨウ素剤の服用に伴う副作用の発生に備え、あらかじめ医療機関に受入れの協力を依頼するなど、救急医療体制の整備に努めるものとする。

## 第6章 防災対策上必要とされる防護資機材等の整備

### 【危機管理課】

市は、緊急時や災害の長期化などに備え、災害対策活動を円滑に実施するため、原子力防災対策上必要とされる防護資機材等の整備・維持管理を行うものとする。

また、緊急時モニタリング活動、避難者の誘導、救出、原子力災害医療、広報等各種緊急事態応急対策に従事する者（以下「防災業務関係者」という。）の安全確保のため、平常時から県及び関係機関と相互に密接な情報交換を行い、防災資機材の整備等に努めるものとする。

#### 2-6-1 防災対策上必要とされる防護資機材等の整備

市は、国から整備すべき資機材に関する情報提供等を受け、県と協力して原子力緊急事態応急対策の実施に必要な救急救助用資機材、救助工作車、救急自動車等の整備に努めるものとする。

#### 2-6-2 防災対策上必要とされる防護資機材等の操作演習等

市は、原子力災害時における緊急事態応急対策の迅速かつ的確な実施を確保するため、定期的に資機材等の操作訓練、操作講習会等を実施し、操作方法の習熟と資機材の適正管理に努めるものとする。

## 第7章 避難収容活動体制の整備

【危機管理課、福祉課、子育て支援課、長寿介護課、健康増進課、都市整備課、農林水産課、環境政策課、学校教育課、社会教育課、伊予消防署】

市及び学校、病院、社会福祉施設、工場等防災上重要な施設の管理者は、原子力災害時において安全かつ迅速な避難を行うことができるよう、指定緊急避難場所、指定避難所、避難経路、避難方法、避難誘導責任者等を定めた避難計画を作成し、住民等に周知徹底を図るとともに、計画に基づいた訓練を行うものとする。

また、市は、避難計画の作成に当たり、関係機関と調整の上、あらかじめ指定緊急避難場所、指定避難所及び避難経路を指定するとともに、指定避難所に必要な設備及び資機材の配備を図るものとする。

県及び市は、やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、車中泊避難を行うためのスペースを設置すること等、車中泊避難者の支援方策を検討するよう努めるものとする。その際、車中泊を行うに当たっての健康上の留意点等の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努めるものとする。

### 2-7-1 避難所等の指定

(1) 市は、公共的施設等を対象に、避難等を行うため、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において、安全が確保される指定緊急避難場所及び避難生活を送るための指定避難所をあらかじめ指定し、平常時から、指定避難所の場所、収容人数、家庭動物の受入れ方法等について、住民への周知徹底を図るものとする。なお、感染症対策のため、平常時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努めるものとする。

また、避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、屋内での退避等の緊急安全確保措置を講ずべきことにも留意するものとする。

ア 指定緊急避難場所については、被災が想定されない安全区域内に立地する施設等、又は安全区域外に立地するが災害に対して安全な構造を有する施設であって、災害時に迅速に指定緊急避難場所の開設を行うことが可能な管理体制等を有するものを指定するものとする。

なお、風向等の気象条件により、指定緊急避難場所が使用できなくなる可能性を考慮するものとする。

イ 指定避難所については、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定するものとし、あらかじめ避

難所内の空間配置図、レイアウト図などの施設の利用計画を作成するよう努めるものとする。また、必要に応じ、換気、照明等の施設の整備に努めるものとする。

また、主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられ、相談等の支援を受けることができる体制が整備されているもの等を指定するものとする。

指定に当たっては、風向等の気象条件により指定避難所が使用できなくなる可能性を考慮するものとし、指定避難所として指定された建物については、必要に応じ、衛生管理等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努めるものとする。

なお、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができるものとする。

ウ 学校を指定避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮するものとする。

また、指定避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、指定避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図るものとする。

- (2) 市は、県が広域避難計画に定める指定避難所、スクリーニング（居住者、車両、家庭動物、携行品等の放射線量の測定をいう。以下同じ。）等の場所の選定・確保に協力するものとする。

なお、指定避難所として指定された建物については、必要に応じ、衛生管理等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努めるものとする。

- (3) 市は、避難場所、避難施設、備蓄等防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地及び国有財産の有効活用を図るものとする。

## 2-7-2 避難経路の指定

市は、原子力災害時の風向等の気象条件に応じて、あらかじめ避難計画に基づき避難経路を選定し、円滑に利用できるよう整備するものとする。

なお、避難経路の選定に当たっては、次の事項に留意するものとする。

- (1) 避難経路は、バス等の大型車両が通行可能な幅員を有するものとする。
- (2) 避難経路は、相互に交差しないものとする。
- (3) 避難経路の選択に当たっては、住民の理解と協力を得て選定するものとする。
- (4) 避難経路については、できるだけ複数の経路を選定するなど、周辺地域の状況を勘案して行うものとする。

## 2-7-3 指定避難所等の設備及び資機材の配備

市は、避難及び指定避難所に必要な次の設備及び資機材をあらかじめ配備し、又は必要なとき直ちに配備、輸送できるよう準備しておくものとする。

また、要配慮者に配慮した避難の実施に必要な施設・設備の整備に努めるものとする。

- (1) 通信機材・設備（衛星携帯電話・衛星通信を活用したインターネット機器等）
- (2) 放送設備
- (3) 照明設備（非常用発電機を含む。）
- (4) テレビ、ラジオ等の災害情報の入手機器
- (5) 炊き出しに必要な機材及び燃料
- (6) 給水用機材（貯水槽、給水タンク）、井戸
- (7) 救護及び医療資機材
- (8) 物資の集積所
- (9) 仮設の小屋又はテント
- (10) 携帯トイレ、簡易トイレ、仮設トイレ又はマンホールトイレ
- (11) 防疫用資機材、感染症対策に必要な物資等
- (12) 清掃用資機材
- (13) 工具類
- (14) 非常電源
- (15) 日用品
- (16) 備蓄食料（アレルギー対応食を含む。）及び飲料水
- (17) その他粉ミルク（アレルギー用を含む。）又は液体ミルク、哺乳瓶や紙おむつ、生理用品、尿取りパッド

## 2-7-4 避難計画

### 1 広域避難計画

- (1) 県は、県内市町と連携し、市町の区域を越えて避難する場合における避難先の調整や輸送手段の確保について、広域避難計画を作成することとしている。  
市は、あらかじめ住民が円滑に避難できる方法、避難経路、避難先への誘導体制等、複数のパターンの行動計画を作成するものとし、必要に応じて県に支援を要請するものとする。
- (2) 市は、県の支援の下、市外に避難する被災者に対して、必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け渡すことができるよう、被災者の所在等の情報を避難元（市）と避難先の市町が共有する仕組みを整備し、円滑な運用・強化を図るものとする。
- (3) 市は、県と連携し、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他の市町との広域避難に係る応援協定を締結するなど、災害時の具体的な避難方法を含めた手順等を定めるよう努めるものとする。
- (4) 市は、庁舎が避難対象地域に含まれることとなる場合に備え、県の協力の下、受入可能市町と調整し、行政拠点の移転場所の候補地をあらかじめ選定するものとする。

## 2 重点市町における避難計画

市は、避難先において、応急対策の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、あらかじめ計画を策定するなどし、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に配備するための事前の準備体制を整備するものとする。

市の避難計画は、次の事項に留意して作成するとともに、自主防災組織等の育成を通じて避難体制の確立を図るものとする。

- (1) 指定避難所の名称、所在地、対象地区及び対象人口
- (2) 指定避難所への経路及び誘導方法
- (3) 避難に際しての注意事項
- (4) 指定避難所開設に伴う被災者救援措置に関する事項
  - ア 給水措置
  - イ 給食措置
  - ウ 毛布、寝具等の支給
  - エ 衣料、日用必需品の支給
- (5) 指定避難所の管理に関する事項
  - ア 指定避難所における住民登録の実施
  - イ 避難収容中の秩序保持
  - ウ 避難住民に対する災害情報の伝達
  - エ 避難住民に対する応急対策実施状況の周知徹底
  - オ 避難住民に対する相談業務
- (6) 災害時における広報
  - ア 広報車による周知
  - イ 避難誘導員による広報
  - ウ 住民組織を通ずる広報

## 3 防災上重要な施設の管理者の留意事項

学校、工場、劇場等の興行場、駅、その他の不特定多数の者が利用する施設及びその他防災上重要な施設の管理者は、多数の避難者の集中や混乱にも配慮し、次の事項に留意してあらかじめ避難計画を作成し、関係職員等に周知徹底を図るとともに、訓練等を実施することにより避難の万全を図るものとする。

- (1) 学校においては、それぞれの地域の特性等を考慮した上で、避難の場所、経路、時期及び誘導並びにその指示伝達の方法等のほか、児童生徒の保護者への引渡しに関するルール及び地域住民の避難場所となる場合の受入方法等をあらかじめ定めるものとする。
- (2) 学校及び教育行政機関においては、義務教育、高等学校等の児童生徒を集団的に避難させる場合に備えて、避難場所の選定及び収容施設の確保並びに保健、衛生、給食等の実施方法について定めるものとする。

## 2-7-5 避難行動要支援者名簿の作成等

市及び社会福祉施設等の管理者は、要配慮者及び観光や仕事での一時滞在者の安全を確保するため、県、地域住民、自主防災組織、民生児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア団体等の多様な主体の協力を得ながら、平常時から要配慮者に関する情報の把握及び関係者との共有や情報伝達体制を整備するとともに、防災担当部局と福祉担当部局等が連携して、要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者（以下「避難行動要支援者」という。）に対する個別避難計画の作成、避難誘導體制の整備、避難訓練の実施に努めるものとする。

また、計画等の策定に当たっては、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を借り上げる等、多様な避難所の確保に努めるほか、プライバシーの確保や男女のニーズの違い等に配慮するものとする。

なお、避難誘導に当たっては、放射線の影響を受けやすい乳幼児等について十分配慮するものとする。

### 1 市の活動

#### (1) 避難行動要支援者名簿の作成等

ア 市は、市地域防災計画（風水害等対策編 第2編第14章「要配慮者の支援対策」）に基づき、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、平常時から避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成するものとする。

また、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するものとする。

イ 市は、市町地域防災計画に基づき、防災関係部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、福祉専門職（介護支援専門員、相談支援専門員等）、社会福祉協議会、民生委員、地域住民等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努めるものとする。また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用を支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。

ウ 市は、避難支援等に携わる関係者として市地域防災計画に定めた消防機関、警察機関、民生児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等に対し、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供し、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るもの

とする。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講ずるものとする。

エ 市は、市町地域防災計画に定めるところにより、消防機関、警察機関、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意、または、当該市町の条例がある場合には、あらかじめ個別避難計画を提供するものとする。また、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。その際、個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講ずるものとする。

オ 市は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をするものとする。

カ 市は、地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。

#### (2) 個別避難計画の作成等

市は、市地域防災計画（風水害対策編 第2編第14章）に基づき、自主防災組織及び関係機関等と連携して名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに避難支援者を定めるなど、避難行動要支援者一人ひとりの個別避難計画を作成するよう努めるものとする。ただし、個別避難計画を作成することについて当該避難行動要支援者の同意が得られない場合は、この限りでない。

なお、個別避難計画における原子力災害に係る事項として、原子力災害対策重点区域（PAZ又はUPZ）の区分、避難に当たっての一次集合場所（自家用車以外で避難する場合に限る。）、避難先市町村名（予め避難先施設が決まっている場合には、その名称及び住所を記載。）等を記載する。

#### (3) 避難体制の確立

市は、避難支援者をはじめ、自主防災組織など地域ぐるみの避難誘導、安否確認等を行うための方法を避難行動要支援者からの意見を踏まえ、事前に具体的に定めておくものとする。

なお、避難場所及び避難所や避難経路の指定に当たっては、地域の特性を踏まえるとともに、高齢者、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者（発達障がいを含む。）、難病患者、妊産婦及び乳幼児、病弱者等避難生活に特別の配慮を要する者のための福祉避難所の設置を検討するなど、要配慮者の利便性や安全性にも十分配慮するものとする。

また、安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に避難場所から避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等についてあらかじめ定めるよう努めるものとする。

#### (4) 防災教育・訓練の充実

市は、要配慮者が自らの対応能力を高めるため、原子力防災訓練への参加促進

や要配慮者個々の態様に合わせた防災教育等の充実・強化を図るものとする。

(5) 一時滞在者への配慮

市は、一時滞在者の安全確保にも十分配慮するものとする。

## 2 社会福祉施設等の管理者の活動

(1) 組織体制の整備

社会福祉施設等の管理者は、災害の発生に備え、あらかじめ施設内の防災体制の整備、動員計画や緊急連絡体制等の確立に努めるものとする。

また、市や他の類似施設、地域の自主防災組織等と連携を図りながら災害時の協力体制づくりに努めるものとする。

(2) 緊急連絡体制の整備

社会福祉施設等の管理者は、市の協力を得て、原子力災害に備え、緊急時における情報伝達の手段及び方法を確立するとともに、施設相互間の緊急連絡体制の整備・強化に努めるものとする。

(3) 防災教育・訓練の充実

社会福祉施設等の管理者は、市の協力を得て、原子力災害時において施設利用者等が適切な行動がとれるよう防災教育を行うとともに、利用者の実態に応じた避難訓練等を定期的実施するよう努めるものとする。

(4) 物資等の備蓄

社会福祉施設等の管理者は、原子力災害時に施設利用者等の最低限度の生活維持に必要な食料、飲料水、介護用品等の備蓄を行うとともに、利用者等の移送に必要な資機材の確保、予想される災害の種類に応じた防災資機材や非常用自家発電機等の整備に努めるものとする。

(5) 避難計画の作成

社会福祉施設等の管理者は、市、県及び県内各市町と連携し、原子力災害時における指定避難場所、指定避難所、避難経路、誘導責任者、誘導方法等についての避難計画を作成するものとする。

## 3 病院等医療機関管理者の活動

(1) 組織体制の整備

病院等医療機関の管理者は、市、県及び県内各市町と連携を図りながら原子力災害時の協力体制づくりに努めるものとする。

(2) 避難計画の作成

病院等医療機関の管理者は、市、県及び県内各市町と連携し、原子力災害時における避難経路、誘導責任者、誘導方法、患者の搬送に必要な資機材の確保、避難時における医療の維持の方法等について、避難計画を作成するものとする。

## 第8章 緊急物資の確保及び飲食物の出荷制限、摂取制限

【環境政策課、健康増進課、地域創生課、財政課、危機管理課、農林水産課、  
商工観光課、農業振興課、上下水道課】

市は、原子力災害が発生した場合の住民の生活や安全を確保するため、備蓄の推進等により、食料、生活物資、医薬品等緊急物資の確保に努めるものとする。特に、交通の途絶等により地域が孤立した場合でも食料・飲料水・医薬品等の救援物資の緊急輸送が可能となるよう、無人航空機等の輸送手段の確保に努めるものとする。

### 2-8-1 食料、生活必需品等の確保

市は、原子力災害が発生した場合の住民の生活を確保するため、食料、生活必需品等の確保について平常時から次の措置を行うほか、住民においても、自主的に食料等の備蓄に努めるものとする。

#### 1 市の活動

- (1) 非常持ち出しができない被災者や一時滞在者等に対する食料の最低限の備蓄をしておくものとする。
- (2) 市における緊急物資流通在庫調査を実施するものとする。
- (3) 流通在庫方式による確保が困難な物資の一部を備蓄しておくものとする。
- (4) 市内における緊急物資調達及び分配計画を策定するものとする。
- (5) 緊急物資の集積所の選定及び運営管理等を検討するものとする。
- (6) 住民が実施する緊急物資確保対策の指導を行うものとする。
- (7) 給食計画を策定するものとする。

#### 2 住民の活動

- (1) 屋内退避に備え、7日間程度の最低限の生活を確保できる緊急物資の備蓄を行うものとする。
- (2) 上記(1)のうち、3日分程度の非常食料を含む非常持ち出し品を準備するものとする。
- (3) 自主防災組織等を通じての助け合い運動を推進するものとする。
- (4) 緊急物資の共同備蓄を推進するものとする。

### 2-8-2 飲料水等の確保

#### 1 市の活動

- (1) 飲料水の備蓄を行うほか、復旧資材の備蓄を行うものとする。
- (2) 他の地方公共団体からの応援給水を含む応急給水計画を作成するものとする。
- (3) 給水タンク、トラック等応急給水資機材を整備するとともに、貯水槽を設置

するものとする。

- (4) 住民及び自主防災組織に対し、貯水や応急給水について啓発・指導を行うものとする。
- (5) 水道工事業者等との協力体制を確立するものとする。

## 2 住民及び自主防災組織の活動

### (1) 住民（家庭）における貯水

ア 貯水すべき水量は、1人1日3リットルを基準とし、世帯人数の7日分を目標（うち3日分程度を非常持ち出し用として準備）とするものとする。

イ 貯水する水は、水道水等衛生的な水を用いるものとする。

ウ 貯水に用いる容器は、衛生的で、安全性が高く、水漏れ及び破損しないものとする。

### (2) 自主防災組織を中心とする飲料水の確保

ア 応急給水を円滑に実施するために、給水班を編成するものとする。

イ 原子力災害時に利用予定の井戸、泉、河川又は貯水槽の水は水質検査を実施して、市の指導の下に利用方法をあらかじめ検討しておくものとする。

ウ 応急給水に必要なとされるポンプ、水槽、ポリタンク、次亜塩素酸ナトリウム等の資機材を整備するものとする。

## 2-8-3 医薬品、医療資機材等の確保

原子力災害が発生した場合の避難住民の生活を円滑にするため、市は、県医療対策課、中予保健所と連携して、避難生活に必要な常備薬、医療資機材等の確保に当たる。

また、必要により、市が救護所用に備蓄した薬剤、医療用資機材等を転用する。

## 2-8-4 飲食物の出荷及び摂取の制限

市は、県の協力の下、飲食物の出荷及び摂取の制限に関する体制並びに飲食物の出荷制限、摂取制限等を行った場合の住民への飲食物の供給体制について、あらかじめ定めておくものとする。

## 第9章 緊急輸送路の確保体制の整備

【危機管理課、地域創生課、財政課、土木管理課、商工観光課】

市は、国、県、県警察及びその他の道路管理者等と協力し、緊急時の応急対策に関する緊急輸送活動を円滑に行う緊急輸送路を確保するため、被害状況や交通、気象等の把握のための装置や情報板等の整備に協力し、緊急輸送の確保体制の充実を図るものとする。

### 2-9-1 臨時ヘリポート候補地の選定

市は、施設の管理者と連携をとりつつ、あらかじめ、関係機関と協議して臨時ヘリポートの候補地を緊急輸送ネットワークにおける輸送施設として指定するとともに、これらの場所を災害時に有効に利用し得るよう、関係機関及び住民等に対する周知徹底を図るものとする。

### 2-9-2 運送事業者等との協定締結の促進

市は、国及び県と連携し、必要に応じ、緊急輸送に係る調整業務等への運送事業者等の参加、物資の輸送拠点における運送事業者等を主体とした業務の実施及び物資の輸送拠点として運送事業者等の施設を活用するための体制整備を図るものとする。

また、輸送協定を締結した民間事業者等の車両については、あらかじめ緊急通行車両確認標章等の交付を受けることができることについて周知及び普及を図るものとする。

### 2-9-3 輸送拠点等の環境整備

市は、県の協力の下、物資の調達・輸送に必要となる情報項目・単位の整理による発注方法の標準化、物資の輸送拠点となる民間施設への非常用電源や非常用通信設備の設置に係る支援、緊急通行車両等への優先的な燃料供給等の環境整備を推進するものとする。

### 2-9-4 専門家の移送体制の整備

市は、放射線医学総合研究所、指定公共機関等からのモニタリング、医療等に関する専門家の現地への移送協力（ヘリポートの場所や指定手続き、松山空港等から現地までの先導体制等）について県があらかじめ定める場合には、これに協力するものとする。

## 第10章 防災知識の普及

### 【危機管理課、総務課、学校教育課、社会教育課】

市は、職員をはじめ、住民等に対し災害予防又は災害応急措置等原子力防災に関する知識の普及・啓発に努めるものとする。

#### 2-10-1 職員に対する教育

市は、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構、公益財団法人原子力安全技術センター及び県等が実施する原子力防災に関する研修会等に職員を派遣するとともに、職員が的確かつ円滑な原子力防災対策を推進するため、次の事項について、教育を行い、原子力防災に関する職員の資質向上に努めるものとする。

- (1) 放射線及び放射性物質の特性
- (2) 原子力発電所施設の概要
- (3) 原子力災害とその特性
- (4) 伊予市地域防災計画（原子力災害対策編）と市の原子力防災対策に関する知識
- (5) 原子力災害が発生した場合に、具体的にとるべき行動に関する知識
- (6) 職員として果たすべき役割（職員の動員体制と任務分担）
- (7) 家庭及び地域における防災対策
- (8) その他必要な事項

なお、上記(5)及び(6)については、毎年度、各課等において、所属職員に対し、十分に周知するものとする。

また、各課等は、所管事項に関する防災対策について、それぞれが定めるところにより所属職員の教育を行うものとする。

#### 2-10-2 教職員及び児童生徒に対する教育

市教育委員会及び学校長は、市職員に準じて教職員への教育を行うとともに、学校における体系的な防災教育の実施、防災教育のための指導時間の確保など、防災に関する教育の充実に努め、児童生徒が災害に関する基礎的・基本的な事項を理解し、思考力・判断力を高め、自ら危険を予測し、「主体的に行動する態度」を育成するよう安全教育等の徹底を指導するものとする。

また、学校において、外部の専門家や保護者等と協力しながら、学校安全に関する手引き（文部科学省作成ほか）を基に、防災に関するマニュアル及び災害に関する必要な事項（防災組織・分担等）を定めた学校安全計画を策定するものとする。

なお、小中学校、保育所等の教職員等は、原子力災害時における児童生徒等の避難誘導が迅速かつ的確に行われるよう、県が実施する原子力防災に関する研修会に参加し、原子力防災に関する理解の促進を図るものとする。

## 2-10-3 住民に対する防災知識の普及

市は、原子力災害時に住民が的確な判断に基づき行動できるよう、県、教育機関等と協力し、原子力防災に関する知識の普及・啓発を図るものとする。

防災知識の普及、訓練を実施する際は、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めることに加え、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努めるものとする。

### 1 一般啓発

#### (1) 啓発の内容

- ア 原子力災害に関する一般的知識
- イ 原子力災害が発生した場合に、具体的にとるべき行動に関する知識
- ウ モニタリング結果の解釈の仕方及び放射線防護方法等に関する知識
- エ 安定ヨウ素剤の服用の効果等に関する知識
- オ 防災関係機関等の防災対策に関する知識
- カ 地域、事業所等における自主防災活動の基礎知識
- キ 指定避難所等、避難路及びその他避難対策に関する知識
- ク 非常持ち出し品の準備等家庭における防災対策に関する知識
- ケ 避難生活に関する知識
- コ 要配慮者への配慮に関する知識
- サ 災害復旧時の生活確保に関する知識
- シ 被災時の男女のニーズの違い等に関する知識
- ス 電気通信事業者が災害時に提供する伝言サービスに関する知識

#### (2) 啓発の方法

- ア テレビ、ラジオ及び新聞の活用
- イ 広報紙、パンフレット、ポスター等の利用
- ウ 映画、資料映像等の利用
- エ 講演会、講習会の実施
- オ 原子力防災訓練の実施

### 2 社会教育を通じた啓発

市及び市教育委員会は、県及び県教育委員会と連携し、PTA、青少年団体等を対象とした各種研修会、集会等を通じて原子力防災に関する知識の普及・啓発を図るものとする。

#### (1) 啓発の内容

住民に対する一般啓発に準ずるほか、各団体の性格等に合わせた内容とするものとする。

(2) 啓発の方法

各種講座・学級、集会、大会、学習会、研修会等において実施するものとする。

**3 各種団体を通じた啓発**

市は、各種団体に対し、研修会、講演会、資料映像等の貸出し等を通じて原子力防災知識の普及に努め、各団体の構成員である民間事業所等の組織内部における原子力防災知識の普及を促進させるものとする。

**4 災害教訓の伝承**

市は、過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努めるものとする。

**5 人権意識の啓発**

災害発生後に、指定避難所や仮設住宅、ボランティア活動場所において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう「暴力は許されない」意識の普及、徹底を図るものとする。

**2-10-4 住民及び事業者の活動**

市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努めるものとする。この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市防災会議に提案するなど、市と連携して防災活動を行うこととする。

市は、市地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、市地域防災計画に地区防災計画を定めるものとする。

# 第 1 1 章 原子力防災訓練の実施

## 【危機管理課、伊予消防署】

放射性物質等の大量放出によって災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、各防災機関が相互に緊密な連携を保ちながら、地域防災計画（原子力災害対策編）に定める原子力緊急事態応急対策及び伊方地域原子力防災協議会において確認した緊急時対応を迅速かつ適切に実施できるよう、技能の向上と住民に対する防災意識の啓発を図るため、図上又は現地で、総合的かつ計画的な訓練を実施するものとする。

訓練の実施に当たっては、大規模な自然災害等との複合災害や重大事故等原子力緊急事態を具体的に想定した詳細なシナリオに基づき、参加者に事前にシナリオを知らせない訓練、訓練開始時間を知らせずに行う訓練、机上において想定事故に対する対応や判断を試す訓練等の工夫や図上演習の方法論を活用するなど、現場における判断力の向上につながる実践的なものになるよう工夫するものとする。特に、内閣府政策統括官（原子力防災担当）その他の関係省庁等が参加し、総合的に実施する防災訓練に関して、訓練計画に定める訓練の目的、実施項目、反省点の抽出方法等を伊方地域原子力防災協議会において協議するものとする。

また、市は、国が策定する訓練計画に基づき実施する国の原子力防災訓練に、県、他の重点市町、その他の市町、原子力事業者等と共同して参加するものとする。

## 2 - 1 1 - 1 県原子力防災訓練の実施

### 1 県原子力防災訓練の実施責務又は協力

市は、国、県、他の重点市町、その他の市町及び原子力事業者等関係機関と連携の下、県が計画する県原子力防災訓練を実施するものとする。

### 2 県原子力防災訓練の項目

県原子力防災訓練の実施項目は、基本的には次のとおりとし、総合的に実施する訓練については、伊方地域原子力防災協議会において検討するものとする。

- (1) 緊急時通信連絡訓練
- (2) 緊急時モニタリング訓練
- (3) 災害広報訓練
- (4) 災害対策本部訓練
- (5) オフサイトセンター運営訓練
- (6) 原子力災害医療活動訓練
- (7) 自衛隊災害派遣要請訓練
- (8) 住民避難・誘導訓練
- (9) 人命救助活動訓練
- (10) その他緊急事態応急対策に必要な訓練

### 3 県原子力防災訓練の実施方法

県は、県原子力防災訓練を実施するに当たり、国の職員の派遣等実態に即したものとすのほか、最も効果ある方法で訓練を実施することとしている。

市は、県原子力防災訓練に住民を参加させるなど、住民の原子力防災に係る意識向上に努めるものとする。

### 4 県原子力防災訓練実施後の評価等

市は、県原子力防災訓練の実施後、県と連携の下、事後評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制の改善等に活用するものとする。

なお、国が参加する総合的な防災訓練の際には、参加した機関等と伊方地域原子力防災協議会において、総合的な訓練の実施結果、成果、抽出された反省点等を検討し、これらを共有するとともに、明らかになった課題に関して、緊急時の対応に係る計画やマニュアルの改善等を行うものとする。

## 2-11-2 国の実施する原子力総合防災訓練への参加等

国は、毎年度、防災訓練の対象となる原子力事業所を定め、実施する時期、共同して訓練を行う主体、施設敷地緊急事態発生の通報、原子力緊急事態の想定、原子力緊急事態宣言及び原子力災害合同対策協議会の運用に関すること等を定めた総合的な防災訓練の実施についての計画を策定することとしている。

市、県、他の重点市町、その他の市町、原子力事業者等は、防災訓練の対象となる原子力事業所が伊方発電所と定められた場合には、国が行う総合的な防災訓練の実施についての計画策定に共同して参画するとともに、この計画に基づいて実施される国の原子力総合防災訓練に参加するものとする。

## 第 1 2 章 原子力発電所上空の飛行規制 【危機管理課】

原子力発電所上空の飛行規制については、次の通達によるものとする。

「原子力関係施設上空の飛行規制について」(抄)

昭和 4 4 年 7 月 5 日付空航第 2 6 3 号  
運輸省航空局長から地方航空局長あて通達

- 1 施設附近の上空の飛行は、できる限り避けさせること。
- 2 施設附近の上空に係る航空法第 81 条ただし書の許可は行わないこと。

「航空法」(抄)

(飛行の禁止区域)

第八十条 航空機は、国土交通省令で定める航空機の飛行に関し危険を生ずるおそれがある区域の上空を飛行してはならない。但し、国土交通大臣の許可を受けた場合は、この限りではない。

第八十一条 航空機は、離陸又は着陸を行う場合を除いて、地上又は水上の人又は物件の安全及び航空機の安全を考慮して国土交通省令で定める高度以下の高度で飛行してはならない。但し、国土交通大臣の許可を受けた場合は、この限りでない。

## 第 1 3 章 広域応援体制の整備

### 【危機管理課、伊予消防署】

市は、県、他の重点市町、その他の市町及び関係機関と連携し、原子力災害が発生した場合に、円滑な広域応援活動が行えるよう、あらかじめ相互応援協定を締結するなどして広域的な応援体制を確立しておくものとする。

#### 2-13-1 広域的な応援協力体制の拡充・強化

市は、平常時から防災関係機関と原子力防災体制について相互に情報を交換し、原子力災害が発生した場合に、円滑な広域応援活動が行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の徹底、受入体制を整備するものとする。

#### 2-13-2 消防の相互応援体制及び緊急消防援助隊

県内の全市町長及び消防機関の長は、災害時における消防相互応援体制を確立し、災害の鎮圧と被害の軽減を図るため、「愛媛県消防広域相互応援協定」、「愛媛県消防団広域相互応援協定」を締結している。

協定の具体的な運用については、「愛媛県消防広域相互応援計画」の定めるところによるが、市は、消防相互応援体制の整備及び緊急消防援助隊の充実・強化に努めるとともに、緊急消防援助隊の迅速な派遣要請のための手順、受入体制、連絡・調整窓口及び連絡の方法の整備に努めるものとする。

#### 2-13-3 自衛隊派遣要請体制

市は、県を通じて（災害の状況によっては直接）、自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡・調整窓口及び連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の徹底、受入体制の整備等必要な準備を整えておくものとする。

##### （緊急時の連絡先）

機 関 名	電話番号	県防災通信システム	F A X
陸上自衛隊 松山駐屯地	089-975-0911	6-55621 6-55622	089-975-0911
海上自衛隊 呉地方総監部	0823-22-5511	（衛星）64-034-101-158	0823-22-5692
航空自衛隊 西部航空方面隊司令部	092-581-4031	—	—

## 第 1 4 章 県消防防災ヘリコプターの運航

### 【危機管理課、伊予消防署】

県消防防災ヘリコプターの運航管理体制については、「愛媛県消防防災ヘリコプター運航管理要綱」によるものとするが、原子力災害時における運用については、特に次のとおりである。

#### 2-14-1 原子力災害時における活動の種類

県消防防災ヘリコプターの原子力災害時における活動の種類は、次のとおりである。

- (1) 緊急事態応急対策要員の輸送
- (2) 緊急事態応急対策に必要な資機材の輸送
- (3) 被ばく者、要治療者等の救急搬送
- (4) 被災状況、緊急事態応急対策実施状況等の情報収集活動及びヘリコプターテレビ電送システムによる同情報の伝達
- (5) その他緊急事態応急対策に必要な活動

#### 2-14-2 ヘリコプター離着陸場の整備拡充

市は、ヘリコプター離着陸場の整備拡充に努め、原子力災害時には臨時離着陸場として使用できるようあらかじめ関係機関と協議を行っておくものとする。

# 第 15 章 防災対策資料の整備

## 【危機管理課】

市は、原子力災害時において放射性物質による汚染の影響範囲を予測し、的確な緊急事態応急対策の樹立に資するための周辺地域の環境条件、人口分布など、防災対策上必要な資料を整備するものとする。

### 2-15-1 防災対策資料の整備

#### 1 社会環境に関する資料

- (1) 周辺地域の地図
- (2) 周辺地域の人口、世帯数等（原子力事業所との距離別、方位別、要配慮者の概要、統計的な観光客数など季節的な人口移動に関する資料を含む。）
- (3) 周辺地域の配慮すべき施設（幼稚園、学校、医療機関、社会福祉施設、観光施設、主要な工場等）（原子力事業所との距離及び方位に関する資料を含む。）
- (4) 周辺地域の一般道路、高速道路、林道、農道（道路幅員、路面状況及び交通状況を含む。）
- (5) ヘリコプターの飛行場外離着陸場適地、空港（施設の付随設備及び滑走路の長さを含む。）
- (6) 避難場所及び屋内退避に適するコンクリート建物等（位置、収容能力、移動手段等の情報を含む。）
- (7) 医療機関の状況
- (8) 港湾及び漁港の状況（ふ頭の水深等を含む。）
- (9) 鉄道（時刻表を含む。）

#### 2 放射能影響推定に関する資料

- (1) 周辺地域の気象状況（風向、風速及び大気安定度）
- (2) 周辺地域の海象状況
- (3) モニタリングポスト配置図、空間放射線量率の予定測定地点図、及び環境試料の予定採取地点図
- (4) 線量推定計算に関する資料
- (5) 平常時環境モニタリングデータの状況
- (6) 周辺地域の水源地、飲料水の状況
- (7) 農林水産物の生産及び出荷状況
- (8) 放射線測定地点と避難等防護措置実施地区の関連付け

#### 3 原子力施設（事業所）に関する資料

- (1) 原子力事業者防災業務計画
- (2) 原子力事業所の施設の配置図

## 2-15-2 その他原子力防災対策上必要な資料の整備

市は、県、国、原子力事業者、関係機関等と連携し、その他原子力防災対策上必要な資料の整備に努めるものとする。

- (1) 通報情報（関係機関間における通報様式及び公式発表情報や国及び県からの連絡事項等）
- (2) 資料情報（防災計画に関する資料、法令・規則等、防災関連委託調査等報告書等）
- (3) 資機材情報（資機材の保管・在庫・貸与等の状況管理）
- (4) 民間資機材情報（応急・復旧活動時に有用な資機材の備蓄、保有及び事業者連絡先）
- (5) 機関情報（国、県、関係機関等の担当者、連絡先等の情報）
- (6) 避難計画（地区ごとの避難計画及び避難所運用体制）
- (7) 原子力事業者を含む防災業務関係機関の緊急時対応組織に関する資料（人員、配置、指揮命令系統及び関係者名リスト）

## 第 16 章 核燃料物質等の事業所外運搬中の事故に対する応急体制の整備

【危機管理課、伊予消防署】

市は、核燃料物質等の運搬中の事故に係る防災対策について、原子力災害の発生及び拡大の防止のため、原子力事業者、運搬を委託された者及び防災関係機関と連携し、運搬の特殊性、具体的な事故想定に係る輸送容器の安全性等を踏まえつつ、危険時の措置等を迅速かつ的確に行うための体制の整備を図るものとする。

### 2-16-1 市の活動体制の整備

市は、県と連携して事故の状況把握に努めるとともに、国の指示又は独自の判断により、事故現場周辺の住民避難等、一般公衆の安全を確保するために必要な措置を実施するための体制を整備するものとする。

### 2-16-2 消防機関の活動体制の整備

伊予消防署等は、事故の状況の把握に努め、事故の状況に応じて、消防職員等の安全確保を図りながら、原子力事業者等と協力して、消火、人命救助、救急等必要な措置を実施するものとする。

## 第17章 複合災害対応に係る体制整備

### 【全部署】

原子力災害と自然災害等複数の事象に対応する必要がある場合（以下「複合災害時」という。）に備えて、必要な体制の整備を図るものとする。

#### 2-17-1 複合災害に係る応急体制等の整備

- (1) 市は、連続して災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くの要員及び資機材を動員し、後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意し、応急体制の整備に努めるものとする。
- (2) 市は、自然災害等への対応により要員及び資機材が不足する場合に備え、広域応援体制の整備に努めるものとする。

#### 2-17-2 情報の収集・連絡体制の整備

市は、複合災害時においても、国、県、他の重点市町、防災関係機関及び原子力事業者との間で確実に情報の収集及び連絡を行うため、必要な情報収集・連絡体制及び通信手段の整備に努めるものとする。

#### 2-17-3 緊急時モニタリング体制の整備

市は、自然災害等による道路等の被災、資機材等の被災、要員の不足等に備え、活動体制等の整備に努めるものとする。

#### 2-17-4 原子力災害医療体制の整備

市は、複合災害時の救護所運営について、自然災害等への対応と混乱が生じないように、あらかじめ体制の整備に努めるものとする。

#### 2-17-5 避難・退避実施体制の整備

##### 1 避難誘導計画の整備

市は、避難誘導計画の作成に当たり、県の支援の下、自然災害等による道路等の被災状況や放射性物質放出までの時間等を考慮し、複合災害時でも適切に避難誘導が行えるよう計画を整備するものとする。

##### 2 避難所等の確保及び設置運営

- (1) 市は、県と協力し、複合災害時の避難所等の確保及び設置運営方法について、情報の提供方法を含めた住民への応急対策が的確に行われるよう、体制の整備

を図るものとする。

- (2) 市は、広域的な避難が必要となる場合に備え、県の調整の下、避難の受入体制や避難所の運営方法等について、あらかじめ調整を図るなど、体制の整備を図るものとする。

## 2-17-6 緊急輸送活動体制の整備

市は、輸送路及び輸送手段の被災に備え、海上輸送やヘリコプター輸送による避難等の対応がとれるよう、防災関係機関と連携し、必要な体制整備に努めるものとする。

## 2-17-7 住民への的確な情報伝達体制の整備

市は、複合災害時においても、住民等に対して正確な情報を迅速に伝達するため、必要な体制及び設備の整備に努めるものとする。

## 2-17-8 避難経路となる道路等の整備

- (1) 道路管理者は、複合災害においても、防災要員の派遣、救助活動の円滑な実施及び原子力資機材等の物資輸送を行う緊急輸送道路を確保するとともに、広域避難計画に基づく円滑な避難が行えるよう、避難経路となる道路の整備や補強対策を実施するものとする。

なお、震災点検等で対策が必要とされた橋りょう、法面等について、緊急性の高い路線及び箇所から順次、補強対策を実施するものとする。

- (2) 港湾・漁港管理者は、防災拠点となる港湾・漁港について、防災上必要な補強対策等を実施するものとする。

## 2-17-9 原子力防災に関する知識の普及・啓発等

### 1 知識の普及・啓発

市は、県と協力し、複合災害時における住民の災害事前対策又は緊急事態応急対応措置等原子力防災に関する知識の普及・啓発に努めるものとする。

### 2 訓練等の実施

市は、原子力防災訓練等を実施するに当たっては、複合災害時の対応について考慮するものとする。



## 第3編 緊急事態応急対策

原子力災害又は複合災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害の拡大を防止し、又は軽減するため、災害発生の防御又は応急復旧に関する計画を樹立し、それぞれの計画に基づき迅速かつ的確な活動体制を確立して緊急事態応急対策に万全を期するものとする。



# 第1章 応急措置の概要

## 【危機管理課、関係機関】

原子力災害時において、市、県、住民、関係機関及び原子力事業者が行うべき応急措置の概要は、次のとおりとする。

### 3-1-1 市のとるべき措置

- (1) 住民広報の実施
- (2) 緊急時モニタリングへの参画
- (3) 災害調査及び災害情報の県に対する報告
- (4) 避難の指示及び被災住民の収容
- (5) 消防団に対する出動命令
- (6) 防護対策区域及び警戒区域の決定と避難措置
- (7) 避難住民の輸送
- (8) 指定避難所の設置・運営
- (9) 自衛隊の派遣、緊急援護備蓄物資の供給等の県に対する要請
- (10) 救援物資の配付
- (11) 被災者収容施設の供与
- (12) 原子力災害医療の実施及び協力
- (13) 安定ヨウ素剤の配付
- (14) 被ばく者に対する除染
- (15) その他必要な応急対策の実施

### 3-1-2 県のとるべき措置

- (1) 原子力事業者からの事故発生等の通報受理
- (2) 被害状況の把握及び情報の収集
- (3) 緊急時モニタリングの実施
- (4) 防災上必要な措置に関する国との協議
- (5) 重点市町、その他の市町及び関係機関への放射能影響予測結果、被害状況等の通報
- (6) 重点市町、その他の市町及び関係機関に対する防災上必要な措置の指示又は要請
- (7) 関係機関との応急対策の協議・調整
- (8) 放送機関への緊急放送要請
- (9) 住民広報の実施
- (10) 防護対策区域及び警戒区域の設定
- (11) 重点市町に対する屋内退避、避難等の指示の伝達等
- (12) 避難者の避難先調整及びその他の市町又は他県への避難者受入要請

- (13) 被災者の救出・救護等の措置
- (14) 自衛隊の災害派遣要請
- (15) 医師会、日赤への救護班の派遣要請
- (16) 防災業務関係者に対する原子力防災資機材の準備
- (17) 緊急援護備蓄物資の供給
- (18) 救援物資の調達及び輸送
- (19) 原子力災害医療の実施
- (20) 安定ヨウ素剤の配付指示
- (21) 被ばく者に対する除染
- (22) 飲料水・飲食物の摂取制限等
- (23) 被災地の警備、交通の確保及び規制
- (24) 被災地の応急復旧
- (25) 消防防災ヘリコプターによる応急対策の実施
- (26) その他必要な応急対策の実施

### 3-1-3 住民のとりべき措置

市長（本部長）の指示による避難行動等の実施

### 3-1-4 関係機関のとりべき措置

- (1) 災害情報の市、県等に対する通報
- (2) 救援隊の派遣、救助、資機材配付等の県に対する要請
- (3) 市及び県の要請に基づく救援の実施
- (4) 市及び県と一体となった応急対策の実施
- (5) その他必要な応急対策の実施

### 3-1-5 原子力事業者のとりべき措置

- (1) 災害情報の市、国、県、関係機関等に対する通報
- (2) 発災施設の応急対策及び復旧
- (3) 緊急時モニタリングの実施及び協力
- (4) 原子力災害医療の実施及び協力
- (5) 住民広報の実施
- (6) その他、市、県、関係機関等の行う緊急事態応急対策に対する全面的な協力

## 第2章 市災害対策本部の設置

### 【全部署】

#### 3-2-1 市災害対策本部の設置等の基準

市長は、原子力発電所に係る防災対策について、市災害対策本部設置等の判断基準（別表1）に基づき、県と協議の上、市災害警戒本部又は市災害対策本部を設置するものとする。

##### 1 市災害対策本部

###### (1) 設置及び廃止基準

###### ア 設置基準

- (ア) 警戒事態が発生したとき（別表2）
- (イ) 施設敷地緊急事態が発生したとき（別表3）。
- (ウ) 全面緊急事態が発生したとき（別表4）。
- (エ) その他市長が必要と判断するとき。

###### イ 廃止基準

- (ア) 予想される原子力災害の発生がないとき。
- (イ) 緊急事態応急対策措置が完了したとき。

###### (2) 組織

- (ア) 市災害対策本部は、本部長、副本部長、部長、班長及び班員で構成するものとする。
- (イ) 本部長には市長を、副本部長には副市長、教育長を、部長には関係部（局）長を、班長には関係課長を、班員には班長が所属する課の職員をもって充てるものとする。
- (ウ) 市災害対策本部の各部各班は、「伊予市災害対策本部運営要領」に定めるところによる。

###### (3) 所掌事務

市災害対策本部は、原子力災害に備えるため、動員の実施、事前対策の検討、気象情報や災害情報の収集・伝達、防災関係機関等との連絡・調整及び緊急事態応急対策に係る事務を実施するものとする。

###### (4) 市災害対策本部会議の開催

本部長は、市災害対策本部を設置した場合、市災害対策本部会議を開催し、緊急事態応急対策活動等について協議するものとする。

###### (5) 参集及び配備

市災害対策本部が設置された場合、直ちに原子力災害への応急対応を実施するために必要な人員が参集し、所定の場所において応急業務に当たるものとする。

また、原子力災害時において、緊急に統一的な防災活動を実施するため、県災害対策本部本部長がオフサイトセンターに現地災害対策本部を配置した場合は、市職員を配置するものとする。

(別表1 市災害対策本部設置等の判断基準)

判断基準		本部の設置等	市の主な対応
Aレベル	<ul style="list-style-type: none"> <li>①警戒事態が発生したとき(別表2)。</li> <li>②その他市長が必要と判断するとき。</li> </ul>	市災害対策本部の設置	<ul style="list-style-type: none"> <li>①市災害対策本部会議の開催</li> <li>②県との対策協議</li> <li>③住民広報の実施</li> <li>④報道機関への発表</li> <li>⑤防災関係機関への連絡</li> <li>⑥緊急時モニタリングへの参画準備</li> <li>⑦その他必要な緊急事態応急対策</li> </ul>
Bレベル	<ul style="list-style-type: none"> <li>①施設敷地緊急事態が発生したとき(別表3)。</li> <li>②その他市長が必要と判断するとき。</li> </ul>	市災害対策本部の設置	<ul style="list-style-type: none"> <li>①市災害対策本部会議の開催</li> <li>②県との対策協議</li> <li>③住民広報の実施</li> <li>④緊急時モニタリングへの参画</li> <li>⑤国の現地事故対策連絡会議への参画</li> <li>⑥原子力災害医療の協力 ※</li> <li>⑦国の専門家の派遣要請</li> <li>⑧その他必要な緊急事態応急対策</li> </ul>
Cレベル	<ul style="list-style-type: none"> <li>①全面緊急事態が発生したとき(別表4)。</li> <li>②その他市長が必要と判断するとき。</li> </ul>	市災害対策本部の設置	<ul style="list-style-type: none"> <li>①原子力災害合同対策協議会への参画</li> <li>②災害対策本部会議の開催</li> <li>③県との対策協議</li> <li>④住民広報の実施</li> <li>⑤避難の勧告・指示</li> <li>⑥各方面への応援要請</li> <li>⑦緊急時モニタリングへの参画</li> <li>⑧原子力災害医療活動の協力</li> <li>⑨その他必要な緊急事態応急対策</li> </ul>

※Bレベルに達しない場合においても、県災害医療対策部長が必要と認めた場合は、県災害医療対策部が設置され、原子力災害医療を実施する。

(別表2 警戒事態)

警戒事態を判断するEAL	
<b>1. 原子炉停止機能の異常又は異常のおそれ (AL11) 【3号機】</b>	○原子炉の運転中に原子炉保護回路の1チャンネルから原子炉停止信号が発信され、その状態が一定時間継続された場合において、当該原子炉停止信号が発信された原因を特定できないとき、又は原子炉の非常停止が必要な場合において、原子炉制御室からの制御棒の挿入操作により原子炉を停止することができないとき、若しくは停止したことを確認することができないとき。
<b>2. 原子炉冷却材の漏えい (AL21) 【3号機】</b>	○原子炉の運転中に保安規定で定められた数値を超える原子炉冷却材の漏えいが起こり、定められた時間内に定められた措置を実施できないとき、又は原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生したとき。
<b>3. 蒸気発生器給水機能喪失のおそれ (AL24) 【3号機】</b>	○原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての主給水が停止した場合において、電動補助給水ポンプ又はタービン動補助給水ポンプによる給水機能が喪失したとき。
<b>4. 非常用交流電圧母線喪失又は喪失のおそれ (AL25) 【3号機】</b>	○非常用交流高圧母線が一となった場合において当該非常用交流高圧母線に電気を供給する電源が一となる状態が15分間以上継続したとき、全ての非常用交流高圧母線からの電気の供給が停止したとき、又は外部電源喪失が3時間以上継続したとき。
<b>5. 停止中の原子炉冷却機能の一部喪失 (AL29) 【3号機】</b>	○原子炉の停止中に当該原子炉から残留熱を除去する機能の一部が喪失したとき。
<b>6. 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失のおそれ (AL30) 【3号機】</b>	○使用済燃料貯蔵槽の水位が一定の水位まで低下したとき。
<b>7. 単一障壁の喪失又は喪失のおそれ (AL42) 【3号機】</b>	○燃料被覆管障壁若しくは原子炉冷却系障壁が喪失したおそれがあるとき、又は、燃料被覆管障壁若しくは原子炉冷却系障壁が喪失したとき。
<b>8. 原子炉制御室他の機能喪失のおそれ (AL51) 【3号機】</b>	○原子炉制御室その他の箇所からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じたとき。
<b>9. 所内外通信連絡機能の一部喪失 (AL52) 【3号機】</b>	○原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じたとき。
<b>10. 重要区域<sup>*</sup>での火災・溢水による安全機能の一部喪失のおそれ (AL53) 【3号機】</b>	○重要区域 <sup>*</sup> において、火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失したおそれがあるとき。

警戒事態を判断するEAL

11. 外的事象（自然災害）の発生

○大地震の発生 【1、2、3号機】

当該原子力事業所所在市町村において、震度6弱以上の地震が発生したとき。

○大津波警報の発令 【1、2、3号機】

当該原子力事業所所在市町村沿岸を含む津波予報区において大津波警報が発令されたとき。

○その他 【3号機】

当該原子力施設において、新規制基準で定める設計基準を超える外的事象が発生したとき。

12. オンサイト総括が警戒を必要と認める故障等が発生した場合 【1、2、3号機】

○オンサイト総括が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障が発生したとき。

13. 原子力規制委員会委員長又は委員長代行が警戒本部の設置を判断した場合 【1、2、3号機】

○その他外部事象による原子炉施設への影響が発生するおそれあることを認知した場合など、原子力規制委員会委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断したとき。

(注) 各項目中の（）内に記載している番号（AL11等）は、四国電力株式会社「伊方発電所原子力事業者防災業務計画」に示すEALNo.である。

※ 重要区域は、四国電力株式会社「伊方発電所原子力事業者防災業務計画」に示す区域である。

(別表3 施設敷地緊急事態)

施設敷地緊急事態を判断するEAL
<p><b>1. 敷地境界付近の放射線量の上昇 (SE01) 【1、2、3号機】</b></p> <p>○放射線測定設備 (No. 1～4モニタリングポスト) 又はモニタリングステーションにおいて以下の状態に至ったとき。ただし、落雷の影響による場合又は格納容器排気筒ガスモニタ、補助建屋 (家) 排気筒ガスモニタ及び原子炉又は使用済燃料貯蔵槽に係る全てのエリアモニタリング設備により、検知された数値に異常が認められない場合は除く。</p> <p>(1) 1又は2地点以上において、<math>5\mu\text{Sv/h}</math>以上を検出したとき。</p> <p>(2) 1又は2地点以上において、<math>1\mu\text{Sv/h}</math>以上を検出した場合、中性子測定用可搬式測定器によって<math>1\mu\text{Sv/h}</math>以上を検出した放射線測定設備の周辺の中性子線量率を測定し、両者の合計が<math>5\mu\text{Sv/h}</math>以上になったとき。</p> <p>○又は、愛媛県又は山口県が設置しているモニタリングステーション若しくはモニタリングポストが上記の状態に至ったことの連絡を受け、発電所の異常に起因するものと確認したとき。</p>
<p><b>2. 通常放出経路での気体放射性物質の放出 (SE02) 【1、2、3号機】</b></p> <p>○以下に示す排気筒において「原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則」(以下「通報事象等規則 (原子炉施設)」という。) 第5条第1項で定める基準以上の放射性物質を検出したとき。</p> <p>(1) 1号機補助建屋排気筒</p> <p>(2) 1号機格納容器排気筒</p> <p>(3) 2号機補助建屋排気筒</p> <p>(4) 2号機格納容器排気筒</p> <p>(5) 3号機補助建屋排気筒</p> <p>(6) 3号機格納容器排気筒</p>
<p><b>3. 通常放出経路での液体放射性物質の放出 (SE03) 【1、2、3号機】</b></p> <p>○放水口において、「通報事象等規則 (原子炉施設)」第5条第1項で定める基準以上の放射性物質が検出される放射性液体廃棄物を放出したとき。</p>
<p><b>4. 火災、爆発等による管理区域外での放射線量の検出 (SE04) 【1、2、3号機】</b></p> <p>○火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則」第2条第2項第4号に規定する管理区域の外の場所において、<math>50\mu\text{Sv/h}</math>以上の放射線量率を検出したとき</p> <p>○又は火災、爆発その他これらに類する事象の状況により、放射線又は放射能の測定が困難な場合であって、その状況に鑑み上記の事象が発生する蓋然性が高くなったとき。</p>

施設敷地緊急事態を判断するEAL

**5. 火災、爆発等による管理区域外での放射性物質の放出（SE05） 【1、2、3号機】**

- 火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則」第2条第2項第4号に規定する管理区域の外の場所において、放射能水準が5  $\mu$ Sv/hの放射線量率に相当するものとして、「通報事象等規則（原子炉施設）」第6条第2項で定める基準以上の放射性物質が検出されたとき。
- 又は火災、爆発その他これらの類する事象の状況により、放射線又は放射能の測定が困難な場合であって、その状況に鑑み上記の事象が発生する蓋然性が高くなったとき。

**6. 原子炉外での臨界事故のおそれ（SE06） 【1、2、3号機】**

- 原子炉の運転等のための施設の内部（原子炉の本体及び再処理施設の内部を除く。）において、核燃料物質の形状による管理、質量による管理その他の方法による管理が損なわれる状態その他の臨界状態の発生の高蓋然性が高い状態になったとき。

**7. 原子炉冷却材漏えい時における非常用炉心冷却装置による一部注入不能（SE21） 【3号機】**

- 原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、非常用炉心冷却装置及びこれと同等の機能を有する設備のうち当該原子炉へ高圧又は低圧で注水するもののいずれかによる注水が直ちにできないとき。

**8. 蒸気発生器給水機能の喪失（SE24） 【3号機】**

- 原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての給水機能が喪失したとき。

**9. 非常用交流高圧母線の30分以上喪失（SE25） 【3号機】**

- 全ての非常用交流高圧母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が30分以上継続したとき。

**10. 直流電源の部分喪失（SE27） 【3号機】**

- 非常用直流母線が一となった場合において、当該直流母線に電気を供給する電源が一となる状態が5分間以上継続したとき。

**11. 停止中の原子炉冷却機能の喪失（SE29） 【3号機】**

- 原子炉の停止中に当該原子炉から残留熱を除去する機能が喪失したとき。

**12. 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失（SE30） 【3号機】**

- 使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと、又は当該貯蔵槽の水位を維持できていないおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないとき。

**13. 格納容器健全性喪失のおそれ（SE41） 【3号機】**

- 原子炉格納容器内の圧力又は温度の上昇率が一定時間にわたって通常の運転及び停止中において想定される上昇率を超えたとき。

施設敷地緊急事態を判断するEAL

**14. 2つの障壁の喪失又は喪失のおそれ（SE42） 【3号機】**

○燃料被覆管の障壁が喪失した場合において原子炉冷却系の障壁が喪失したおそれがあるとき、燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失したおそれがあるとき、又は燃料被覆管の障壁若しくは原子炉冷却系の障壁が喪失したおそれがある場合において原子炉格納容器の障壁が喪失したとき。

**15. 原子炉格納容器圧力逃がし装置の使用（SE43） 【3号機】**

○炉心の損傷が発生していない場合において、原子炉格納容器圧力逃がし装置を使用したとき。

**16. 原子炉制御室他の一部機能喪失・警報喪失（SE51） 【3号機】**

○原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室の環境が悪化することにより原子炉の制御に支障が生じること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失したとき。

**17. 所内外通信連絡機能の全ての喪失（SE52） 【3号機】**

○原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の全ての機能が喪失したとき。

**18. 火災・溢水による安全機能の一部喪失（SE53）**

○火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失したとき。

**19. 防護措置の準備及び一部実施が必要な事象発生（SE55）**

○その他の原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生したとき。

(注) 各項目中の( )内に記載している番号(SE01等)は、四国電力株式会社「伊方発電所原子力事業者防災業務計画」に示すEALNo.である。

(別表4 全面緊急事態)

全面緊急事態を判断するEAL
<p><b>1. 敷地境界付近等の放射線量の上昇 (GE01) 【1、2、3号機】</b></p> <p>○放射線測定設備 (No. 1～4 モニタリングポスト) 又はモニタリングステーションにおいて以下の状態に至ったとき。ただし、落雷の影響による場合又は格納容器排気筒ガスモニタ、補助建屋 (家) 排気筒ガスモニタ及び原子炉又は使用済燃料貯蔵槽に係る全てのエリアモニタリング設備により、検知された数値に異常が認められない場合は除く。</p> <p>(1) 1又は2地点以上において、<math>5\ \mu\text{Sv/h}</math>以上を検出したとき。</p> <p>(2) 1又は2地点以上において、<math>1\ \mu\text{Sv/h}</math>以上を検出した場合、中性子測定用可搬式測定器によって<math>1\ \mu\text{Sv/h}</math>以上を検出した放射線測定設備の周辺の中性子線量率を測定し、両者の合計が<math>5\ \mu\text{Sv/h}</math>以上となったとき。</p> <p>○又は、愛媛県又は山口県が設置しているモニタリングステーション若しくはモニタリングポストが、上記の状態に至ったことの連絡を受け、発電所の異常に起因するものと確認したとき。ただし、これらの放射線量のいずれかが、2地点以上において、又は10分間以上継続して検出した場合に限る。</p>
<p><b>2. 通常放出経路での気体放射性物質の放出 (GE02) 【1、2、3号機】</b></p> <p>○以下に示す排気筒において「通報事象等規則 (原子炉施設)」第12条第1項で定める基準以上の放射性物質を検出したとき。</p> <p>(1) 1号機補助建屋排気筒</p> <p>(2) 1号機格納容器排気筒</p> <p>(3) 2号機補助建屋排気筒</p> <p>(4) 2号機格納容器排気筒</p> <p>(5) 3号機補助建屋排気筒</p> <p>(6) 3号機格納容器排気筒</p>
<p><b>3. 通常放出経路での液体放射性物質の放出 (GE03) 【2、3号機】</b></p> <p>○放水口において、「通報事象等規則 (原子炉施設)」第12条第1項で定める基準以上の放射性物質が検出される放射性液体廃棄物を放出したとき。</p>
<p><b>4. 火災、爆発等による管理区域外での異常な放射線量の検出 (GE04) 【1、2、3号機】</b></p> <p>○火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則」第2条第2項第4号に規定する管理区域の外の場所において<math>5\ \text{mSv/h}</math>以上の放射線量率を検出したとき。</p> <p>○又は火災、爆発その他これらに類する事象の状況により、放射線又は放射能の測定が困難な場合であって、その状況に鑑み上記の事象が発生する蓋然性が高くなったとき。</p>
<p><b>5. 火災、爆発等による管理区域外での放射性物質の異常放出 (GE05) 【1、2、3号機】</b></p> <p>○火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則」第2条第2項第4号に規定する管理区域の外の場所にお</p>

全面緊急事態を判断する EAL	
	<p>いて、放射能水準が <math>500 \mu\text{Sv/h}</math> の放射線量率に相当するものとして、「通報事象等規則（原子炉施設）」第6条第2項に定める基準の100倍以上の放射性物質を検出したとき。</p> <p>○又は火災、爆発その他これらに類する事象の状況により、放射線又は放射能の測定が困難な場合であって、その状況に鑑み上記の事象が発生する蓋然性が高くなったとき。</p>
<b>6. 原子炉外での臨界事故（GE06）</b>	<b>【1、2、3号機】</b>
	<p>○原子炉の運転等のための施設の内部（原子炉本体の内部を除く。）において、核燃料物質が臨界状態（原子核分裂の連鎖反応が継続している状態をいう。）になったとき。</p>
<b>7. 全ての原子炉停止操作の失敗（GE11）</b>	<b>【3号機】</b>
	<p>○原子炉の非常停止が必要な場合において、全ての停止操作により原子炉を停止することができないとき、又は停止したことを確認することができないとき。</p>
<b>8. 原子炉冷却材漏えい時における非常用炉心冷却装置による注入不能（GE21）</b>	
	<p>○原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、全ての非常用炉心冷却装置及びこれと同等の機能を有する設備による注水が直ちにできないとき。</p>
<b>9. 蒸気発生器給水機能喪失後の非常用炉心冷却装置注入不能（GE24）</b>	<b>【3号機】</b>
	<p>○原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての給水機能が喪失した場合において、全ての非常用炉心冷却装置及びこれと同等の機能を有する設備による注水が直ちにできないとき。</p>
<b>10. 非常用交流高圧母線の1時間以上喪失（GE25）</b>	<b>【3号機】</b>
	<p>○全ての非常用交流高圧母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が1時間以上継続したとき。</p>
<b>11. 全直流電源の5分間以上喪失（GE27）</b>	<b>【3号機】</b>
	<p>○全ての非常用直流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が5分間以上継続したとき。</p>
<b>12. 炉心損傷の検出（GE28）</b>	<b>【3号機】</b>
	<p>○炉心の損傷の発生を示す原子炉格納容器内の放射線量又は原子炉容器内の出口温度を検知したとき。</p>
<b>13. 停止中の原子炉冷却機能の完全喪失（GE29）</b>	<b>【3号機】</b>
	<p>○蒸気発生器の検査その他の目的で一時的に原子炉容器の水位を下げた状態で、当該原子炉から残留熱を除去する機能が喪失し、かつ、燃料取替用水貯蔵槽からの注水ができないとき。</p>
<b>14. 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失・放射線放出（GE30）</b>	<b>【3号機】</b>
	<p>○使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下したとき、又は当該水位まで低下しているおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないとき。</p>

全面緊急事態を判断するEAL

**15. 格納容器圧力の異常上昇（GE41） 【3号機】**

○原子炉格納容器内の圧力又は温度が当該格納容器の設計上の最高使用圧力又は最高使用温度に達したとき。

**16. 2つの障壁喪失及び1つの障壁の喪失又は喪失のおそれ（GE42）【3号機】**

○燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失した場合において、原子炉格納容器の障壁が喪失するおそれがあるとき。

**17. 原子炉制御室他の機能喪失・警報喪失（GE51） 【3号機】**

○原子炉制御室が使用できない場合に原子炉制御室外操作盤室が使用できなくなる、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合に原子炉施設の状態を表示する全ての装置若しくは原子炉施設の異常を表示する全ての警報装置（いずれも原子炉制御室に設置されたものに限る。）が使用できなくなったとき。

**18. 住民の避難を開始する必要がある事象発生（GE55） 【1、2、3号機】**

○その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生したとき。

(注) 各項目中の（ ）内に記載している番号（GE01等）は、四国電力株式会社「伊方発電所原子力事業者防災業務計画」に示すEALNo.である。

### 3-2-2 原子力災害時の配備体制及び動員計画

#### 1 配備体制

市は、原子力災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、緊急事態応急対策を迅速かつ的確に実施するため、状況に応じて次の配備体制をとるものとする。

(配備の基準等)

配備区分	配備時期	配備内容	配備要員
市災害対策本部（災害警戒態勢）	<p>Aレベル</p> <p>①警戒事態が発生したとき。</p> <p>②その他市長が必要と判断するとき。</p>	<p>情報通信活動、防災資機材の準備、情報収集等環境調査を実施する体制</p>	<p>左記の災害応急対策業務に必要な人員</p> <p>※災害応急業務の必要に応じて、順次配備人員を拡大</p>
市災害対策本部（第1配備態勢）	<p>Bレベル</p> <p>①施設敷地緊急事態が発生したとき。</p> <p>②その他市長が必要と判断するとき。</p>	<p>情報通信活動、緊急時モニタリングへの参画、避難所・救護所の設営準備、住民広報等の強化その他必要な緊急事態応急対策を実施する体制</p>	<p>左記の災害応急対策業務に必要な人員</p> <p>※災害応急業務の必要に応じて、順次配備人員を拡大</p>
市災害対策本部（第2配備態勢）	<p>Cレベル</p> <p>①全面緊急事態が発生したとき。</p> <p>②その他市長が必要と判断するとき。</p>	<p>住民避難、緊急時モニタリングへの参画、原子力災害医療の協力、その他必要な緊急事態応急対策を実施する体制</p>	<p>全職員</p>

#### 2 職員の動員

##### (1) 配備体制の決定

配備体制の決定は、上記1に示す配備基準に基づき、市長の指示により総務部長が決定する。

##### (2) 権限委譲

市長が不在又は職務の遂行が困難な場合、次の順位で権限を委譲する。

- ア 副市長
- イ 教育長
- ウ 総務部長
- エ その場における最高責任者

### 3 動員の伝達

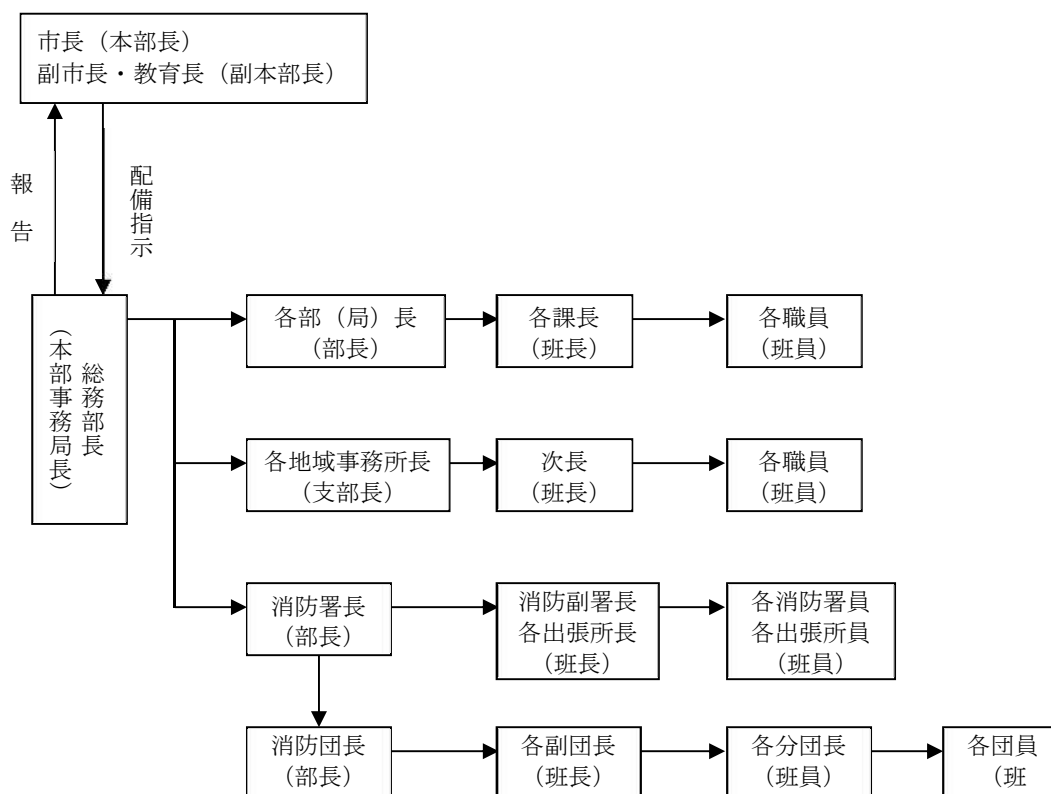
動員の伝達は、次により行い、各課長（班長）は配備状況について、各部長（部長）に報告し、各部長（部長）は、総務部長（本部事務局長）を通じ、市長（本部長）に報告するものとする。

#### (1) 伝達系統等

##### ア 勤務時間内における伝達

- (ア) 災害発生が予想され、又は災害が発生した場合、本部事務局長は、各部長に電話、口頭等で伝達するとともに、伊予市緊急時職員参集システム、庁内放送等によりこれを徹底するものとする。
- (イ) 各部長・支部長は、直ちに関係職員に連絡し、関係職員をして所定の配備による事務又は業務に従事させるものとする。
- (ウ) 消防団員の動員は、市災害対策本部又は伊予消防署から電話、Eメール、サイレン、市防災行政無線等により招集し、伊予消防署長は、市長（本部長）の配備依頼に基づき、必要な消防職員及び消防団員を動員するものとする。

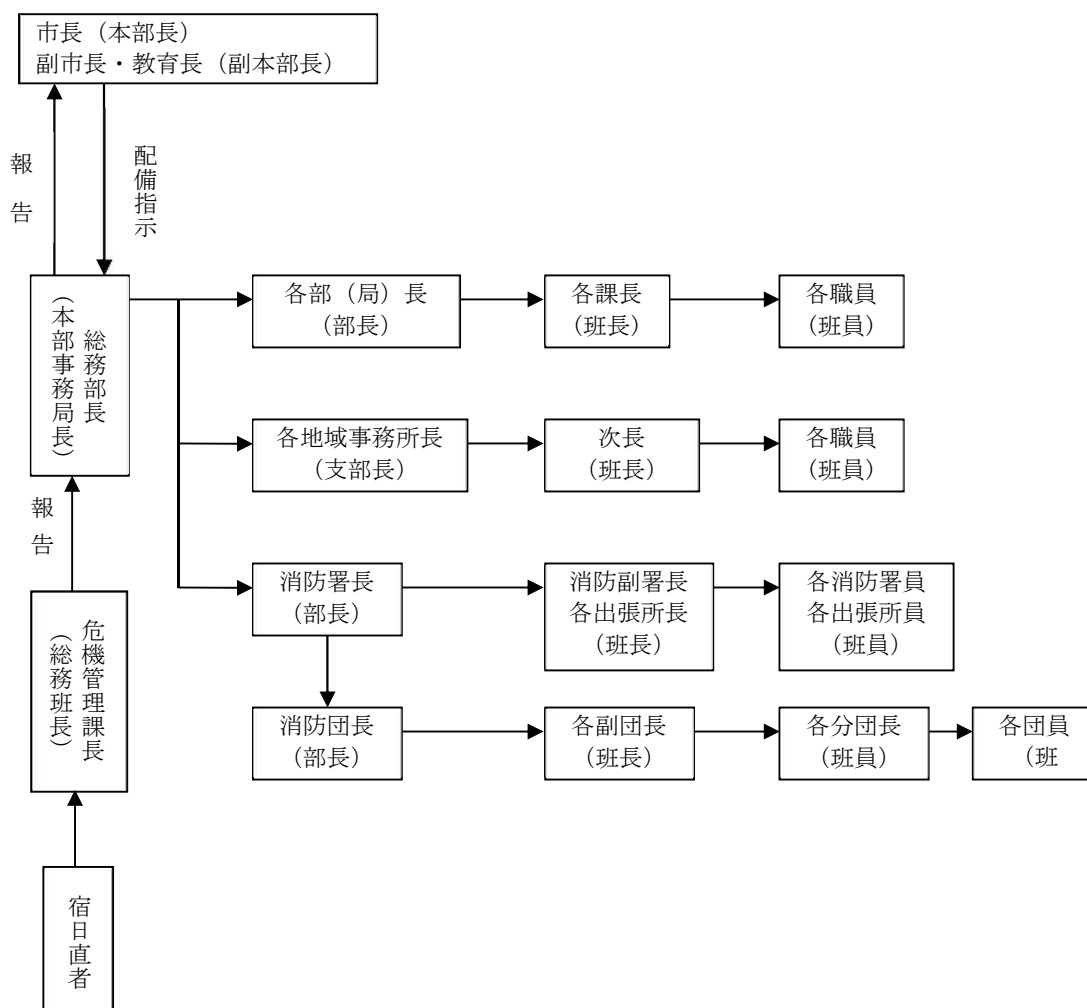
#### (勤務時間内における伝達系統)



イ 勤務時間外及び休日における伝達

- (ア) 当直者は、気象予警報・災害情報の伝達又は通報があり、災害発生が予想されるときは、直ちに危機管理課長（総務班長）に連絡するものとする。
- (イ) 危機管理課長（総務班長）は、総務部長（本部事務局長）に報告するものとする。
- (ウ) 総務部長（本部事務局長）は、市長（本部長）、副市長・教育長（副本部長）にその旨を報告し、配備体制の指示を受けた場合には、各部長等に連絡するとともに、伊予市緊急時職員参集システムによりこれを徹底するものとする。
- (エ) 各部長は各課長（班長）に伝達し、各課長（班長）等は、あらかじめ定められた伝達システムにより所属職員への周知徹底を図るものとする。
- (オ) 連絡を受けた職員は、以後の状況の推移に注意し、登庁するものとする。
- (カ) 消防団員の動員は、勤務時間内における伝達と同様、市災害対策本部（市災害警戒本部）又は伊予消防署から電話、サイレン、防災行政無線等により招集し、消防部長は、市長（本部長）の配備指示に基づき、必要な消防職員及び消防団員を動員するものとする。

（勤務時間外及び休日における伝達系統）



(2) 伝達事項

配備の伝達時には、次の事項を伝達する。

- ア 配備体制
- イ 参集時間及び参集場所（本部設置場所等）
- ウ 装備等
- エ その他必要と認める事項

4 自主参集

あらかじめ指定された職員は、動員命令がない場合であっても、ラジオ、テレビ等により災害が発生し、又は災害が発生するおそれがあることを覚知したときは、直ちに自主的に登庁し、配備体制につくものとする。

### 第3章 各機関の活動体制

#### 【危機管理課、総務課、企画政策課、関係機関】

原子力災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、国、県、市、防災関係機関及び原子力事業者は、速やかにそれぞれの災害対策本部等組織の編成及び要員の確保を行い、初動体制を確立するとともに、緊密な連携を図りつつ、災害の発生を防御し、又は応急的救助を行うなど災害の拡大を防止するための活動体制を整備するものとする。

#### 3-3-1 Aレベル（警戒事態発生）時の活動体制

機関	活動体制
原子力事業者	原子力事業者は、警戒事象発生の通報を行った場合、速やかに職員の非常参集、非常体制の確立、災害対策本部の設置や応急対策の実施に必要な体制をとる。
県	<p>(1) 県災害警戒本部の設置            県防災安全統括部長は、警戒事象の発生などAレベルに至ったと判断された場合、県災害警戒本部を県庁に設置するほか、地方警戒本部・支部を、中予地方局、南予地方局・八幡浜支局に設置する。また、必要に応じて現地災害警戒本部をオフサイトセンター（状況により八幡浜支局等）に設置し、県（現地）災害警戒本部会議を開催し、重要な応急対策について協議する。</p> <p>(2) 関係課長会議の開催            県防災危機管理課長は、Aレベルに至った場合速やかに職員の非常参集を行うとともに、直ちに関係課長会議を開催し、当面の応急対策活動等について協議する。</p> <p>(3) 現地関係課長会議の開催            南予地方局八幡浜支局総務県民室長は、現地災害対策本部を設置した場合、速やかに職員の非常参集を行うとともに、直ちに八幡浜支局において現地関係課長会議を開催し、当面の応急対策活動等について協議する。</p> <p>(4) オフサイトセンターの設営準備への協力            県（西予土木事務所等）は、Aレベルに至った場合、直ちにオフサイトセンターの設営準備への協力を行う。</p> <p>(5) 愛媛県モニタリング本部の設置            県は、警戒事態に至った際には、速やかに愛媛県モニタリング本部を原子力センターに設置し、平常時モニタリングの強化を含めた緊急時モニタリングの準備を行う。</p>

市	市は、警戒事象の通報がなされた場合、速やかに職員の非常参集を行うとともに、情報収集連絡体制や当面の応急対策活動の実施に必要な体制を整備するとともにオフサイトセンター設営準備への協力を行うものとする。
---	---

### 3-3-2 Bレベル（施設敷地緊急事態発生）時の活動体制

機関	活動体制
原子力事業者	<p>(1) 原子力事業者は、施設敷地緊急事象発生の通報を行った場合、速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立、事故対策本部の設置、緊急時対策所及び原子力施設事態即応センターの立ち上げ等必要な体制をとる。</p> <p>(2) 原子力事業者は、県の災害対策本部等に職員を派遣するなどにより、県、関係機関等との間において緊密な連携の確保に努める。</p> <p>(3) 原子力事業者は、施設敷地緊急事象発生の通報を行った場合、緊急事態応急対策のための原子力レスキュー部隊の招集を行う。</p> <p>(4) 原子力事業者は、事態に応じ、原子力事業所災害対策支援拠点を設置し、また、原子力レスキュー部隊を派遣しオンサイト対応に当たらせる。さらに、必要に応じてプラントメーカー、建設業者等と連携し、オンサイト対応を行う。</p>
国	<p>(1) 原子力防災専門官及び上席放射線防災専門官（伊方担当）の対応  施設敷地緊急事象発生の通報を受けた場合、原子力防災専門官は、国の専門職員が到着するまでの間、実質的な現地における国の責任者として、必要な情報の収集、県、重点市町等の応急対策に対する助言、その他原子力災害の発生又は拡大の防止に必要な業務を行う。  また、上席放射線防災専門官（伊方担当）は、施設敷地緊急事象発生の通報を受けた場合、国の専門職員が到着するまでの間、実質的な現地の放射線モニタリングに係る国の責任者として、緊急時モニタリングに必要な業務を行う。</p> <p>(2) 関係省庁事故対策連絡会議の開催  施設敷地緊急事態発生の通報がなされた場合、国は、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部を設置し、当該施設敷地緊急事態に関する情報の確認、共有化、応急対策の準備の調整等を行うため、関係省庁事故対策連絡会議を開催する。</p> <p>(3) 現地事故対策連絡会議の開催  国は、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同現地対策本部を設置し、現地に派遣した職員相互の連絡調整を行うため、必要に応じ、職員を伊方町のオフサイトセンターに集合させ、現地事故対策連絡会議を開催する。  現地事故対策連絡会議の運営については、国が定める「オフサイトセンター運営要領」によるものとする。</p> <p>(4) 緊急時モニタリングセンターの設置  施設敷地緊急事態に至った際には、国は、オフサイトセンター及び愛媛県原子力センター等に緊急時モニタリングセンターを設置し、必要に応じた要員数等の調整を開始するとともに、緊急時モニタリングを速やかに開始する。</p>

機関	活動体制
県	<p>(1) 県災害対策本部の設置 施設敷地緊急事象の発生などBレベルに至ったと判断された場合、知事は、国と密接な連携を図りつつ、必要な応急対策活動等を実施するため、県災害対策本部を設置し、国に連絡する。</p> <p>(2) 県災害対策本部会議の開催 県災害対策本部長は、必要に応じて、災害対策本部会議を開催し、当面の応急対策活動等について協議する。</p> <p>(3) 県現地災害対策本部の設置 Bレベルに至った場合、災害の現地において緊急に統一的な防災活動を実施するため、特に必要があると認めたときは、県災害対策本部長の命により、県現地災害対策本部を、オフサイトセンター（状況により八幡浜支局等）に設置する。 なお、県現地災害対策本部長は、県災害対策本部長が指名する。</p> <p>(4) 県現地災害対策本部の応援体制 中予地方局及び南予地方局（八幡浜市局含む）は、県現地災害対策本部の応援に当たる。</p> <p>(5) 東予地方局の応援体制 東予地方局（今治支局含む。）は、県災害対策本部統括司令部の指示に従い、県災害対策本部及び県現地災害対策本部の応援に当たる。</p> <p>(6) 国との連携 県は、原子力防災専門官との連携を密にし、県等の行う緊急事態応急対策に対する助言、指導を求めるとともに、必要に応じて国に対し専門家等の派遣を要請する。 また、国が現地事故対策連絡会議を設置した場合には、「オフサイトセンター運営要領」に定める職員を派遣し、緊急事態応急対策等の連絡・調整を行う。</p> <p>(7) 原子力事業者等に対する応援要請 県は、必要に応じて、原子力事業者及び他の原子力発電所立地等道府県に対し、装備、資機材、人員等の応援を求める。 また、要請を受けた原子力事業者及び原子力発電所立地等道府県は、速やかに応援体制を整える。</p> <p>(8) 緊急時モニタリングセンターへの参画 愛媛県モニタリング本部は、緊急時モニタリングセンター設置時に緊急時モニタリングセンターに再編されるものとし、緊急時モニタリングセンターの構成員として、緊急時モニタリングを実施する。</p>
市	<p>市長は、施設敷地緊急事象の通報がなされた場合、市災害対策本部等を設置し、警戒体制又は応急対策等の実施に必要な体制をとる。 また、オフサイト要員に指名した職員をオフサイトセンターに派遣するほか、緊急時モニタリングセンターの構成員として、職員の派遣を実施する。</p>
その他	<p>その他の防災関係機関の長は、施設敷地緊急事態の通報がなされた場合、必要な応急対策を実施するため、速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立等必要な体制をとる。</p>

### 3-3-3 Cレベル（緊急事態発生）時の活動体制

#### 1 各機関の活動体制

機関	活動体制
原子力事業者	<p>原子力事業者は、相談窓口を設置するなど、原子力緊急事態解除宣言前であっても、可能な限り速やかに被災者の損害賠償請求等への対応に必要な体制を整備するものとする。</p>
国	<p>(1) 原子力災害対策本部の設置            国は、全面緊急事態に至ったことにより、原災法第15条に基づき、原子力緊急事態が発生していると認める場合、速やかに原子力緊急事態宣言を発出するとともに、内閣総理大臣を本部長とする原子力災害対策本部を設置する。</p> <p>(2) 原子力災害現地対策本部の設置            国は、原子力災害対策本部の事務の一部を行う組織として、原子力災害対策本部長の定めるところにより、オフサイトセンターに内閣府副大臣（又は内閣府大臣政務官）を長とする原子力現地対策本部を設置する。</p>
県	<p>(1) 県災害対策本部の体制            原子力緊急事態宣言が発出された場合、知事は、国と密接な連携を図りつつ、必要な緊急事態応急対策を実施する。            ただし、オフサイトセンターにおける機能班が活動を開始した場合、それ以前に県現地災害対策本部等が行っていた事務の一部は、機能班に引き継ぐこととなっている。</p> <p>(2) 原子力災害合同対策協議会への職員派遣            県は、オフサイトセンターにおいて合同対策協議会の組織とともに、設置される機能班に「オフサイトセンター運営要領」に定める要員を派遣し、事故状況の把握、モニタリング情報の把握、医療関係情報の把握、住民避難・屋内退避の状況の把握等の活動に従事させる。</p>
市	<p>緊急事態宣言が発せられた場合、市長は全職員を招集し、県と密接な連携を図りつつ、必要な緊急事態応急対策を実施する。</p>

## 2 原子力災害合同対策協議会の設置

- (1) 国の現地対策本部並びに県及び重点市町の災害対策本部（又は現地災害対策本部）は、それぞれが実施する緊急事態応急対策について相互に協力するため、オフサイトセンターにおいて原子力災害合同対策協議会を組織するものとする。
- (2) 原子力災害合同対策協議会は、住民避難等の最重要事項の調整と、関係者の情報共有を目的とする「全体会議」によって運営される。
- (3) 全体会議は、国の現地対策本部長、県及び重点市町の災害対策本部長、関係機関の代表者及び原子力事業者の代表者又はこれらの者から委任を受けた者等により構成されるものとし、国の現地対策本部長が主導的に運営するものとされている。
- (4) 原子力災害合同対策協議会の構成員、運営方法、緊急事態応急対策を実施する際の役割分担等については、あらかじめ、国、県、重点市町、関係機関及び原子力事業者が協議して「オフサイトセンター運営要領」に定めておくものとする。
- (5) 原子力災害合同対策協議会の会合においては、必要に応じ、原子力規制委員会、指定公共機関（国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構）等の専門家を出席させ、その知見を十分に活用するよう努めるものとする。
- (6) 原子力緊急事態宣言発出後における現地の情報の収集は、情報収集ルートが錯綜することを避ける観点から、原則として原子力災害合同対策協議会に一元化するものとし、現地における報道機関への発表についても、対策拠点とは区切られた現地のプレスセンターにおいて原子力災害合同対策協議会が一元的に行うものとする。

## 3 オフサイトセンターにおける機能グループ活動

国の現地対策本部は、オフサイトセンターにおいて、県現地災害対策本部、重点市町の災害対策本部、原子力事業者等とともに、情報収集等のため、機能別に分けたグループにそれぞれ職員を配置することにより、常時継続的に必要な情報を共有するとともに、原子力災害合同対策協議会への報告及び決定事項の関係機関への連絡、実施等を行うこととしている。

なお、機能グループの役割については次表のとおりであり、構成員等その運営については、国が定める「オフサイトセンター運営要領」によるものとする。

(オフサイトセンターにおける機能班の役割)

班	機能	役割
総括班	総合調整	<ul style="list-style-type: none"> <li>○オフサイトセンターの運営・管理</li> <li>○協議会の運営</li> <li>○班間連絡・調整</li> <li>○国・県・重点市町本部等との連絡・調整</li> </ul>
広報班	住民への広報 報道機関対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>○住民からの問い合わせ等への対応</li> <li>○国本部、県、市町本部等への情報共有</li> <li>○報道機関への対応等</li> </ul>
プラントチーム	事故状況把握 進展予測	<ul style="list-style-type: none"> <li>○プラント状況に関する情報提供</li> <li>○事故情報の把握及び進展予測等</li> </ul>
放射線班	緊急時モニタ リング結果の 収集・整理・予 測	<ul style="list-style-type: none"> <li>○国本部及び緊急時モニタリングセンター等との 情報共有、調整</li> <li>○除染及び汚染廃棄物処理等の調整等</li> </ul>
医療班	被災者の医療 活動の把握・調 整	<ul style="list-style-type: none"> <li>○被災者の医療活動の調整</li> <li>○スクリーニング、除染、被ばく傷病者に関する情 報収集</li> <li>○原子力災害医療に係る基準の策定、実施に係る調 査等</li> </ul>
住民安全班	被災者の援助 及び社会秩序 維持活動の把 握・調整	<ul style="list-style-type: none"> <li>○避難指示、区域設定・管理に係る調整</li> <li>○住民避難状況に係る情報収集</li> <li>○輸送に係る調整等</li> </ul>
実動対処班	省庁、官邸との 連絡・調整	<ul style="list-style-type: none"> <li>○実動省庁又は官邸実動対処班等との連絡・調整等</li> </ul>
運営支援班	オフサイトセ ンターの管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>○参集者の食料等の確保</li> <li>○オフサイトセンターの環境整備</li> <li>○各種通信回線の確保等</li> </ul>

## 第4章 情報活動

### 【危機管理課、総務課】

関係各機関は、自己の所掌する事務又は業務に関して、積極的に自らの職員を動員し、又は関係機関の協力を得て、緊急事態応急対策活動を実施するために必要な情報及び被害状況等の情報を収集するとともに、速やかに関係機関に伝達を行うものとする。

#### 3-4-1 Aレベル（警戒事態発生）時の情報連絡

##### 1 警戒事態発生情報の連絡

- (1) 原子力防災管理者は、警戒事象発生後又は発生の通報を受けた場合、直ちに、国（内閣府、原子力規制委員会、松山・宇和島海上保安部等）、県、重点市町、県警察本部、重点市町を管轄する八幡浜警察署、大洲警察署、西予警察署、伊予警察署、宇和島警察署（以下、「関係警察署」という。）、重点市町を管轄する八幡浜地区施設事務組合消防本部、大洲地区広域消防事務組合消防本部、西予市消防本部、伊予消防等事務組合消防本部、宇和島地区広域事務組合消防本部（以下、「関係消防機関」という。）、原子力防災専門官等に同時に文書を送信し、さらに主要な機関等に対しては、その着信を確認することとしている。
- (2) 県は、原子力事業者から通報がない状態において、県が設置しているモニタリングポストにおいて警戒事象発生の通報を行うべき数値を検出した場合は、原子力事業者に施設の状況の確認を行うよう指示し、原子力事業者はその結果を県等に連絡することとしている。
- (3) 原子力事業者から通報を受けた県は、直ちに内閣府、原子力規制委員会、消防庁、松山・宇和島海上保安部、自衛隊、警察本部、重点市町及び原子力防災専門官等に連絡し、通報連絡内容を相互確認することとしている。
- (4) 国（原子力規制委員会）は、警戒事態に該当する自然災害を認知したとき、又は原子力事業者等により報告された事象が警戒事態に該当すると判断した場合には、警戒事態の発生及びその後の状況について、関係省庁及び関係地方公共団体に対して情報提供を行うこととしている。  
また、国（内閣府）は、県及び伊方町に対しては、施設敷地緊急事態要避難者の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）を行うよう要請するほか、その他の市町に対しては、施設敷地緊急事態要避難者の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）に協力するよう要請することとしている。
- (5) 県は、事故の影響が発電所周辺に及び、又は及ぶおそれがあると判断した場合には、その他の市町及び関係機関等に通報・連絡することとしている。

##### 2 警戒事態発生後の被害情報等の連絡

- (1) 原子力事業者は、国（内閣府、原子力規制委員会、松山・宇和島海上保安部

等)、県、重点市町、県警察本部、関係警察署、関係消防機関、原子力防災専門官等に、施設の状況、原子力事業者の応急対策活動の状況、被害の状況等について、定期的に文書をもって連絡することとしている。

- (2) 県は、重点市町及び関係機関との間において、原子力事業者及び国から通報・連絡を受けた事項等を随時連絡するなど、連絡を密にすることとしている。
- (3) 市は、当面とるべき措置等について県の指示を受けるとともに、必要に応じて伊予警察署、松山海上保安部、伊予消防署等に対し、通報連絡をするものとする。
- (4) 県や重点市町等が施設敷地緊急事態における防護措置を実施するに当たり、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部は、次の事項について、要請内容の判断のため県や重点市町等より事前の状況把握等を行う。
  - ・施設敷地緊急事態要避難者の数及び内訳並びに避難の方針
  - ・避難ルート、避難先の概要
  - ・移動手段の確保見込み
  - ・その他必要な事項

### 3-4-2 Bレベル（施設敷地緊急事態発生）時の情報連絡

#### 1 施設敷地緊急事態発生情報の連絡

- (1) 原子力防災管理者は、施設敷地緊急事態発生後又は発見の通報を受けた場合、直ちに、国（内閣官房、原子力規制委員会、内閣府、松山・宇和島海上保安部等）、県、重点市町、関係警察署、関係消防機関、原子力防災専門官等に同時に文書を送信し、さらに、主要な機関等に対しては、その着信を確認することとしている。
- (2) 県は、原子力防災管理者から通報がない状態において、県が設置しているモニタリングポストにおいて施設敷地緊急事態発生の通報を行うべき数値の検出を発見した場合は、原子力防災専門官及び上席放射線防災専門官（伊方担当）に連絡することとしている。ただし、落雷の影響による場合を除く。

連絡を受けた原子力防災専門官は、直ちに原子力運転検査官と連携を図りつつ、原子力事業者に施設の状況を確認するよう指示し、その結果を国、県、重点市町に連絡することとしている。
- (3) 国（原子力規制委員会）は、通報を受けた事象について、原子力緊急事態宣言を発出すべきか否かの判断を直ちに行い、事象の概要、事象の今後の進展の見通し等事故情報について、県、県警察本部、重点市町に連絡するとともに、公衆に周知する。
- (4) 原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部は、県及び伊方町に対し、施設敷地緊急事態要避難者を対象とした避難等の予防的防護措置や、施設敷地緊急事態要避難者以外の住民等を対象とした避難等の予防的防護措置の準備（避難先、輸送手段の確保等）を行うよう、伊方町以外の重点市町に対しては、屋内退避の準備を行うよう、その他の市町に対しては、避難した施設敷地緊急

事態要避難者の受入れ及び施設敷地緊急事態要避難者以外の住民の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）に協力するよう、要請する。

- (5) 原子力運転検査官は、施設敷地緊急事象発生後、直ちに現場の状況等を確認して、その結果について速やかに原子力防災専門官へ連絡し、また、原子力防災専門官は、収集した情報を整理して国、県、重点市町に連絡することとしている。
- (6) 県は、原子力事業者及び国から通報・連絡を受けた事項について、重点市町、その他の市町及び関係機関に連絡することとしている。

## 2 施設敷地緊急事態発生後の応急対策活動情報、被害情報等の連絡

- (1) 原子力事業者は、国（内閣官房、原子力規制委員会、内閣府、松山・宇和島海上保安部等）、県、重点市町、県警察本部、関係警察署、関係消防機関、原子力防災専門官等に、施設の状況、原子力事業者の応急対策活動の状況及び事故対策本部設置の状況、被害の状況等を定期的に文書により連絡し、さらに、国の関係省庁事故対策連絡会議及び現地事故対策連絡会議に連絡することとしている。
- (2) 国（内閣府）は、原子力防災専門官に対し、現地における情報の収集、原子力事業者、県、重点市町、現地事故対策連絡会議等との間において、連絡・調整等を行うよう指示するなど現地との緊密な連携の確保に努めるとともに、県及び重点市町等との間において、原子力事業者から連絡を受けた事項、自ら行う応急対策活動の状況等を随時連絡することとしている。
- (3) 県は、重点市町、関係機関との間において、原子力事業者及び国（原子力規制委員会）から通報連絡を受けた事項、各々が行う応急対策活動の状況等を随時連絡するなど、相互の連絡を密にすることとしている。
- (4) 市は、県、他の重点市町、関係機関、原子力事業者等とともに、国の関係省庁事故対策連絡会議、現地事故対策連絡会議との連携を密にするものとする。
- (5) 施設敷地緊急事態における防護措置実施の要請後においても、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部と県や重点市町等は、防護措置の実施状況等の共有を図るなど、国と県や重点市町等はそれぞれが実施する対策について相互に協力するものとする。
- (6) 県や重点市町等が全面緊急事態における防護措置を実施するに当たり、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部は、次の事項について、指示内容の判断のために県や重点市町等により事前の状況把握等を行う。
  - ・ P A Z 及び予防避難エリア内の避難者の数及び避難の方針
  - ・ U P Z 内の屋内退避の対象者の数と屋内退避の方針
  - ・ 避難ルート、避難先の概要
  - ・ 移動手段の確保見込み
  - ・ その他必要な事項

### 3-4-3 Cレベル（全面緊急事態発生）時の情報連絡

#### 1 緊急事態宣言発出情報の連絡

- (1) 原子力防災管理者は、全面緊急事態発生後又は発生の通報を受けた場合、直ちに国（内閣官房、原子力規制委員会、内閣府、松山・宇和島海上保安部等）、県、重点市町、県警察本部、関係警察署、関係消防機関、原子力防災専門官、上席放射線防災専門官（伊方担当）等に同時に文書を送信する。さらに、送信後、直ちに主要な機関等に対してはその着信を確認するものとする。なお、通報を受けた事象に対する原子力事業者への問合せについては、原則として原子力規制委員会、県及び重点市町からのものに限られる。
- (2) 原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部は、官邸（内閣官房）に原子力緊急事態宣言案及び県及び重点市町に対する原災法第15条第3項に基づく指示案を送付するとともに、当該指示案を県及び重点市町に伝達する。その際併せて、緊急時モニタリングの結果、気象情報等を提供する。

#### 2 緊急事態宣言発出情報の連絡

内閣総理大臣は、全面緊急事態が発生していると認める場合、原子力緊急事態宣言を発出し、県、緊急事態応急対策実施区域に係る市町等に対し、屋内退避又は避難に関する指示などの緊急事態応急対策に関する事項を指示することとしている。

#### 3 原子力緊急事態宣言発出後の緊急事態応急対策活動情報、災害情報の連絡

- (1) 国の現地対策本部、県及び重点市町の災害対策本部、関係機関、原子力事業者等は、オフサイトセンターにおいて、施設状況の把握、モニタリング情報の把握、医療関係情報の把握、住民避難・屋内退避状況の把握等、機能別に分けたグループにそれぞれ職員を配置することにより、常時継続的に必要な情報を共有するとともに、各々が行う緊急事態応急対策について必要な調整を行うものとする。
- (2) 全面緊急事態における防護措置実施の指示後においても、原子力災害合同対策協議会等において防護措置の実施状況等の共有を図るなど、国と県、重点市町等はそれぞれが実施する対策について相互に協力するものとする。
- (3) 放射性物質等が放出され、県や重点市町等が、UPZ内において避難・一時移転を実施するに当たり、原子力災害合同対策協議会等は、次の事項について、指示内容の判断のため県や重点市町等より事前の状況把握等を行う。

また、指示後においても、同協議会等において防護措置の実施状況等の共有を図るなど、国と県、重点市町等はそれぞれが実施する対策について相互に協力するものとする。

- ・UPZ内の避難・一時移転の対象区域及び対象者の数並びに避難・一時移転の方針
- ・避難ルート、避難先の概要
- ・移動手段の確保見込み

・その他必要な事項

- (4) 市及び各機関は、オフサイトセンターに派遣した職員に対し、各々が行う緊急事態応急対策活動の状況、被害の状況等に関する情報を随時連絡するものとする。
- (5) 原子力防災専門官は、オフサイトセンターにおいて、必要な情報の収集を行うとともに、県、重点市町、関係機関、原子力事業者等との間の連絡調整等を引き続き行うこととしている。

## 第5章 通信連絡

### 【危機管理課、総務課】

市は、原子力災害が発生し、又は発生のおそれがある場合、原子力発電所における事故情報、国、県、重点市町、その他の市町、関係機関相互及び住民との間における情報、その他緊急事態応急対策に必要な指示、命令等の受伝達を迅速かつ的確に実施するとともに、通信施設を適切に利用して通信連絡体制の万全を図るものとする。

### 3-5-1 原子力災害時における関係機関相互間の通信連絡

#### 1 通信連絡系統

原子力災害時における国、県、重点市町、その他の市町、関係機関及び原子力事業者の相互間の通信連絡系統は、「別図 災害時における通信連絡系統図」によるものとする。

#### 2 通信連絡手段

##### (1) 専用通信設備・回線の使用

市は、災害情報の伝達、報告等、原子力災害時における通信連絡については、一般加入電話のふくそうを考慮し、専用通信設備・回線を有する機関相互の通信連絡において、専用通信設備・回線を優先して使用するものとする。

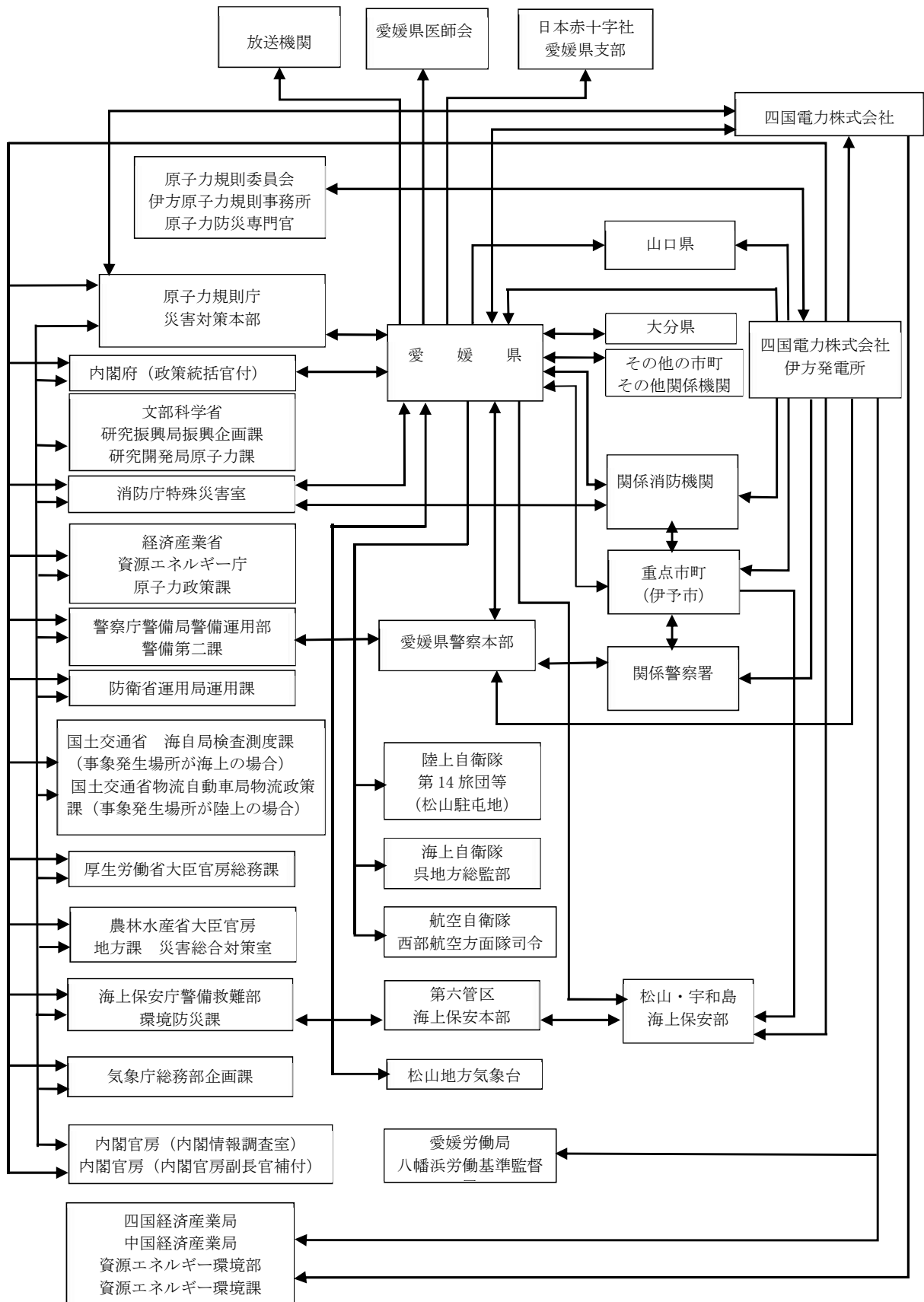
##### (2) 衛星通信回線・衛星携帯電話の利用

市は、一般加入電話のふくそうを考慮し、あらかじめ配備している衛星通信回線・衛星携帯電話の活用を図るものとする。

##### (3) 公衆通信設備の優先利用

市は、一般加入電話のふくそうを考慮し、あらかじめ指定している災害時優先電話の活用を図るものとする。

(別図 災害時における通信連絡系統図)



## 3-5-2 原子力災害時における住民等への指示の伝達等

### 1 通信連絡系統

原子力災害時における緊急事態応急対策において住民等が実施すべき事項の住民等に対する指示系統は、下記「原子力災害時における住民等に対する指示系統図」によるものとする。

なお、指示に当たっては、県災害対策本部又は原子力災害合同対策協議会との間において指示内容の統一徹底を図り、住民が心理的動揺、混乱を起こさないよう十分留意するとともに、要配慮者及び一時滞在者に配慮した方法で実施するものとする。

### 2 住民等への指示の伝達等の手段

市及び各機関は、緊急事態応急対策等のための必要な措置の指示、命令等について、住民等に対して指示の伝達等が必要である場合には、次の方法等あらゆる通報手段をもって、的確かつ迅速に周知するものとする。

#### (1) 市

- ア 防災行政無線
- イ 広報車
- ウ Lアラート、ホームページ、ソーシャルメディア等
- エ 拡声器、自主防災組織等の活用
- オ いよし安全・安心メール、携帯電話会社が提供する緊急速報メールサービス
- カ その他

#### (2) 県

- ア 広報車及び消防防災ヘリコプター
- イ ラジオ、テレビ、CATV、ホームページ、県防災メール、コミュニティFM、ソーシャルメディア、ワンセグ放送、スマートフォン向けアプリ
- ウ その他

#### (3) 県警察

- ア 広報車及びヘリコプター
- イ その他

#### (4) 関係消防機関

- ア 広報車
- イ 拡声器
- ウ その他

#### (5) 原子力事業者

- ア 広報車
- イ その他

### 3 船舶等への指示伝達手段

各機関は、県災害対策本部等で決定した緊急事態応急対策等のための必要な措置の指示、命令等について、船舶等に対し指示する必要がある場合には、次の方法等あらゆる通報手段をもって、的確かつ迅速に指示することとしている。

#### (1) 県

ア 船舶

イ 海岸局からの漁業無線による非常通信（非常無線通信協議会経由）

ウ その他

#### (2) 県警察

ア 船舶

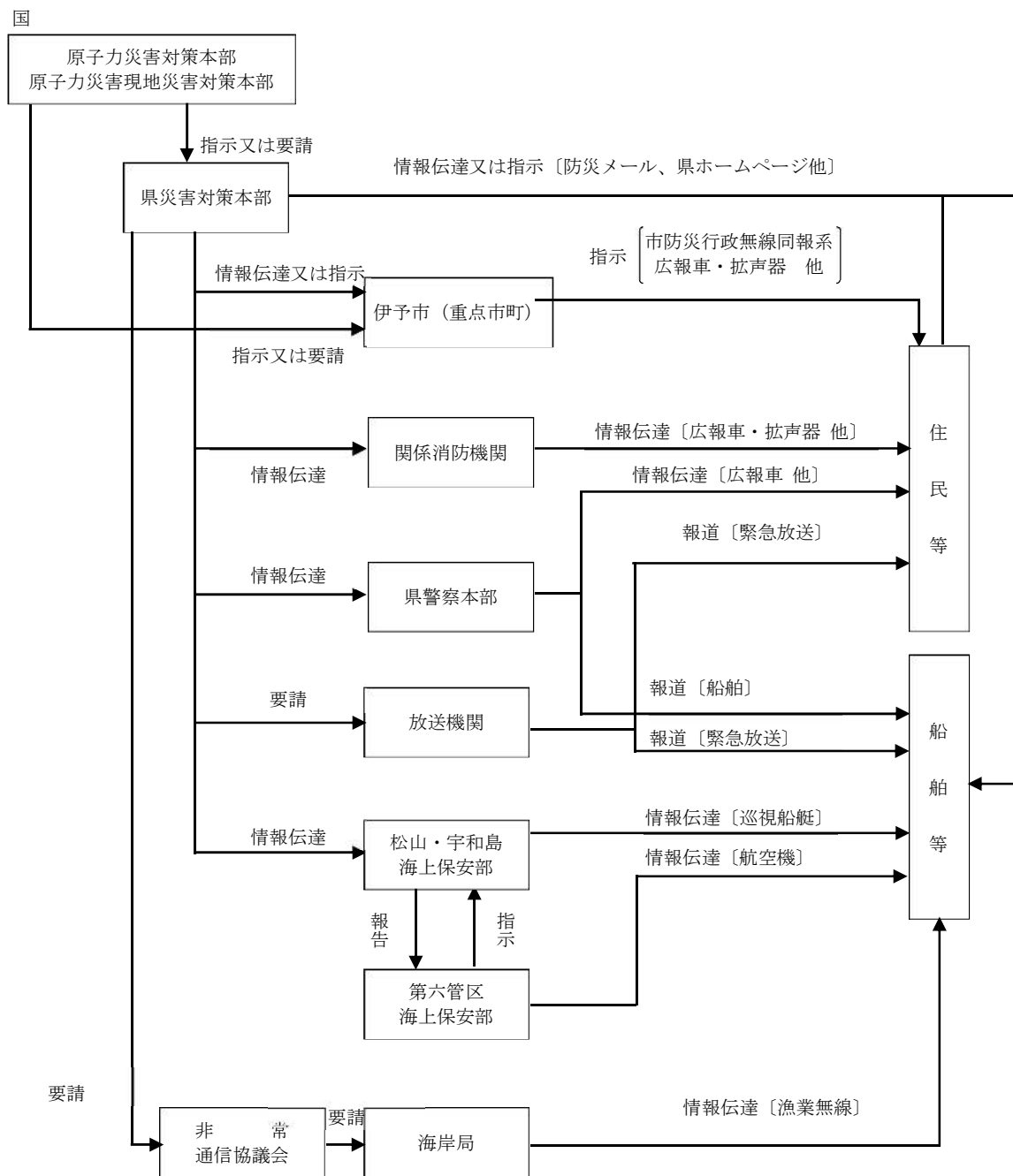
イ その他

#### (3) 第六管区海上保安本部

ア 巡視船艇・航空機

イ その他

(原子力災害時における住民等に対する指示系統図)



## 第6章 広報・広聴活動

### 【危機管理課、総務課】

市は、国、関係機関及び原子力事業者と相互の連携を密にして住民等のニーズに応じた適切かつ迅速な広報を行うものとする。

広報活動は、原則として県災害対策本部又は原子力災害合同対策協議会の場を通じて十分に内容を確認した上で広報責任者が実施するものとする。

また、流言、飛語等による社会的混乱を防止し、民心の安定を図るとともに、住民等の適切な判断と行動を助け、住民等の安全を確保するためには、正確かつ分かりやすい情報の速やかな公表と伝達に努め、住民等からの問合せ、要望、意見などに、適切に対応するものとする。

### 3-6-1 市の活動

#### 1 広報事項

市は、県災害対策本部及び原子力災害合同対策協議会と連携し、住民生活に密接に関係ある事項について、広報文の短文化や広報マニュアルを作成するなど適切かつ迅速な広報を行うものとする。

主な広報事項は、次のとおりである。

- (1) 災害対策本部の設置
- (2) 事故・災害等の概況
- (3) 緊急事態応急対策の実施状況
- (4) 緊急事態応急対策において住民等が実施すべき事項
- (5) 避難・退避等の指示
- (6) 指定緊急避難場所・指定避難所等
- (7) 食料及び生活必需品の供給に関する事項
- (8) 救護所の開設状況
- (9) 被災者等の安否情報
- (10) 不安解消のための住民等に対する呼びかけ
- (11) 自主防災組織に対する活動実施要請
- (12) その他必要な事項

#### 2 広報実施方法

市は、保有する広報媒体を利用して有効・適切と認められる方法により広報を行うものとする。

なお、その際、民心の安定、要配慮者及び一時滞在者に配慮した伝達を行うものとする。

- (1) 防災行政無線による広報
- (2) 広報車による広報
- (3) 報道機関を通じた広報

- (4) 広報紙の掲示及び配布
- (5) 避難所への市職員の派遣
- (6) 自主防災組織を通じた連絡
- (7) 総合案内所及び相談所の開設
- (8) ホームページ、ソーシャルメディア等
- (9) いよし安全・安心メール等メール配信サービス
- (10) Lアラート

### 3 県への広報要請

市は、報道機関等への協力が必要と判断した場合、県を通じて広報要請を行うものとする。

#### 3-6-2 住民が必要な情報を入手する方法

住民等は、次に掲げる情報源と主な情報内容から、各人がそれぞれ正しい情報を正確に把握し、適切な行動及び防災活動を行うよう努めるものとする。

- (1) ラジオ、テレビ、CATV、インターネット、県防災メール、スマートフォン向けアプリ、コミュニティFM、県災害対策本部長の放送要請事項、災害情報、交通機関運行状況等
- (2) 防災行政無線、ホームページ、ソーシャルメディア、いよし安全・安心メール等メール配信サービス、広報車、ヘリコプター及び船舶等  
主として市災害対策本部からの指示、指導、救助措置等
- (3) 自主防災組織を通じての連絡  
主として市災害対策本部からの指示、指導、救助措置等

#### 3-6-3 広聴活動

市は、住民、関係者等からの問い合わせ、相談、要望、苦情等に対し、適切な緊急事態応急対策を推進するため、県と連携し、相談窓口等を開設するものとする。

また、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないように配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努めるものとする。この場合において、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、県、他の市町、消防機関、県警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努めることとする。

なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け、加害者から追跡されて危害を受けるおそれがある者等が含まれる場合には、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被害者の個人情報管理を徹底するよう努めるものとする。

## 第7章 緊急時モニタリング等の実施

【危機管理課、環境政策課、双海地域事務所】

県は、放射性物質の放出による影響が発電所周辺に及び、又は及ぶおそれのある場合に、適切な緊急事態応急対策を行うため、原子力災害による環境放射線の状況に関する情報収集とOILに基づく防護措置の実施の判断材料の提供及び原子力災害による住民と環境への放射線影響の評価材料の提供などを目的として、国の統括の下、緊急時モニタリング等を実施することとなっている。

市は、緊急時モニタリングの実施に参画するものとする。

なお、この計画に定めるもののほか、緊急時モニタリング等の具体的な実施内容については、別に定める愛媛県緊急時モニタリング計画及び緊急時モニタリング実施計画等に基づき実施するものとする。

### 3-7-1 緊急時モニタリングセンターの設置と任務

機関	活動内容
原子力事業者	<p>原子力事業者は、自ら放射線や放射性物質の放出源を中心とした緊急時モニタリング等を実施し、データを提供するとともに、要員及び資機材を緊急時モニタリングセンターに派遣・提供し、緊急時モニタリングセンターの指揮の下、緊急時モニタリングを実施する。</p> <p>また、国、県及び重点市町に放出源の情報を提供するように努めるものとする。</p>
国	<p>国は、県及び重点市町の協力を得て、緊急時モニタリングセンターを立ち上げ、動員計画に基づき必要な要請を行い、緊急時モニタリングを開始する等の初動対応を行うものとする。</p> <p>また、専門家及び緊急時モニタリングセンター長を含む緊急時モニタリング要員を現地に派遣するとともに、緊急時モニタリングセンター長は、要員、資機材等が不足している若しくは不足が見込まれる場合は、原子力規制庁緊急時対応センター放射線担当又はチーム放射線班に要請する。</p> <p>現地に派遣された専門家及び緊急時モニタリング要員は、緊急時モニタリングセンターの要員としてモニタリング活動を行う。</p> <p>なお、国は、緊急時モニタリングを統括し、実施方針の策定、緊急時モニタリング実施計画及び動員計画の作成、実施の指示及び総合調整、データの収集と公表、結果の公表並びに事態の進展に応じた実施計画の改訂等を行うほか、海域や空域等の広域モニタリングを実施することとしている。</p>

機関	活 動 内 容
県	<p>(1) 緊急時モニタリングセンターの設置</p> <p>県は、警戒事態に至った場合には、愛媛県原子力センターに愛媛県モニタリング本部を設置し、上席放射線防災専門官（伊方担当）及びオフサイトセンターに参集している要員と協力して、緊急時モニタリングセンターの立ち上げ準備を行い、通信機器等の稼働状況やあらかじめ準備した物資の確認等、緊急時モニタリングセンター構成機関の要員の受入態勢の確保を行う。</p> <p>また、施設敷地緊急事態に至った場合には、国による緊急時モニタリングセンターの立ち上げに協力する。</p> <p>なお、緊急時モニタリングセンターにおいて、緊急時モニタリングセンター長が不在の場合は、上席放射線防災専門官（伊方担当）、原子力センター所長等の緊急時モニタリングを指示できる職員の順で代行するものとする。</p> <p>(2) 緊急時モニタリング等の実施</p> <p>県は、警戒事態においては、平常時モニタリングの強化を含めた緊急時モニタリングの準備を開始する。</p> <p>また、施設敷地緊急事態以降においては、国の指揮の下、緊急時モニタリングセンターの構成要員として緊急時モニタリングを実施する。</p> <p>なお、緊急時モニタリングは、緊急時モニタリング実施計画が策定されるまでの間はあらかじめ国が定めた初動対応に基づき、緊急時モニタリング実施計画策定後は緊急時モニタリング実施計画に基づき実施することとされている。</p>
市	<p>市は、緊急時モニタリング要員を派遣し、緊急時モニタリングに参画する。</p>

### 3-7-2 緊急時モニタリング等の実施方法

緊急時モニタリング等は、防護措置を効果的に実施する判断材料を得るため、警戒事態、施設敷地緊急事態、全面緊急事態等の区分により段階的に実施するものとする。

具体的な実施方法については、別に定める愛媛県緊急時モニタリング計画及び緊急時モニタリング実施計画等に基づき実施するものとする。

### 3-7-3 海上におけるモニタリングの実施

国は、緊急時モニタリング等を実施するに当たり、特に必要と認めたときは、海上におけるモニタリングを実施することとしている。

## 1 使用する船舶

海上におけるモニタリングの実施に当たっては、次の船舶のいずれかにより実施することとなっている。

- (1) 県所属船舶
- (2) 海上保安庁巡視船艇等
- (3) 海上自衛隊所属船舶

## 2 要員及び資機材

海上におけるモニタリングは、原則として次の要員及び資機材により実施することとなっている。

- (1) 県所属船舶により実施する際には、県職員及び県保有資機材
- (2) 海上保安庁巡視船艇あるいは海上自衛隊所属船舶により実施する際には、国から派遣された緊急時モニタリング要員及び資機材

## 3 海上自衛隊による支援

海上自衛隊呉地方総監部は、緊急時の海上におけるモニタリングに関して、対応可能な範囲で支援することとしている。

## 4 第六管区海上保安本部の支援

第六管区海上保安本部は、緊急時の海上におけるモニタリングに関し、原子力災害対策本部が海上保安庁に対し要請を行ったとき又は知事から要請があった場合、巡視船艇等を出動させるなど、緊急時モニタリングのための海上行動に関し、対応可能な範囲で必要な支援を実施することとしている。

## 3-7-4 上空におけるモニタリングの実施

国は、緊急時モニタリング等を実施するに当たり、特に必要と認めたときは、上空におけるモニタリングを実施することとしている。

### 1 使用する航空機

陸上自衛隊第14旅団等の航空機

### 2 要員及び資機材

上空におけるモニタリングは、原則として国から派遣された緊急時モニタリング要員及び資機材により実施することとしている。

### 3 陸上自衛隊による支援

陸上自衛隊第14旅団等は、必要に応じて対応可能な範囲で上空におけるモニタリングに関して、支援することとしている。

### 3-7-5 モニタリング結果等の共有

国は、緊急時モニタリングセンターで妥当性を判断した緊急時モニタリングの結果を一元的に集約し、必要な評価を実施し、OILによる防護措置の判断等のために活用するとともに、その結果を県、関係機関等に報告するとともに、ホームページ等で公表することとしている。

市は、県と連携の下、国が解析・評価した結果について、情報を共有するとともに、必要に応じてホームページ等で公表するものとする。

## 第 8 章 住民避難等の実施

【危機管理課、福祉課、子育て支援課、長寿介護課、社会教育課、学校教育課、伊予消防署】

市は、県、近隣市町及び関係機関等と相互の連携を密にして、住民避難等の措置を迅速かつ的確に実施するものとする。なお、感染症流行下における住民避難等の措置については、被ばくによるリスクとウイルスの感染拡大によるリスクの双方から、住民等の生命・健康を守ることを最優先として、感染者や感染の疑いのある者を含め、感染拡大・予防対策を十分考慮した上で実施するものとする。

### 3-8-1 防護対策の決定

#### 1 防護対策及び防護対策区域の決定

- (1) 県災害対策本部長は、内閣総理大臣が P A Z 及び予防避難エリア内の避難を指示した場合は、P A Z 及び予防避難エリア内の避難を行うこととし、伊方町に対し、避難指示の連絡、確認等必要な対策を実施するものとする。
- (2) 県災害対策本部長は、原子力発電所からの事故の情報、国から提供を受けた緊急時モニタリングの結果の分析内容から、次表の O I L 値を超えたと認められる場合には、国の指導・助言又は指示に基づき、住民の防護対策及び防護対策を講ずべき地域（以下「防護対策区域」という。）を決定することとしている。

なお、防護対策区域の指定に当たっては、集落等の単位によるものとし、緊急事態応急対策において実効性のあるものとされている。

#### (O I L と防護措置について)

	基準の種類	基準の概要	初期設定値 <sup>※1</sup>	防護措置の概要
緊急防護措置	O I L 1	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500 $\mu$ Sv/h (地上 1 m で計測した場合の空間放射線量率 <sup>※2</sup> )	数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施(移動が困難な者の一時屋内退避を含む。)

早期防護措置	O I L 2	<p>地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物<sup>※3</sup>の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準</p>	<p>20 <math>\mu</math> Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率<sup>※2</sup>)</p>	<p>1日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに1週間程度内に一時移転を実施</p>
--------	---------	---	--	--

- ※1 「初期設定値」とは緊急事態当初に用いるO I Lの値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合にはO I Lの初期設定値は改定される。
- ※2 本値は地上1mで計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用に当たっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上1mでの線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。O I L 1については緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率（1時間値）がO I L 1の基準値を超えた場合、O I L 2については、空間放射線量率の時間的・空間的な変化を参照しつつ、緊急時モニタリングにより得られた空間線量率（1時間値）がO I L 2の基準値を超えたときから起算しておおむね1日が経過した時点の空間放射線量率（1時間値）がO I L 2の基準値を超えた場合に、防護措置の実施が必要であると判断する。
- ※3 「地域生産物」とは、放出された放射性物質により直接汚染される野外で生産された食品であって、数週間以内に消費されるもの（例えば野菜、該当地域の牧草を食べた牛の乳）をいう。

## 2 警戒区域の設定

市長（本部長）は、住民の防護対策及び防護対策区域が決定された場合には、県災害対策本部長の指導・助言を得て、災害対策基本法第63条第1項の規定に基づき、必要に応じ、警戒区域を設定するものとする。

なお、警戒区域を設定した場合は、住民等に対し、周知徹底を図るとともに、立入規制の実効性を担保するため、原則として、道路にバリケードを設置するなど物理的な措置を講じ、県警察等との綿密な調整を行うものとする。

## 3-8-2 避難等の指示

### 1 県のとるべき措置

#### (1) 警戒事態

県（災害対策本部が設置されている場合は、県災害対策本部長）は、警戒事態発生時には、国の要請又は県独自の判断により、PAZ及び予防避難エリア内の施設敷地緊急事態要避難者に係る予防的防護措置（避難等）の準備が行われることとなっている。

(2) 施設敷地緊急事態

県災害対策本部長は、施設敷地緊急事態（原災法第10条事象）発生時には、国の要請又は県独自の判断により、P A Z及び予防避難エリア内における予防的防護措置（避難等）の準備及びP A Z及び予防避難エリア内の施設敷地緊急事態要避難者に係る予防的防護措置（避難等）を行うこととし、伊方町にその旨を伝達する。また、県は、国の要請又は県独自の判断により、U P Z内における予防的防護措置（屋内退避）の準備を行うこととされている。

なお、避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、屋内での退避等の安全確保措置を講ずべきことにも留意するものとする。

(3) 全面緊急事態

県災害対策本部長は、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言（原災法第15条事象）を発出し、P A Z及び予防避難エリア内の避難を指示した場合は、P A Z及び予防避難エリア内の予防的防護措置（避難等）を行うこととし、伊方町に対し、住民等に対する避難のための立退きの指示の連絡、確認等必要な緊急事態応急対策を実施するとともに、住民避難の支援が必要な場合には伊方町と連携し国に要請することとなっている。

また、県は、P A Z及び予防避難エリア内の予防的防護措置（避難等）の実施に併せ、国の指示又は県独自の判断により、原則としてU P Z内における予防的防護措置（屋内退避）を行うこととし、重点市町にその旨を伝達するとともに、必要に応じてその他の市町に対して、予防的防護措置（屋内退避）を行う可能性がある旨の注意喚起を行うこととしている。

さらに、県災害対策本部長は、放射性物質等の放出後、国が、緊急時モニタリング結果からO I Lを超える地域を特定し、U P Z内の緊急防護措置（避難）又は早期防護措置（一時移転）を指示した場合は、重点市町等と連携し、U P Z内における緊急防護措置（避難）又は早期防護措置（一時移転）の実施、住民等に対する屋内退避又は避難のための立退きの勧告又は指示の連絡、確認等必要な緊急事態応急対策を実施するとともに、住民避難の支援が必要な場合には、国に要請することとしている。

(4) 複合災害

複合災害が発生した場合においても人命の安全を第一とし、自然災害による人命へのリスクが極めて高い場合には、自然災害に対する避難行動をとり、自然災害に対する安全が確保された後に、原子力災害に対する避難行動をとることを基本としている。

(5) 住民等の避難誘導

県災害対策本部長は、住民等の避難誘導にあたっては、避難対象区域を含む重点市町等に協力し、住民等に向けて避難や避難退域時検査等の所在、災害の概要、緊急時モニタリング結果やその他の避難に資する情報の提供に努めるものとする。また、県はこれらの情報について、原子力災害現地対策本部等に対しても情報提供するものとしている。

(6) 避難のための立退きの指示等

県災害対策本部長は、避難のための立退きの指示等を行った場合は、避難対象区域を含む重点市町等に協力し、戸別訪問、指定避難所における確認等あらかじめ定められた方法により住民等の避難状況を確認するものとする。また、避難状況の確認結果については、原子力災害現地対策本部等に対しても情報提供するものとしている。

このとき、県災害対策本部長は、関係機関に対し、避難措置を迅速かつ的確に実施するため、協力を要請するものとする。

また、各放送機関及び地元CATVに対し、緊急放送を要請し、住民等に周知徹底を図るものとしている。

緊急放送の実施にあたっては、次の事項を住民に徹底させ、心理的動揺、混乱を起こさないよう十分留意するものとしている。

- ア 事故の概要
- イ 災害の状況と今後の予測
- ウ 講じている措置と住民等が今後とるべき措置
- エ 屋内退避、避難又は一時移転の別及びその理由
- オ 避難等の措置を実施する防護対策区域
- カ 避難経路、避難先及び避難退域時検査等の場所
- キ その他必要な事項

(7) 市町・県の区域を越えた避難

県災害対策本部長は、国の協力の下、市町の区域を越えて避難を行う必要が生じた場合は、受入先の市町に対し、収容施設の供与及びその他の災害救助の実施に協力するよう指示するものとしている。また、この場合、県は受入先の市町と協議の上、要避難区域の市町に対し避難所となる施設を示すこととしている。

なお、県域を越える広域的な避難等を要する事態となる場合は、受入先の自治体に対し、収容施設の供与及びその他の災害救助の実施を要請するものとしている。また、広域避難収容に関する国の支援が必要であると県が判断した場合には、原子力災害対策本部に対して要請を行うものとしている。

## 2 市のとるべき措置

市長（本部長）は、県災害対策本部長等から避難措置の指示があった場合には、あらかじめ定める避難計画に基づいて住民等に避難措置の指示を行うものとする。

市は、県と協力し、戸別訪問、避難所における確認等により住民等の避難状況を確認するものとする。

なお、避難措置の指示を行う場合は、国及び県と連携の下、次の事項を住民に徹底させるものとする。

- (1) 事故の概要
- (2) 災害の状況と今後の予測
- (3) 講じている措置と住民等が今後とるべき措置
- (4) 屋内退避、避難又は一時移転の別及びその理由

- (5) 避難等の措置を実施する防護対策区域
- (6) 避難経路、避難先及び避難退域時検査等の場所
- (7) その他必要な事項

### 3-8-3 避難等の方法

該当地域の住民に対しての避難方法等の詳細は、別に定める「伊予市原子力災害避難行動計画」によるものとするが、基本的事項は次のとおりとする。

#### 1 屋内退避

屋内退避は、放射性物質の吸入抑制やガンマ線及び中性子線を遮へいすることにより被ばくの低減を図る防護措置である。

- (1) 市長（本部長）は、避難の指示等が行われるまで放射線被ばくのリスクを低減しながら待機する場合や、避難又は一時移転を実施すべきであるが、その実施が困難な場合には、次の事項に留意の上、国及び県の指示を受けて、関係機関の協力の下、防護対策区域内の屋外にいる住民等に対し、速やかに自宅に戻るか、又は近くの公共施設等に退避するよう指示するものとする。

なお、一般的に遮へい効果や建屋の気密性が比較的高いコンクリート建屋への屋内退避が有効である。

ア P A Z 及び予防避難エリアにおいては、原則として、施設敷地緊急事態に至った時点で施設敷地緊急事態要避難者に対して、また、全面緊急事態に至った時点で全ての住民等に対して、避難を実施するが、避難よりも屋内退避が優先される場合に実施するものとする。

イ U P Z においては、段階的な避難や O I L に基づく防護措置を実施するまでは原則として屋内退避を実施するものとする。

ウ U P Z 外においては、全面緊急事態に至った時点で、必要に応じて住民等に対して屋内退避を実施する可能性がある旨の注意喚起を行うほか、事態の進展等に応じて、U P Z 内と同様に屋内退避を行うものとする。

エ 国が、原子力災害の観点から屋内退避指示を出している中で、自然災害を原因とする緊急の避難等が必要となった場合には、人命最優先の観点から、当該地域の住民に対し、県又は市長（本部長）の判断で避難指示を行うものとする。その際には、国と緊密な連携を行うものとする。

- (2) 市は、住民等の屋内退避の実施に当たっては、伊予消防署、県警察等関係機関と連携して避難誘導を行うものとする。
- (3) 市長（本部長）は、プルームが長時間又は断続的に到来することが想定される場合には、国及び県の指示を受けて、避難への切替えを行うものとする。
- (4) 市は、住民等が避難すべき区域において、やむを得ず屋内退避をしている場合、医療品等も含めた支援物資の提供や住民等の放射線防護について留意するとともに、必要な情報を絶えず提供するものとする。

## 2 避難及び一時移転

避難及び一時移転は、いずれも住民等が一定量以上の被ばくを受ける可能性がある場合に、放射性物質又は放射線の放出源から離れることにより、被ばくの低減を図る防護措置である。

なお、原子力災害対策本部長は、全面緊急事態に至った時点において、又は緊急時モニタリング結果等を踏まえてその必要性を判断し、輸送手段、経路、避難所の確保等の要素を考慮し、県及び重点市町等に避難及び一時移転を指示することとしている。

- (1) 市長（本部長）は、緊急時モニタリングにより、数時間以内を目途にO I L 1を超える区域が特定された場合、次の事項に留意の上、国又は県の指示を受けて、関係機関の協力の下、避難を指示するものとする。

また、緊急時モニタリングにより、1日以内を目途にO I L 2を超える区域が特定された場合、国又は県の指示を受けて、関係機関の協力の下、一時移転を指示するものとする。

ア P A Z及び予防避難エリアにおいては、原則として、施設敷地緊急事態に至った時点で施設敷地緊急事態要避難者に対して、また、全面緊急事態に至った時点で、全ての住民等に対して、避難を即時に実施するものとする

イ U P Zにおいては、緊急時モニタリングを行い、数時間以内を目途にO I L 1を超える区域を特定して避難を実施するものとする。その後も継続的に緊急時モニタリングを行い、1日以内を目途にO I L 2を超える区域を特定し一時移転を実施するものとする。

ウ U P Z外においては、U P Zにおける対応と同様、O I L 1及びO I L 2を超える地域を特定し、避難や一時移転を実施するものとする。

エ 県又は市長（本部長）は、避難時の周囲の状況等により避難や一時移転を行うことがかえって危険を伴うおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要するときは、住民等に対し、屋内での待避等の緊急安全確保措置を指示することができるものとする。

- (2) 市は、伊予消防署、県警察等関係機関と連携して住民等の避難の実施に当たり、避難誘導を行うものとする。
- (3) 市長（本部長）は、災害の実態に応じて、家庭動物との同行避難を呼びかけるほか、避難所に職員を派遣して避難住民等の保護に当たるものとする。
- (4) 避難誘導者は、避難者等に対し、避難に当たっての携行品を必要最小限に制限し、円滑な避難が行われるよう適宜指導するものとする。

なお、警戒区域内の海上の船舶に対しては、県、海上保安部、県警察等関係機関が、速やかに警戒区域外への退去及び入域の制限又は禁止の指示を行うこととなっている。

## 3 感染流行下における避難等の留意点

感染症の流行下において、避難等を行う場合には、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生等の感染症対策を実施するものとする。

- (1) 放射線防護対策施設において屋内退避を行う場合、全面緊急事態に至った後は、扉や窓の解放等による換気は行わず、放射線防護設備（陽圧化装置）を起動するなど、放射性物質の放出に備えるものとする。
- (2) U P Z内の自宅や親戚宅で屋内退避を行う場合には、放射性物質による被ばくを避けることを優先し、屋内退避の指示が出されている間は原則として換気を行わないものとする。
- (3) U P Z内の医療機関や社会福祉施設等で屋内退避を行う場合には、放射性物質による被ばくを避ける観点から、扉や窓の解放等による換気は行わないことを基本とする。ただし、感染症対策の観点から、放射性物質の放出に注意しつつ、換気を行うよう努めるものとする。
- (4) 自然災害により避難所で屋内退避をする場合には、密集を避け、極力分散して退避するとともに、放射性物質による被ばくを避ける観点から、扉や窓の解放等による換気は行わないことを基本とする。ただし、感染症対策の観点から、放射性物質の放出に注意しつつ、換気を行うよう努めるものとする。これが困難な場合は、あらかじめ準備をしているU P Z外の避難先へ避難するものとする。
- (5) 避難又は一時移転を行う場合には、その過程又は避難先等における感染拡大を防ぐため、避難所・避難車両等における濃厚接触者、発熱・咳等のある者、それ以外の者を可能な限り分離するように努めるものとする。また、全面緊急事態発生後に避難又は一時移転の指示が出されている区域内の一時集結所等では、放射性物質による被ばくを避ける観点から、扉や窓の解放等による換気は行わないことを基本とする。ただし、感染症対策の観点から、放射性物質の放出に注意しつつ、換気を行うよう努めるものとする。なお、全面緊急事態発生後に避難又は一時移転を行う場合の避難車両等においては、放射性物質による被ばくを避ける観点から、U P Z内を越えるまで、窓を閉める等を行い、原則として換気は行わないものとする。ただし、感染症対策の観点から、放射性物質の放出に注意しつつ、換気を行うよう努めるものとする。

#### 3-8-4 避難経路の確保

市は、関係機関と協力して道路・航路啓開による障害物の除去や応急復旧等を行い、道路・港湾機能の確保に努めるものとする。

#### 3-8-5 避難所の設置

市は、県と連携し、緊急時に必要に応じて避難及び避難退域時検査等の場所を開設し、住民等に対して周知徹底を図るものとする。

また、必要があれば、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て緊急避難場所、避難所として開設するものとする。

さらに、それぞれの避難所に収容されている避難者に係る情報の早期把握に努め、国等への報告を行うものとする。また、家庭動物と同行避難した被災者について、適切に受け入れるとともに、避難所等における家庭動物の受入状況を含む避難状況等の把握に努めるものとする。

県及び市は、車中泊避難を行うためのスペースが設置された場合は、車中泊避難を行うためのスペースの避難者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を車中泊避難を行うためのスペースの避難者に対しても提供するものとする。この際、車中泊避難の早期解消に向け、必要な支援の実施等に配慮するよう努めるものとする。

### 3-8-6 避難所等の運営

市は、国、県及び関係機関と連携し、避難所における生活環境が、常に良好なものであるよう努めるものとする。

- (1) 市は、それぞれの避難所に収容されている避難者に係る情報の早期把握に努め、県及び県警察へ情報を提供するものとする。

なお、県は、重点市町等からの情報を取りまとめ、国等へ報告を行うこととしている。

- (2) 市は、避難所開設当初からパーテーションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置するよう努めるとともに、避難所における食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握や仮設トイレやマンホールトイレを早期に設置するとともに、簡易トイレ、トイレカー、トイレトレーラー等のより快適なトイレの設置に配慮するように努め、県と協力して、必要な対策を講ずるものとする。

- (3) 市は、避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方及び性的マイノリティの視点等に配慮するものとする。

特に、女性専用のトイレ、物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、男女ペアでの巡回警備等による避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営管理に努めるものとする。

- (4) 民生・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、要配慮者の居場所や安否確認に努め、把握した情報について市及び県に提供するものとする。

- (5) 市は、指定避難所等における女性や子供等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、トイレ等の配置の工夫、照明の増設や注意喚起のためのポスター掲載などで女性や子供等の安全に配慮するよう努めるものとする。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。

- (6) 避難場所における被災者は、生活環境の激変に伴い、心身双方の健康に不調をきたす可能性が高いため、市は、国（厚生労働省）及び県の協力の下、常に良好な衛生状態を保つように努めるとともに、被災者の健康状態を十分把握し、

必要に応じ救護所等の設置や心のケアを含めた対策を行うものとする。

特に、要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じて福祉施設等での受入れ、介護職員等の派遣、車椅子等の手配等について、福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に実施するものとする。

また、必要に応じて、県（中予保健所）と協力して保健師、管理栄養士等による巡回健康相談等を実施するものとする。

### 3-8-7 要配慮者の避難誘導

#### 1 市の活動

- (1) 市は、災害時には、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるよう努めるものとする。
- (2) 市は、要配慮者の避難誘導について、輸送手段等に特に配慮するものとする。  
なお、避難所へ移動した要配慮者については、その状況を把握し、適切な福祉サービスの提供に努めるものとする。

#### 2 社会福祉施設の活動

社会福祉施設は、避難の指示等があった場合は、避難計画等に基づき、職員の指示の下、迅速かつ安全に、利用者等を避難させるものとする。

また、利用者等を避難させた場合は、市及び県に対し、速やかにその旨を連絡するものとする。

#### 3 病院等医療機関の活動

病院等医療機関は、避難の指示等があった場合は、避難計画等に基づき、医師、看護師、職員の指示・引率の下、迅速かつ安全に、入院患者、外来患者、見舞客等を避難又は他の医療機関へ転院させるものとする。

入院患者、外来患者、見舞客等を避難させた場合は、県に対し、速やかにその旨を連絡するものとする。

#### 4 応援依頼

市は、救助活動の状況や要配慮者の状況を把握し、必要に応じて県又は他の市町等へ応援を要請するものとする。

### 3-8-8 防災上重要な施設の避難誘導

#### 1 学校等施設の活動

学校等施設において、生徒等の在校時に避難の指示等があった場合は、避難計画等に基づき、教職員引率の下、迅速かつ安全に生徒等を避難させるものとする。

また、保護者等への引渡しは、原則として防護対策区域外に設けた避難所等にお

いて行うものとし、その場合は、市又は県に対し、速やかにその旨を連絡するものとする。

## 2 不特定多数の者が利用する施設の活動

駅、その他の不特定多数の者が利用する施設において、避難の指示等があった場合は、避難計画等に基づき、避難させるものとする。

## 3-8-9 広域避難

### 1 防護対策区域を有する重点市町のとるべき措置

- (1) 内閣総理大臣又は県災害対策本部長から避難指示を受けた市長（本部長）は、住民等に対しその旨の指示を行い、関係機関の協力を得て、避難住民等の輸送に努めるとともに、避難所に市職員を派遣して、受入市町との連絡調整及び避難住民等の保護に当たらせるものとする。
- (2) 市長（本部長）は、広域避難計画に基づく避難を行うときは、原子力防災資機材についても、避難所に輸送するよう努めなければならない。
- (3) 市は、災害の規模、被災者の避難、収容状況、避難の長期化等に鑑み、広域避難が必要であると判断した場合、その他の市町と直接協議し、又は県に要請して調整するものとし、他の都道府県の市町村への受入れについては、県に対して当該都道府県との協議を求めるものとする。

### 2 広域避難の受入れ

- (1) 県災害対策本部長は、災害の状況により、住民等の避難が必要であると判断した場合、風向、予測被ばく地域等を考慮した上で、広域避難計画に基づき、住民の避難先市町を決定し、当該市町長に対し、被災者の受入れ及び避難所の設置を要請することとしている。

また、県域を越える広域的な避難等を要する事態となり、広域避難収容に関する国の支援が必要であると判断した場合には、原子力災害対策本部等に対して要請を行うこととしている。

県災害対策本部長から被災者の受入れ及び避難所の設置の要請を受けた場合、市は、市地域防災計画に定める指定施設を提供し、必要な協力活動を実施するものとする。

- (2) 市は、避難元市町村と連携して、避難者把握や秩序の保持に努めるとともに、避難者が必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け渡すことができるよう、被災者の所在地等の情報を避難元と避難先の市町村が共有する仕組みの円滑な運用や秩序の保持に努めるものとする。

## 3-8-10 避難の長期化への対応

### 1 避難所の管理

市は、国、県及び関係機関と連携し、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、薬剤師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、慢性疾患用医薬品等の服薬状況、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、栄養バランスのとれた適温の食事や、入浴、洗濯等の生活に必要な水の確保、福祉的な支援の実施など、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

また、必要に応じ、被災者支援等の観点から、避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるものとする。

## 2 旅館、ホテル等への移動

市は、災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等に鑑み、必要に応じて国及び県と連携し、旅館やホテル等への移動を避難者に促すものとする。

## 3 応急仮設住宅の建設

市は、応急仮設住宅を建設する必要があるときは、避難者の健全な住生活の早期確保を図るため、速やかに国及び県と協議の上、建設するものとする。

建設に当たっては、二次災害に十分配慮するとともに、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮するものとする。

また、県と連携し、被災者の入居に係る事務を行い、その円滑な入居の促進に努めるものとする。

なお、応急仮設住宅の建設に必要な資機材が不足し、調達のある場合には、必要に応じて国及び県に資機材の調達に関して要請するものとする。

## 4 公営住宅、民間賃貸住宅及び空き家等利用可能な既存住宅の活用

市は、災害の規模等を鑑みて、避難者の健全な住生活の早期確保のため、必要に応じて国及び県と連携し、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅、空き家等利用可能な既存住宅のあっせん、活用等により、避難場所の早期解消に努めるものとする。

### 3-8-11 立入制限、交通規制の実施及び災害警備の実施

市長（本部長）は、県災害対策本部長の指示又は独自の判断に基づき、警戒区域若しくは避難を指示した区域について、居住者等の生命又は身体に対する危険を防止するため、外部から車両等が進入しないよう指導するなど、警戒区域の設定、避難の指示の実効を上げるために必要な措置をとるよう、国、県、関係機関等と連携した運用体制を確立するものとする。

また、県警察及び海上保安部が、関係機関と連携して実施する警戒区域における立入制限、交通規制、災害警備等必要な措置に全面的に協力するものとする。

## 第9章 飲料水・飲食物の摂取制限及び緊急物資の供給等

【危機管理課、健康増進課、環境政策課、農業振興課、市民課、上下水道課】

市は、住民等に対する防護対策上必要と認められた場合には、県、関係機関等と相互の連携を密にして、汚染した飲料水・飲食物等の摂取制限措置、農林水産物の採取及び出荷制限並びにこれらの解除を実施するものとする。

### 3-9-1 飲料水・飲食物の摂取制限の決定

県災害対策本部長は、住民等に対する屋内退避又は避難のための立退きの指示の連絡、確認等必要な緊急事態応急対策を実施する場合、併せて、当該指示の対象地域において、地域生産物の摂取制限及び出荷制限を実施することとしている。

また、原子力災害対策指針に基づいたスクリーニング基準を踏まえ、国からの放射性物質による汚染状況の調査の要請を受け、又は独自の判断により、飲食物の検査を実施することとしている。

市は、飲料水、飲食物の摂取制限措置、地域生産物の採取、出荷制限及びこれらの解除の実施が決定された場合には、住民等に対して広報を行い、対策の周知を図るものとする。

#### (O I Lと防護措置について)

基準の種類	基準の概要	初期設定値 <sup>*1</sup>		
飲食物に係るスクリーニング基準	飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域の特定	0.5 $\mu$ Sv/h <sup>*2</sup> (地上1mで計測した場合の空間放射線量率 <sup>*3</sup> )		
O I L 6	飲食物の摂取制限	核種 <sup>*4</sup>	飲料水、牛乳・乳製品	野菜類、穀類、肉、卵、魚、その他
		放射性ヨウ素	300Bq/kg	2,000Bq/kg <sup>*5</sup>
		放射性セシウム	200Bq/kg	500Bq/kg
		プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種	1Bq/kg	10Bq/kg
		ウラン	20Bq/kg	100Bq/kg

- ※1 「初期設定値」とは、緊急事態当初に用いるO I Lの値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合にはO I Lの初期設定値は改訂される。
- ※2 実効性を考慮して、計測場所の自然放射線によるバックグラウンドによる寄与も含めた値とする。
- ※3 本値は地上1 mで計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用に当たっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上1 mでの線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。
- ※4 その他の核種の設定の必要性も含めて今後検討する。その際、I A E AのG S G - 2におけるO I L 6を参考として数値を設定する。
- ※5 根菜、芋類を除く野菜類が対象

### 3-9-2 摂取制限の措置

#### 1 飲料水の摂取制限

市長（本部長）は、県災害対策本部長から飲料水の摂取制限措置の指示があった場合、防護対策区域内及び当該地区に水源を有する水道供給区域の住民に対して汚染水源の使用及び汚染飲料水の飲用を禁止し、誤飲なきよう直ちに水道の止栓等給水制限を実施するものとする。

この場合において、市長（本部長）は、関係機関の協力を得て、住民等に対する給水措置を実施するものとする。

#### 2 飲食物の摂取制限

市長（本部長）は、県災害対策本部長から飲食物の摂取制限措置の指示があった場合、汚染飲食物の摂取を制限又は禁止するものとする。

この場合において、市長（本部長）は、関係機関の協力を得て、住民等に対する食料供給を実施するものとする。

### 3-9-3 地域生産物の採取及び出荷制限

市長（本部長）は、県災害対策本部長から、放射性物質による汚染の及ぶ地域の地域生産物の採取制限及び出荷制限措置の指示があった場合、地域生産物の生産者、集荷機関及び市場の責任者に対し、汚染地域生産物の収穫・採取禁止、出荷制限等を行うものとする。

### 3-9-4 飲食物、生活必需品等の供給

#### 1 物資の調達

市は、県及び関係機関と協力し、被災者の生活の維持のため必要な食料、飲料水、燃料、毛布等の生活必需品等を調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配が行うものとする。

なお、被災地で必要とされる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するものとする。

また、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者のニーズや、男女のニーズの違い等に配慮するものとする。

## **2 物資の供給**

市は、備蓄物資、自ら調達した物資及び国、他の県等によって調達され、引き渡された物資の被災者に対する供給を行うものとする。

## **3 支援の要請**

市は、供給すべき物資が不足し調達の必要がある場合には、県と連携し、国（物資関係省庁）や原子力災害対策本部等に物資の調達を要請するものとする。

# 第 10 章 原子力災害医療の実施

## 【健康増進課】

市は、県、関係機関等と相互の連携を密にして、原子力災害時における被ばく者及び被ばくのおそれのある者並びに一般傷病者に対し、検査、除染、治療等の原子力災害医療活動を実施するものとする。

なお、原子力災害医療活動は、この計画に定めるもののほか、別に定める原子力災害医療活動実施要領に基づき実施するものとする。

### 3-10-1 原子力災害医療の組織とその任務

#### 1 各機関の活動

機関	活 動 内 容
原子力事業者	原子力事業者は、原子力災害医療活動を実施するために必要な情報を災害医療対策部に提供するなど協力するとともに、自らも事業所内医療施設において原子力災害医療活動を実施する。
国	国は、県災害対策本部長から応援協力活動の要請があった場合、あるいは、自らの判断により、高度被ばく医療支援センターを中心とした医療関係者等からなる原子力災害医療派遣チームを派遣し、原子力災害医療に関し、災害医療対策部長に助言等を行うこととしている。 また、原子力災害医療派遣チームは、汚染・被ばく者（汚染・被ばくしたおそれのある者を含む。）に対する診断及び処置について、拠点病院及び協力機関の医療従事者等を指導するとともに、自らもこれに協力して医療活動を行う。
県	(1) 災害医療対策部の設置 県は、原子力災害医療を実施するため、県災害対策本部を設置した場合は、災害医療対策部長を部長、災害医療対策部副部長（原子力災害医療調整官）を副部長とする災害医療対策部を設置するものとする。 また、災害対策本部が設置されない場合においても、災害医療対策部長が必要と認めた場合は、災害医療対策部を設置するものとする。 (2) 国に対する協力要請 県は、国に対し原子力災害医療派遣チームの派遣を要請するとともに、必要に応じ、高度被ばく医療支援センター等に対し、高度専門的な診療が必要とされる重篤な汚染・被ばく患者等の受入れについて要請を行う。 (3) 関係機関に対する協力要請 県は、原子力災害医療機関等に対し、原子力災害医療に係る協力を要請する。

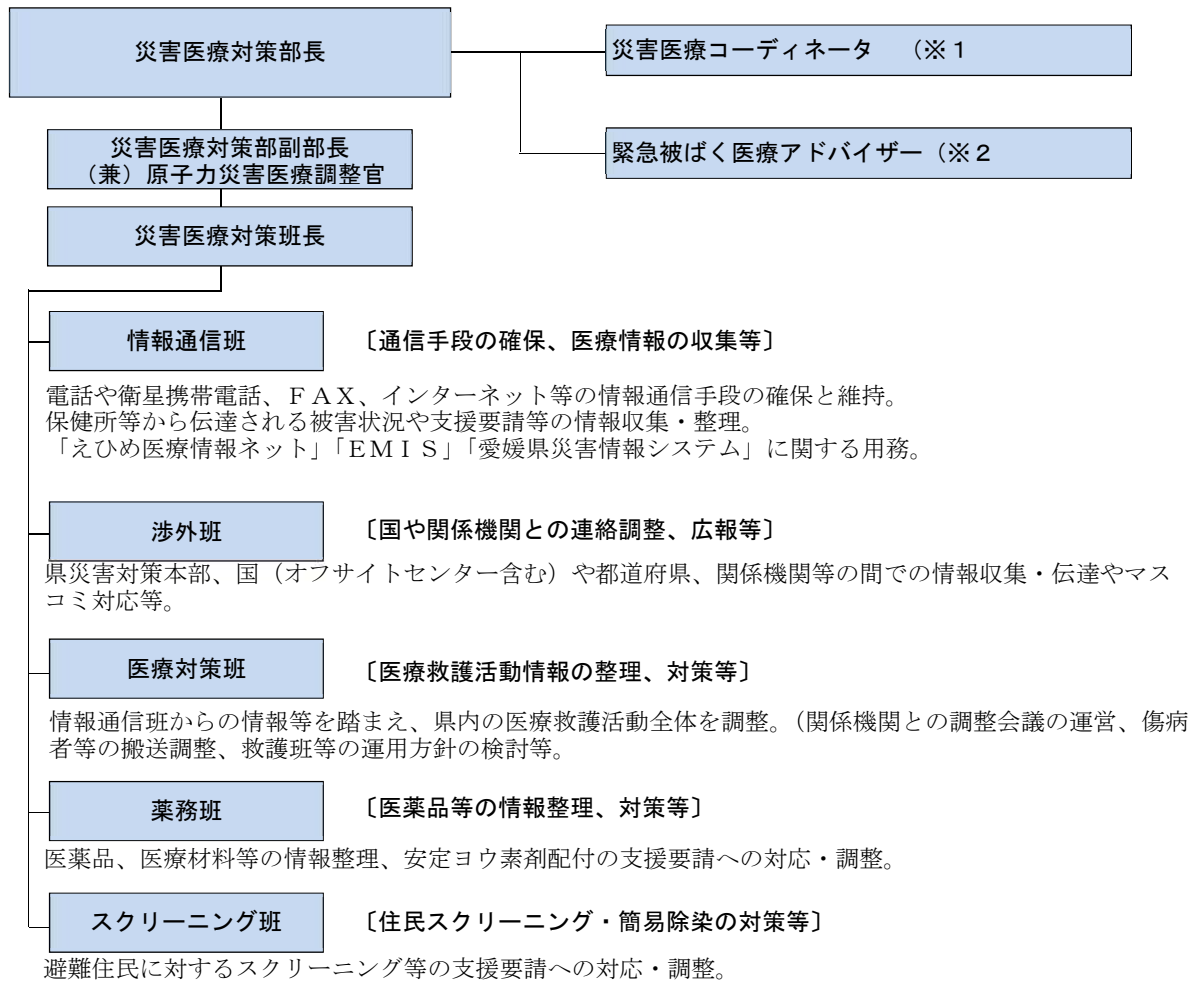
機関	活 動 内 容
市	<p>市は、原子力災害医療活動を実施するに当たり、県の災害医療対策部の指示に基づき、住民等に安定ヨウ素剤を配付し、服用を指示する。</p> <p>また、県災害対策本部から救護所開設の指示があった場合、指定避難所等において救護所を開設、運営し、傷病者等に対する医療活動を実施する。</p>
消防機関	<p>伊予消防署等の消防機関は、原子力災害医療活動を実施するに当たり、県の災害医療対策部の指示の下、救急搬送を要する被ばく者及び一般傷病者を原子力災害医療機関又は医療機関に搬送する。</p>
医療関係機関等	<p>緊急被ばく医療アドバイザーは、次に掲げる活動を行う。</p> <p>(1) 平時における県の原子力災害医療体制の強化及び原子力事故等発生時の災害医療対策部の設置方針、運営方針等に関し助言すること。</p> <p>(2) 原子力事故等発生時の災害現場における情報収集、連絡・調整等に関すること。</p> <p>(3) 災害医療対策部の活動に関すること。</p> <p>(4) 原子力災害医療機関の支援及び指導に関すること。</p> <p>(5) 上記(1)～(4)に掲げるもののほか、災害医療対策部長が必要と認めること。</p> <p>一般社団法人愛媛県医師会及び日本赤十字社愛媛県支部は、災害医療対策部に本部員を派遣するとともに、救護所等に救護班を派遣し、医療救護を実施する。</p> <p>その他協力機関等は、県の協力要請により、災害医療対策部に原子力災害医療に係る専門家を派遣し助言等を行い、救護所等に医師、歯科医師、薬剤師、看護師、放射線技師等医療従事者を派遣し、医療救護を実施する。</p>
原子力災害合同対策協議会 (医療班)	<p>国、県、重点市町、原子力事業者等により構成され、オフサイトセンターに設置される原子力災害合同対策協議会(医療班)は、原子力災害医療に係る状況の把握及び広域的な医療活動の調整を行うとともに、災害医療対策部、医療機関等と緊密に連絡をとり、必要に応じて助言、指導等を行う。</p>

## 2 災害医療対策部の組織及び任務

県が設置する原子力災害時の災害医療対策部の組織及び任務は次表のとおりである。

なお、災害医療対策部は、必要に応じ緊急被ばく医療アドバイザー及び国等から派遣される原子力災害医療派遣チームからの指導・助言を受けつつ、原子力災害医療活動を実施するものとする。

### 災害医療対策部 組織図



#### 【現地作業チーム】

##### 救護班

救護所において一般傷病者に対する医療活動、健康相談を実施。

##### 薬務班

安定ヨウ素剤の服用指導、一時終結所等への搬送調整、緊急配付の協力、内服液の調製を実施。

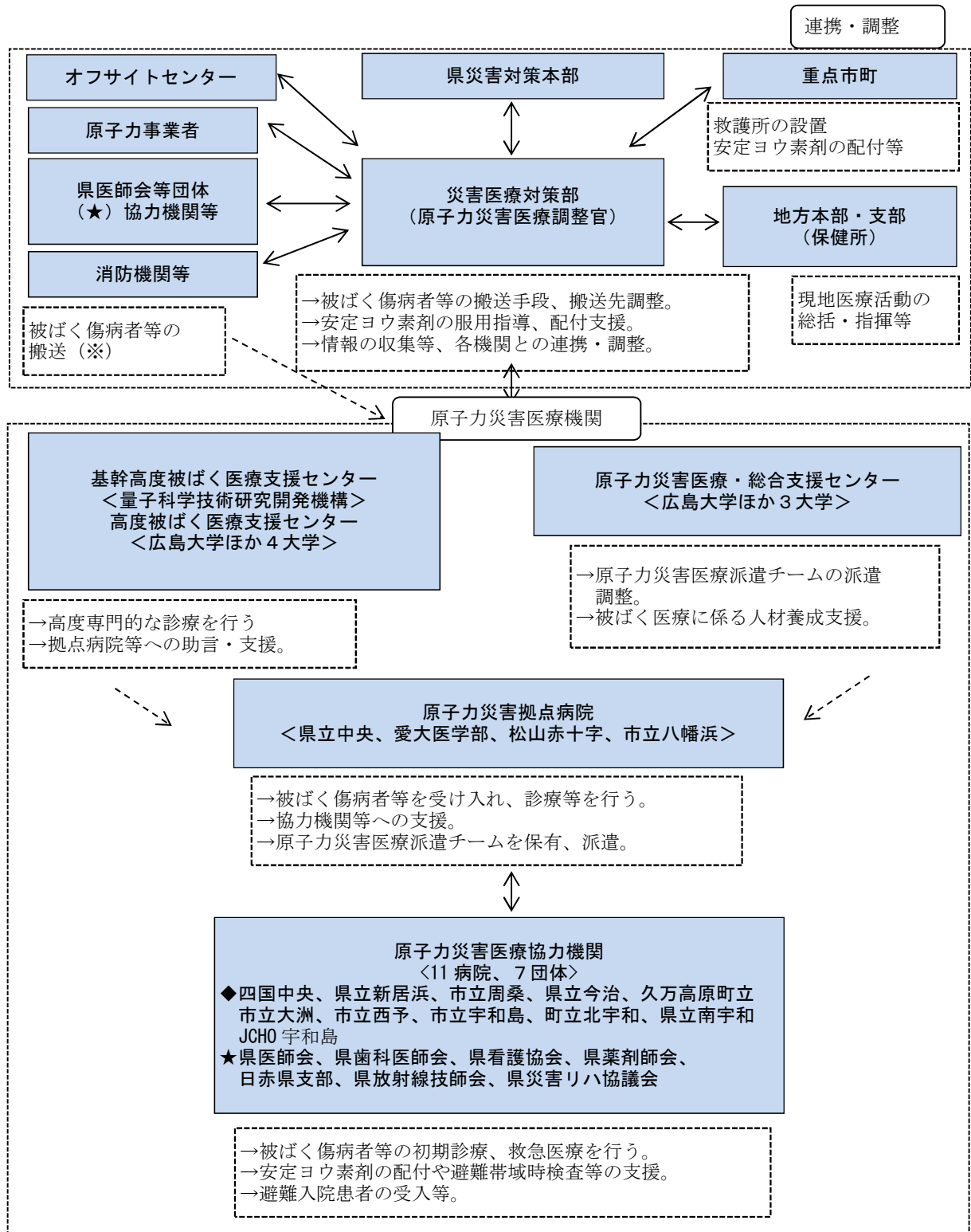
##### スクリーニング班

避難住民等に対するスクリーニングや問診、放射性物質汚染者に対する簡易除染を実施

災害医療対策 部長	県立中央病院副院長
〃 副部長	県立中央病院災害医療センター長
〃 対策班長	医療対策課長、薬務衛生課長、県立病院課長
〃 各班員	医療対策課、薬務衛生課、県立病院課の職員

(※1) 災害拠点病院、公立病院に設置。対策部長の補佐、助言等。  
(※2) 専門的な立場から調整官の補佐、助言等。

# 原子力災害医療体制図



(※) 被ばく者傷病者の医療機関への搬送は、原則として消防機関が実施し、原子力事業者は協力。また、消防機関による搬送が困難な場合は、重点市町、原子力事業者が実施する。

(注) 原子力事業所内医療施設においては、原則として原子力事業所内で発生した被ばく者に対応する。

### 3-10-2 原子力災害医療活動の実施

#### 1 原子力災害医療活動

県は、原子力災害時において災害医療対策部を組織し、関係機関等の協力の下、原子力災害医療活動を実施することとしている。

市は、原子力事業者、原子力災害医療機関及び国の原子力災害医療派遣チームと共同して県の実施する原子力災害医療活動に協力するとともに、自らも原子力災害医療活動を実施するものとする。

原子力災害医療体制は次表によるが、汚染・被ばく患者の被ばく線量、汚染の程度、全身状態等によって、専門的又は高度専門的な診療が必要とされることが明確である場合は、原子力災害拠点病院又は高度被ばく医療支援センターに搬送し、対応を行うものとする。

また、医療処置を必要としない状況又は救護所を開設するには至らない状況であっても、住民等が健康不安から原子力災害医療機関、保健所、避難所等に検査等を求めてきた場合、その対応について配慮するものとする。

#### (原子力災害医療体制の概要)

区分	原子力災害拠点病院	原子力災害医療協力機関	原子力災害医療・総合支援センター	高度被ばく医療支援センター
基本的役割	<p>原子力災害時において被災地域の原子力災害医療の中心となる医療機関であり、汚染の有無にかかわらず傷病者を受け入れ、適切な医療を提供する。また、被ばくや汚染を伴う傷病者及びそれらの疑いのある者(以下「被ばく傷病者等」という。)に対しては適切な診療等を行う。</p> <p>さらに、原子力災害が発生した立地道府県等において救急医療等を行うため、災害医療の知識、技能のほか、被ばく医療に係る専門的知見を有する医師、看護師、診療放射線技師等から構成する「原子力災害医療派遣チーム」を編成する。</p> <p>上記の診療等に加え、避難退域時検査において簡易除染の結果、基準値を超える避難住民等に対して必要な処置を行うことや、甲状腺被ばく線量モニタリングにおいて甲状腺のスクリーニングレベルを超えた避難住民等に対して甲状腺の詳細測定を行うなど、立地道府県</p>	<p>原子力災害時において立地道府県等や拠点病院が行う原子力災害対策に協力する機関であり、被ばく傷病者等の初期診療及び救急診療の提供や、立地道府県等が行う住民等の被ばくや汚染に対する検査(避難退域時検査や甲状腺被ばく線量モニタリング等)に協力する。</p>	<p>原子力災害時において原子力災害医療派遣チームの派遣調整やその活動の支援を行う機関であり、自ら原子力災害医療派遣チームを編成するほか、原子力災害医療派遣チームの派遣等に関して、立地道府県等の原子力災害医療調整官に専門的助言等の支援を行う。</p> <p>また、平時から原子力災害医療派遣チーム構成員の養成を行うほか、地域や全国の拠点病院等との連携及び協力体制を強化するため、全国的な規模の関連医療機関とのネットワーク(以下「全国ネットワーク」という。)を構築し、情報交換等を行う。さらに、拠点病院等が業務継続計画を整備するために必要な支援を行う。</p>	<p>原子力災害時において高度専門的な被ばく医療を行う機関であり、拠点病院では対応できない高度専門的な治療を必要とする傷病者(長期的な治療が必要な傷病者を含め、これらかつ専門的治療を要する被ばく傷病者)という。)並びに、除染が困難であり、二次汚染等を起こす可能性が高い被ばくを伴う傷病者の診療等を行うとともに、拠点病院等に対し、必要な診療支援や助言等が可能な専門家の派遣等を行う。</p> <p>また、拠点病院や協力機関に対して、専門的な教育研修等を実施するとともに、立地道府県等に対しては、平時から技術的専門的助言や支援を行い、原子力災害時には甲状腺被ばく線量モニタリングの測定要員の派遣調整等の立地道府県等が行う原子力災害対策に協力する。</p>

区分	原子力災害拠点病院	原子力災害医療協力機関	原子力災害医療・総合支援センター	高度被ばく医療支援センター
	等が実施する原子力災害対策に協力する。 また、管轄内の協力機関の職員等に対する教育研修を定期的実施、又は立地道府県等が実施する教育研修に協力する。			
対応医療機関	県立中央病院、松山赤十字病院、愛媛大学医学部附属病院、市立八幡浜総合病院(4病院)	四国中央病院、県立新居浜病院、市立周桑病院、県立今治病院、久万高京町立病院、市立大洲病院、市立西予病院、市立宇和島病院、JCHO宇和島病院、町立北宇和病院、県立南宇和病院、県医師会、県歯科医師会、県看護協会、県薬剤師会、日赤県支部、県放射線技師会、県災害リハ協議会(10病院、7団体)	広島大学  (その他(3大学) 福島県立医科大学 弘前大学 長崎大学)	国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構(基幹高度被ばく医療支援センター) 広島大学  (その他(4大学) 福島県立医科大学 弘前大学 長崎大学 福井大学)
診療(除染処置を含む)	○汚染の有無にかかわらず、多発外傷、挫滅症候群、広範囲熱傷等の災害時に多発する重篤な傷病者に対し高度な診療 ○被ばく傷病者等に対して、線量測定、除染処置を行うとともに、集中治療等の診療 ○救急医療と被ばく医療の両方の医療が必要な被ばく傷病者等に対して、救急医療を提供する者と被ばく医療を提供する者とが連携して行う対応	次に掲げる7項目の要件のうち、1項目以上 ○被ばく傷病者等の初期診療及び救急診療 ○避難住民等に対し、甲状腺被ばく線量モニタリングを実施することができる測定要員の保有、派遣体制の保有 ○原子力災害医療派遣チームの編成、派遣体制の保有 ○救護所への医療従事者の派遣 ○避難住民等に対し、避難退域時検査を実施することができる検査要員の保有、派遣体制の保有 ○安定ヨウ素剤配布の支援 ○その他、原子力災害発生時に必要な支援	○汚染の有無にかかわらず、多発外傷、挫滅症候群、広範囲熱傷等の災害時に多発する重篤な傷病者に対し高度な診療 ○被ばく傷病者等に対して、線量測定、除染処置を行うとともに、集中治療等の診療 ○救急医療と被ばく医療の両方の医療が必要な被ばく傷病者等に対して、救急医療を提供する者と被ばく医療を提供する者とが連携して行う対応	○長期的かつ専門的治療を要する被ばく傷病者等の診療及び長期経過観察 ○除染が困難(複数回の流水洗浄後も高度の表面汚染の残存等)であり、二次汚染等を起こす可能性が大きい被ばく患者の診療 ○被ばく傷病者等に対して、高度救命救急センターと同等の診療 ○高度専門的、物理学的及び生物学的個人線量評価(スペクトル分析による核種同定、放射性物質の精密分析、染色体分析による線量評価等)
(検体採取・管理を含む) 線量測定・評価	○原則として、除染を行うために必要な除染室 ○被ばく傷病者等に対して救急処置等を行う処置室 ○被ばく傷病者等に対して入院治療を行うことができる病室	協力機関に求められる要件を満たすために必要な施設等	原子力災害拠点病院に必要なものに加え、以下の施設等 ○教育研修及び訓練の実施に必要な施設	原子力災害拠点病院に必要なものに加え、以下の施設等 ○被ばく傷病者等に対して長期観察、入院治療等が行える病室等 ○急性放射線症候群等の診療に必要な無菌室等 ○教育研修及び訓練の実施に必要な施設

区分	原子力災害拠点病院	原子力災害医療協力機関	原子力災害医療・総合支援センター	高度被ばく医療支援センター
資機材等	<p>○医療従事者等が放射線防護を行うために必要な資機材</p> <p>○処置等を行っている場所の線量評価のために必要な放射線測定器</p> <p>○体表面汚染の線量評価を行うために必要な放射線測定器</p> <p>○内部被ばくの線量評価を行うために必要な放射線測定器</p> <p>○被ばくの診療に必要な設備及び医薬品（放射性セシウム体内除去剤等）</p> <p>○除染するために必要な資機材</p> <p>○汚染した衣服や資機材、洗浄水等を一時的に保管できる設備</p> <p>○災害時に利用できる衛星電話、衛星回線インターネットが利用できる環境及び複数の通信手段</p>	<p>協力機関に求められる要件を満たすために必要な設備等</p>	<p>原子力災害拠点病院に必要なものに加え、以下の設備等</p> <p>○被災地域以外からの原子力災害医療派遣チームの派遣調整に必要な設備</p> <p>○拠点病院等との通信ネットワーク設備</p> <p>○原則として、被災地域からの通信が可能な衛星回線等の通信機器を装備した車両</p>	<p>○アクチニドを含む内部被ばく線量評価のために必要な機器及び資機材</p> <p>○生物学的線量評価のための機器及び資機材</p>
研修・訓練	<p>1 研修、訓練の実施</p> <p>2 原子力災害医療マニュアル作成</p>	<p>1 研修、訓練の実施</p> <p>2 原子力災害医療マニュアル作成</p>	<p>1 研修、訓練の実施</p> <p>2 原子力災害医療マニュアル作成</p>	<p>1 研修、訓練の実施</p> <p>2 原子力災害医療マニュアル作成</p>
搬送機関	<p>原子力災害拠点病院への搬送は、原子力事業者の協力を得て、消防機関が行う。消防機関による搬送が困難な場合は、重点市町、原子力事業者等が実施する。</p>	<p>原子力災害医療協力機関への搬送は、原子力事業者の協力を得て、消防機関が行う。消防機関による搬送が困難な場合は、重点市町、原子力事業者等が実施する。</p>	<p>原子力災害医療・総合支援センターへの搬送は、陸路は消防機関、空路は県消防防災ヘリコプター、自衛隊ヘリコプター、あるいは消防庁の調整による他県等の消防防災ヘリコプター等により行う。原子力事業者は搬送に協力する。</p>	<p>高度被ばく医療支援センターへの搬送は、陸路は消防機関、空路は県消防防災ヘリコプター、自衛隊ヘリコプター、あるいは消防庁の調整による他県等の消防防災ヘリコプター等により行う。原子力事業者は搬送に協力する。</p>

## 2 指定避難所における住民等への対応

### (1) 救護所の開設・運営

市は、住民等に対する避難又は一時移転が決定され、県災害対策本部から救護所開設の指示があった場合、指定避難所等に救護所を開設し、運営するものとする。

### (2) 救護班の受入

県災害医療対策部は、原子力災害拠点病院及び原子力災害医療協力機関等と調整し、原子力災害医療派遣チーム又は救護班を編成して救護所に派遣することとなっている。市が開設する救護所に派遣があった場合はそれを受け入れる体制を整えるものとする。

### (3) 一般医療活動の実施

救護班は、救護所において、原子力防災対策地域の医療機関はその所在地において、一般傷病者に対する医療活動を実施するものとする。

(4) 医療機関への搬送

現地作業チーム指揮者は、専門的な医療が必要と認められる者については、被ばく線量、汚染の程度、全身状態等に応じ、適切な原子力災害医療機関（又は医療機関）への搬送について指示し、必要な連絡・調整を行うものとする。

(5) 健康相談の実施

救護班は、救護所等において、健康に不安をもつ住民等に対し、健康相談を実施するものとする。

また、住民等の身体的健康不安のみならず、精神的負担及び心理変化についても配慮するものとする。

なお、救護所を開設するに至らない状況においても、住民等が健康不安等から相談や検査等を求めてきた場合、保健所、市保健センター等は、適切な対応をするものとする。

(6) 甲状腺被ばく線量モニタリングの実施

県及び市は、国（原子力規制委員会、環境省）及び指定公共機関の支援を得て、原子力緊急事態宣言発出後、健康調査・健康相談を適切に行う観点から、住民等に対して、緊急時における放射性ヨウ素の吸入による内部被ばくを把握するための甲状腺被ばく線量モニタリング、放射性セシウムの経口摂取による内部被ばくを把握するためのホールボディカウンタ等による測定、緊急時モニタリングの結果等から外部被ばく線量の推計等を行うための行動調査を行うものとする。

### 3-10-3 原子力災害医療体制

#### 1 原子力災害医療の基本的体制

原子力災害医療体制は、次に掲げる医療機関からなるものとし、各医療体制の役割に応じ、サーベイランス、スクリーニング、線量評価、除染、診療等を行う。

(1) 拠点病院

原子力災害時において被災地域の原子力災害医療の中心となる医療機関であり、汚染の有無にかかわらず傷病者を受け入れ、適切な医療を提供する。また、被ばく傷病者等に対しては適切な診療等を行う。さらに、原子力災害が発生した立地道府県等内において救急医療等を行う原子力災害医療派遣チームを編成する。

(2) 協力機関

原子力災害時において立地道府県等や拠点病院が行う原子力災害対策に協力する機関であり、被ばく傷病者等に対する検査への協力等を行う。

(3) 原子力災害医療・総合支援センター

原子力災害時において原子力災害医療派遣チームの派遣調整やその活動の支援を行う機関であり、自ら原子力災害医療派遣チームを編成するとともに、平時から全国的な規模の関連医療機関とのネットワークの構築を行う。

#### (4) 高度被ばく医療支援センター

原子力災害時において高度専門的な被ばく医療を行う機関であり、拠点病院では対応できない高度専門的な治療を必要とする傷病者や除染が困難で二次汚染等の可能性がある傷病者に対応するとともに、拠点病院等に対し、必要な診療支援や助言等が行える専門家の派遣等を行う。

### 2 原子力災害医療機関等の汚染の有無の確認及び情報提供

県は、被ばく患者の処置を行った医療機関や原子力事業者等の協力を得て、速やかに放射性物質による汚染の有無の確認及び情報の集約や管理を行うとともに、その結果を公表するなど、周辺住民、報道機関等への情報の提供に努めることとしている。

### 3 メンタルヘルス対策の実施

原子力災害時には、医療対応を必要としない場合であっても住民等に健康不安が生じることが考えられるため、市及び県は、国、医師会等関係団体と協力し、メンタルヘルス対策を実施するものとする。

メンタルヘルス対策の実施に当たっては、原子力規制委員会が定めた指針を踏まえ、情報提供、専門家による対応、保健所、市保健センター等での対策拠点の設置など、原子力災害の経過に応じた適切な対応を行うものとする。

## 3-10-4 安定ヨウ素剤の服用

市は、原子力規制委員会が定めた指針を踏まえ、県及び医療機関等と連携し、住民等が適正に安定ヨウ素剤を服用できるよう、必要な措置を講ずるものとする。

### 1 安定ヨウ素剤服用のための準備

県は、放射性ヨウ素の放出、又は放出のおそれがある場合、直ちに服用対象者が安定ヨウ素剤を服用できるための準備を行うこととしている。

市は、県の指示により安定ヨウ素剤を避難所等に搬送するものとする。

また、市に備蓄している安定ヨウ素剤のみでは不足する場合、県は、八幡浜保健所、原子力センター、県庁に備蓄する安定ヨウ素剤を現地に搬送することとしており、この場合において、特に緊急を要する場合は、県消防防災ヘリコプター、県警察ヘリコプター、陸上自衛隊ヘリコプター等により搬送を行うこととしている。

### 2 安定ヨウ素剤服用の決定

安定ヨウ素剤の服用については、原則として、国（原子力規制委員会）が安定ヨウ素剤服用の必要性を判断し、原子力災害対策本部長又は県災害対策本部長が住民等及び防災業務関係者に対する安定ヨウ素剤の服用を決定して、重点市町に指示するとともに、関係機関に連絡することとなっており、緊急の場合は、医師の指導に基づき服用を指示することとされている。

なお、安定ヨウ素剤の服用は、その防護効果のみに過度に依存せず、避難、屋内退避、飲食物摂取制限等の防護措置とともに講ずるものとする。

### 3 安定ヨウ素剤の配付

市長（本部長）は、原子力災害対策本部長又は県災害対策本部長から安定ヨウ素剤服用の指示があった場合、住民等（事前配付により服用済みの者を除く。）に避難所等集合した場所において、原則として医師の関与の下で、安定ヨウ素剤を配付し、その服用を指示するものとする。ただし、時間的制約等のため医師が関与できない場合には、薬剤師の協力を求めるなど状況に応じて適切な方法により配付及び服用を行うものとする。

また、防災業務関係者に安定ヨウ素剤を配付し、服用を指示するものとする。

なお、安定ヨウ素剤の配付に当たっては、服用対象者に対し、服用の方法、注意事項等を記載したパンフレット等を添付の上、説明を行うなどし、次の事項を徹底させ、心理的動揺、混乱等を起こさないよう留意するものとする。

- (1) 安定ヨウ素剤服用の決定及びその理由
- (2) 安定ヨウ素剤の服用方法、服用対象者、服用回数及び服用量
- (3) 安定ヨウ素剤服用に際しての注意事項

### 4 安定ヨウ素剤の服用の方法

UPZにおいては、全面緊急事態に至った後に、原子力施設の状況や緊急時モニタリング結果等に応じ、避難や一時移転等と併せて安定ヨウ素剤の配付・服用について、国（原子力規制委員会）が必要性を判断し、県原子力災害対策本部長又は県災害対策本部長が指示を出すため、原則として、その指示に従い服用するものとする。

#### (1) 服用対象者

安定ヨウ素剤の服用を優先すべき対象者は、妊婦、授乳婦及び未成年者（乳幼児を含む。）とする。

また、原則 40 歳未満の者を配付対象者とするが、40 歳以上であっても、妊婦、授乳婦及び妊娠・出産を希望する女性は配付するものとする。ただし、40 歳以上であっても希望者には配付するものとする。

#### (2) 服用回数

服用回数は原則 1 回とする。連続服用は、原則として原子力規制委員会が再度の服用の必要を判断した場合のみであり、24 時間の間隔を空けて服用するようにならなければならない。

なお、新生児や妊婦は、原則として複数回の服用を避けなければならない。

#### (3) 服用量及び服用方法

服用量及び服用方法は、次のとおりとする。

(服用量及び服用方法)

対象者	ヨウ素量	ヨウ化カリウム	服用方法
新生児	12.5 mg	16.3 mg	ゼリー剤(新生児用) 1包 又は内服液 1.0ml
生後1か月以上3歳未満	25.0 mg	32.5 mg	ゼリー剤(乳幼児用) 1包 内服液 2.0ml
3歳以上13歳未満	38.0 mg	50.0 mg	丸剤 1丸
13歳以上	76.0 mg	100.0 mg	丸剤 2丸

(注) 内服液は、医薬品ヨウ化カリウムの原薬を水に溶解したものをを用いる。  
(16.3mg/ml ヨウ化カリウム[12.5mg/ml ヨウ素含有])

## 第 1 1 章 防災業務関係者の防護対策

### 【危機管理課、関係機関】

市は、国、県、関係機関、原子力事業者等と連携し、防災業務関係者の放射線防護について万全の対策を講ずるものとする。

#### 3-1-1-1 防災業務関係者に対する防護資機材の配付

##### 1 防災業務関係者に対する防護資機材の配布

国、県、市、指定公共機関、指定地方公共機関等は、被ばくの可能性がある環境下で活動する防災業務関係者の安全確保のため、次の防護資機材等のうち必要な資機材を配付するとともに、無線機等の通信機器を携帯させ、連絡体制を確保するものとする。

- (1) デジタル式警報線量計、蛍光ガラス線量計等の個人被ばく測定器
- (2) サーベイメータ等の環境測定器
- (3) 防護服、防護マスク、防護靴等
- (4) その他放射線防護に必要な資機材

防災業務関係者が携帯する放射線測定機器、防護服等を配付するに当たっては、必要に応じて県が保有する資機材の貸与又は支給をするものとしている。

また、県が保有する資機材のみで不足する場合には、原子力事業者、国、他の原子力発電所等立地県、その他関係機関等に対し、資機材等の応援を要請するものとする。

##### 2 防災業務関係者に対する研修、教育訓練の実施

国、県、市及び原子力事業者は、被ばくの可能性がある環境下で活動する防災業務関係者に対し、安全確保に関する必要な研修、教育訓練を行うものとする。

#### 3-1-1-2 防災業務従事者の被ばく管理

原子力災害時における防災業務関係者の放射線被ばくは、事故の態様、緊急事態応急対策の実情に応じつつ、できるだけその低減を図り、市、県、関係機関、原子力事業者等は、その被ばく状況を管理し、防災業務従事者の安全を確保するものとする。

国が定めた緊急事態応急対策を行う防災業務関係者の放射線防護に係る基準を適用し、防災業務関係者の被ばく線量限度を次表のとおりとする。

なお、被ばくの可能性がある環境下での活動を要請された組織は、要請した組織と協議して定めることができるものとする。

(防災業務関係者の被ばく線量限度)

		緊急事態応急対策活動及び 災害復旧活動を実施する場合		事故現場において作業する 者が、災害の拡大の防止及び 人命救助等緊急かつやむを得ない作業を実施する場合
実効線量		① 5年間	100mSv	100mSv
		② 1年間	50mSv	
		③ 3か月 (女性)	5mSv	
		④ 妊娠中の女性 (内部被ばく)	1mSv	
等価線量	眼の水晶体	① 5年間	100mSv	300mSv
		② 1年間	50mSv	
	皮膚	1年間	500mSv	1Sv
	腹部表面	妊娠中の女性	2mSv	—

## 第12章 緊急輸送

【危機管理課、健康増進課、地域創生課、財政課、商工観光課、  
土木管理課、農林水産課】

市は、県及び防災関係機関と相互に連携し、緊急事態応急対策を円滑かつ確実に実施するため、緊急輸送車両等を確保するものとする。

### 3-12-1 市の緊急輸送体制

市は、緊急事態応急対策が円滑かつ確実に行われるよう、緊急輸送車両の確保に努めるものとする。

なお、道路交通が不能となる場合以外は、市災害対策本部所有の車両により迅速確実に輸送を行うものとし、市災害対策本部所有の車両で不足する場合は、公共的団体、輸送業者等の車両を借り上げ、輸送の確保を図るものとする。

また、市のみでは調達が不可能な場合には、県災害対策本部に対し、調達を要請するものとする。

### 3-12-2 輸送順位及び輸送範囲

#### 1 緊急輸送の順位

市は、緊急輸送の円滑な実施を確保するため、必要があるときは、次の順位を原則として、県等防災関係機関と調整の上、緊急輸送を行うものとする。

(緊急輸送の順位)

第1順位	人命救助、救急活動に必要な輸送、対応方針を定める少人数のグループのメンバー
第2順位	避難者の輸送（PAZ及び予防避難エリアなど緊急性の高い区域から優先的な避難）、災害状況の把握・進展予測のための専門家・資機材の輸送
第3順位	緊急事態応急対策を実施するための要員・資機材の輸送
第4順位	住民の生活を確保するために必要な物資の輸送
第5順位	その他災害対応対策のために必要な輸送

#### 2 緊急輸送の範囲

- (1) 緊急事態応急対策要員及び必要とされる資機材
- (2) 救助・救急活動、医療救護活動に必要な人員及び資機材
- (3) 避難者、負傷者等
- (4) コンクリート屋内退避所、避難所を維持・管理するために必要な人員及び資機材
- (5) 食料・飲料水等生命の維持に必要な物資
- (6) その他緊急に輸送を必要とするもの

## 第 13 章 救助・救急及び消火活動

### 【危機管理課、伊予消防署】

市は、職員の安全確保を図りつつ、原子力事業者その他関係機関と相互に連携して効率的な救助・救急及び消火活動を行うものとする。

#### 3-13-1 救助・救急活動

##### 1 市の活動

市は、救助・救急及び消火活動が円滑に行われるよう、必要に応じ県又は原子力事業者その他の民間からの協力により、救助・救急及び消火活動のための資機材を確保するなどの措置を講ずるものとする。

また、災害の状況等から必要と認められるときは、消防庁、県、原子力事業者等に対し、応援を要請するものとする。この場合、必要とされる資機材は応援側が携行することを原則とする。

##### 2 消防機関の活動

伊予消防署は、救急自動車等応急措置の実施に必要な救急救助用資機材の整備に努め、救助・救急活動を行うほか、被害状況の早急な把握に努め、必要に応じ、県内他消防機関等に対して応援を要請するものとする。

#### 3-13-2 消火活動

市及び伊予消防署は、原子力事業者その他関係機関と相互に連携し、原子力発電所に係る火災に関し、消火活動に協力するものとする。

## 第14章 自発的支援の受入れ等

【福祉課、子育て支援課、長寿介護課、社会教育課、会計課】

大規模な災害発生が報道され、国内・国外から多くの善意の支援申入れが寄せられた場合、市は、適切に対応するものとする。

### 3-14-1 ボランティアの受入れ

市は、県、他の重点市町、その他の市町及び関係団体と相互に協力し、ボランティアに対する被災地のニーズの把握に努めるとともに、ボランティアの受付、調整等その受入体制を確保するよう努めるものとする。

また、ボランティアの受入れに際しては、被ばくに留意し、高齢者の介護や外国人との会話力等ボランティアの技能等が効果的に活かされるよう配慮するとともに、ボランティアの円滑な実施が図られるよう支援に努めるものとする。

### 3-14-2 国民等からの義援物資、義援金の受入れ

#### 1 義援物資の受入れ

市は、県、関係機関等の協力を得ながら、国民、企業等からの義援物資について、受入れを希望するもの及び受入れを希望しないものを把握し、その内容のリスト及び送り先を原子力災害対策本部等及び報道機関を通じて国民に公表するものとする。

また、現地の需給状況を勘案し、同リストを逐次改定するよう努めるものとする。

#### 2 義援金の受入れ

市は、県と十分協議の上、義援金の使用について定めるものとする。その際、配分方法を工夫するなどして、できる限り迅速な配分に努めるものとする。

## 第 15 章 応援協力活動

### 【危機管理課、伊予消防署】

市は、原子力災害の特殊性を考慮し、国、県、関係機関等と平常時から十分に協議し、原子力災害時にあっては相互に協力し、緊急事態応急対策活動を円滑に実施するものとする。

#### 3-15-1 市の活動

##### 1 県災害対策本部長等に対する応援要請等

市長（本部長）は、原子力災害時において緊急事態応急対策を実施するため必要があると認めるときは、県に対し、次の事項を示して応援を求め、又は緊急事態応急対策の実施を要請するものとする。

- (1) 応援を必要とする理由
- (2) 応援を必要とする人員、物資、資機材等
- (3) 応援を必要とする場所
- (4) 応援を必要とする期間
- (5) その他応援に関し必要な事項

##### 2 その他の市町長等に対する応援要求

市長（本部長）は、原子力災害時において市域に係る緊急事態応急対策を実施するため、必要があると認めるときは、その他の市町長等に対し、応援を求めるものとする。

#### 3-15-2 自衛隊の災害派遣要請

市長（本部長）は、原子力災害の規模や収集した被害情報から判断し、必要があると認めるときは、知事に対し、自衛隊の部隊等の派遣を要請するものとする。

また、自衛隊による支援の必要がなくなつたと認めるときには、速やかに知事に対し、撤収要請を要求するものとする。

なお、自衛隊が災害派遣時に実施する救援活動の内容は、次のとおりである。

- (1) 緊急時モニタリング支援
- (2) 被害状況の把握
- (3) 避難の援助
- (4) 行方不明者等の搜索救助
- (5) 消防活動
- (6) 応急医療・救護
- (7) 人員及び物資の緊急輸送
- (8) 緊急時の避難退域時検査及び簡易除染
- (9) 給食及び給水の支援

- (10) 入浴支援
- (11) その他市長が必要と認める事項

### 3-15-3 原子力被災者生活支援チームとの連携

原子力災害対策本部長は、必要に応じて、原子力災害対策本部の下に、被災者の生活支援のため、環境大臣及び原子力利用省庁の担当大臣を長とする原子力被災者生活支援チームを設置することとしている。

市は、県とともに、国が設置する原子力被災者生活支援チームと連携し、避難区域の設定・見直し（計画的避難の実施や一時立入業務を含む。）、子ども等をはじめとする健康管理調査等の推進、環境モニタリングの総合的な推進、適切な役割分担の下、汚染廃棄物の処理や除染等を推進するものとする。

### 3-15-4 ヘリコプターの活動支援

市は、原子力災害及び複合災害時に際し、緊急事態応急対策を円滑に実施するため、必要に応じて県、県警察、自衛隊、海上保安本部等の保有するヘリコプターの出動を要請するものとする。

また、原子力災害時におけるヘリコプターの離着陸場の確保に当たっては、県に全面的に協力するとともに、伊予消防署等と協力して、ヘリコプターの離着陸場における散水、緊急離着陸場・吹き流し設置等を行い、立入禁止措置等、離着陸場における安全確保に努めるものとする。

# 第16章 核燃料物質等の事業所外運搬中の事故に対する迅速かつ円滑な緊急事態応急対策

【危機管理課、伊予消防署】

市は、核燃料物質等の運搬中の事故に係る防災対策について、原子力事業者並びに運搬を委託された者、国、県及び海上保安部と相互に連携して、危険時の措置等を迅速かつ円滑に実施するものとする。

## 3-16-1 市の活動

核燃料物質等の運搬の事故については、輸送が行われる都度に経路が特定され、原子力施設のように事故発生場所があらかじめ特定されないことなどの輸送の特殊性に鑑み、原子力事業者と国が主体的に防災対策を行うことが実効的であるとされている。

市は、市の管轄する場所で、事故が発生した場合、国、県、消防機関等と連携し、事故の状況把握に努めるとともに、国の指示又は独自の判断により、事故現場周辺の住民避難等、一般公衆の安全を確保するために必要な措置を実施するものとする。

なお、核燃料物質等の事業者外運搬中の事故における通報基準は、次のとおりである。

### (核燃料物質等の事業所外運搬中の事故における通報基準)

#### 原災法第10条第1項に基づき通報すべき事象

##### ○事業所外運搬での放射線量率の上昇又は放射性物質の漏えい (XSE61、62)

火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、当該事象に起因して以下の事象が発生したとき。

- (1) 事業所外運搬中に使用する容器から1m離れた場所において、100 $\mu$ Sv/h以上の放射線量率が検出されたとき。
- (2) 放射線又は放射能の測定が困難な場合であって、その状況に鑑み(1)の事象が発生する蓋然性が高い状態になったとき。
- (3) 事業所外運搬に使用する容器から放射性物質が漏えいしたとき又は漏えいの蓋然性が高い状態になったとき。

※ただし、事業所外運搬においては、施設敷地緊急事態には該当しない。

#### 原災法第15条第1項の原子力緊急事態宣言発令の基準

○事業所外運搬での放射線量率の異常上昇又は放射性物質の異常漏えい (XGE61、62)  
火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、当該事象に起因して以下の事象が発生したとき。

- (1) 事業所外運搬中に使用する容器から1m離れた場所において、10mSv/h以上の放射線量率が検出されたとき。
- (2) 放射線又は放射能の測定が困難な場合であって、その状況に鑑み(1)の事象が発生する蓋然性が高い状態になったとき。
- (3) 「原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事業所外運搬に係る事象等に関する省令」第4条に規定する量の放射性物質が事業所外運搬に使用する容器から漏えいしたとき又は漏えいの蓋然性が高い状態になったとき。

※ただし、事業所外運搬においては、施設敷地緊急事態には該当しない。

### 3-16-2 関係機関の活動

機関	活動内容
原子力事業者等	<p>(1) 原子力防災管理者は、核燃料物質等の運搬中の事故による（上記通報基準）特定事象（原災法第10条第1項前段の規定により通報を行うべき事象をいう。以下同じ。）発見後又は発見の通知を受けた場合、直ちに、国（内閣官房、原子力規制委員会、内閣府、国土交通省、海上保安部等）、県など関係機関に文書で送信する。</p> <p>また、主要な機関等に対しては、その着信を確認するものとし、以後、緊急事態応急対策の活動状況等を随時連絡する。</p> <p>(2) 原子力事業者及び運搬者は、直ちに携行した防災資機材を用いて立入制限区域の設定、汚染・漏えいの拡大防止対策、遮へい対策、緊急時モニタリング、消火・延焼の防止、救出、避難等の危険時の措置を的確かつ迅速に行うことにより、原子力災害の発生の防止を図る。</p> <p>また、直ちに必要な要員を現場に派遣するとともに、必要に応じ、他の原子力事業者に要員及び資機材の派遣要請を行う。</p>
国	<p>(1) 国（原子力規制委員会、国土交通省）は、核燃料物質等の運搬中の事故による特定事象が発生した場合には、直ちに関係省庁、関係地方公共団体及び関係指定公共機関に連絡するとともに、その後の情報を随時連絡する。</p> <p>また、速やかに関係省庁事故対策連絡会議を開催するとともに、国の職員及びあらかじめ登録された国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構等の専門家を現地へ派遣し、必要な資機材を現地へ動員する。</p> <p>(2) 原子力緊急事態に至った場合、内閣総理大臣は、原災法に基づき、直ちに原子力緊急事態宣言を発出する。</p> <p>また、原子力災害対策本部及び現地対策本部を設置し、原子力事業者及び運搬者ととともに、原子力施設における原子力災害に準じた緊急事態応急対策を主体的に講ずる。</p>
海上保安部	<p>事故の通報を受けた海上保安部は、事故の状況把握に努めるとともに、事故の状況に応じて、海上保安職員の安全を図りつつ、原子力事業者等と協力して、事故発生場所海域への立入制限、人命救助等に関する必要な措置を実施する。</p>
県	<p>県は、国と連携して事故の状況把握に努め、必要に応じて災害対策本部を設置するとともに、国の主体的な指導の下に、市町、県警察、消防等関係機関と連携して、事故現場周辺の住民避難の指示など、必要な措置を講ずる。</p>
消防機関	<p>伊予消防署は、事故の状況の把握に努め、事故の状況に応じて、消防職員の安全確保を図りながら、原子力事業者等と協力して、消火、人命救助、救急等必要な措置を実施する</p>

## 第17章 複合災害時における応急対策

### 【全部署】

市は、県と連携し、原子力災害に係る防護対策に支障を生じないように、原子力災害と自然災害という複数の事象に同時に対処できる体制を整備するものとする。

複合災害が発生した場合等において、自然災害による人命へのリスクが極めて高い場合等には自然災害に対する避難行動をとり、自然災害に対する安全が確保された後に、原子力災害に対する避難行動をとることを基本とする。

#### 3-17-1 情報収集・連絡、緊急時連絡体制及び通信の確保

市は、県と連携し、複合災害時においても、専用回線、衛星回線等により、十分な情報の収集・連絡手段を確保するものとする。

#### 3-17-2 緊急時モニタリング

##### 1 国及び県の活動

- (1) 県は、固定観測局等が被災した場合、県の可搬型モニタリングポストやモニタリングカー等の設備・機器等により対応し、状況に応じてこれらをモニタリング実施地点に展開することとしている。
- (2) 国は、道路の被災状況や要員の参集状況を勘案し、緊急時モニタリング計画を作成することとしている。

##### 2 市の活動

市は、緊急時モニタリング計画に基づき、関係機関と連携の下、緊急時モニタリングに参画するものとする。

#### 3-17-3 住民への情報伝達活動

- (1) 市は、県と連携し、複合災害時の初動期においては、発電所に異常がない場合においても、その旨を広報するものとする。
- (2) 市は、大規模自然災害等により、情報伝達手段の機能喪失や広報車の走行に支障をきたすことなどが想定されるため、代替手段を確保するとともに広報マニュアルを作成し、伝達の徹底を図るものとする。
- (3) 県は、代替情報伝達手段として、上空からの広報のためヘリコプター等の確保に努めることとしている。
- (4) 市は、県と連携し、住民の不安解消や混乱防止のため、問合せ窓口を増設するなどの体制を強化するものとする。

### 3-17-4 屋内退避、避難等

#### 1 屋内退避、避難等の対応方針

大規模自然災害等が発生した場合の屋内退避、避難等の防護措置は、第3編第8章「住民避難等の実施」を基本とした上で、大規模自然災害等による道路や避難施設等の被災状況に応じて、適切に対処するものとする。

なお、大規模自然災害等が発生した場合、屋内退避、避難等に時間を要するなど避難の困難性が増すことなどが予想されるため、市は、県と連携の下、予防的防護措置としての避難等を初期段階で検討するものとする。

#### 2 避難誘導時の配慮

- (1) 市は、避難誘導に当たって、大規模自然災害等による家屋の倒壊や転倒による事故等の危険性が想定されるときは、避難誘導にあたり十分注意するものとする。
- (2) 市は、大規模自然災害等による被災者や広域応援者の避難誘導に際しては、自主防災組織、消防団、警察及び防災行政機関等の協力を得ながら、避難等が確実に行われるよう対応するものとする。

#### 3 退避・指定避難所等の運営

- (1) 市は、大規模自然災害等による指定避難所等の被害が予想されるときは、その状況を迅速に把握し、県災害対策本部へ連絡するものとする。
- (2) 市は、県、県内各市町及び防災関係機関と協力し、退避・避難の長期化等による物資の確保、衛生環境の維持、家庭動物の保護場所の確保、心のケア等について、対策を実施するものとする。

なお、県は、指定避難所等の被災により広域避難が必要となった場合、重点市町の区域を越えた対応を行うこととしている。

### 3-17-5 原子力災害医療

市は、大規模自然災害等への対応による医師等医療従事者及び医療資機材等の不足が生じた場合又は生じるおそれがある場合は、県を通じ、広域的な医師や医療資機材等の応援を要請し、医療体制の維持に努めるものとする。

また、県が策定する安定ヨウ素剤の搬送計画に協力するものとする。

### 3-17-6 緊急輸送活動

- (1) 市は、大規模自然災害等による道路の遮断や障害物による道路幅の減少等が想定されるときは、県、県内各市町、指定地方行政機関、自衛隊及び県警察と協力し、輸送路となり得る道路の通行の状況等について迅速に情報を収集するとともに、必要に応じて代替輸送路を確保するものとする。

(2) 市は、大規模自然災害等によるバス等を保有する機関の被災が想定されるときは、県と連携し、その状況を迅速に把握するとともに、必要に応じ、県へ支援を要請するものとする。

また、状況の進展に備えて臨機応変に対応できるよう、車両等を確保・待機させるなどの対応を行うものとする。

### 3-17-7 救助・救急活動及び消火活動

市は、大規模自然災害等の被災による救助・救急活動及び消火活動により、要員や資機材が不足する場合は、広域的な応援を要請するものとする。

## 第4編 原子力災害中長期対策



# 第1章 緊急事態解除宣言後の対応

【危機管理課、健康増進課、環境政策課、農業振興課、  
上下水道課、双海地域事務所】

## 4-1-1 原子力災害被災者生活支援チームとの連携

市は、内閣総理大臣が緊急時モニタリングの結果等を勘案し、原子力災害の拡大の防止を図るための応急対策を実施する必要がなくなったと認め、原子力緊急事態解除宣言を発出した場合においても、引き続き存置される現地対策本部及び原子力被災者生活支援チームと連携して原子力災害事後対策や被災者の生活支援を実施するものとする。

なお、市長（本部長）は、原子力災害に係る応急対策がおおむね完了したと認めるとき、又は原子力災害の危険性が解消されたと認めるときは、国及び県の指導・助言若しくは指示、又は原子力災害合同対策協議会の協議結果に基づき、災害対策本部を解散するとともに、関係機関にその旨を通知するものとする。

## 4-1-2 原子力災害事後対策実施区域における避難区域等の設定

市は、国及び県と協議の上、状況に応じて避難区域を見直し、原子力災害事後対策を実施すべき区域を設定するものとする。

また、避難区域等の設定を見直した場合は、県へその旨の報告を行うものとする。

## 4-1-3 汚染の除去等

市は、国の指導・助言の下、県の協力を得て、他の重点市町、原子力事業者及び関係機関と連携し、放射性物質による環境汚染への対処について必要な措置をとるものとする。

## 4-1-4 復旧期モニタリングの実施と結果の公表

原子力緊急事態解除宣言後、国（原子力規制委員会）は、緊急時モニタリングセンターを廃止することとなるが、引き続き、県は、国の統括の下、関係機関及び原子力事業者と協力して、発災後の復旧に向けて以下の判断等を行うため、復旧期モニタリングを行い、放射線量及び放射性物質濃度の経時的な変化を継続的に把握し、その結果を速やかに公表することとしている。

市は、県が公表する環境モニタリング結果について、住民、関係機関等に対し広報を行い、周知徹底を図るものとする。

- (1) 避難区域見直し等の判断を行うこと。
- (2) 被ばく線量を管理し、低減するための方策を決定すること。

- (3) 現在及び将来の被ばく線量を推定すること（個人線量推定）。  
その後、平常時における環境放射線モニタリング体制に移行するものとする。

#### 4－1－5 各種指示及び制限措置の解除

市は、県の指示の下、各種指示及び制限措置を解除するものとする。

##### 1 各種指示の解除

環境モニタリングの結果等から、県において、原子力災害に伴って講じられた退避等の指示の解除が決定された場合、市は、住民等に対して広報を行い、周知徹底を図るものとする。

##### 2 各種制限措置の解除

環境モニタリングの結果、原子力災害対策指針に基づいたO I Lの値や食品衛生法上の基準値を踏まえた国の指導・助言及び指示等に基づき、県において、原子力災害に伴って講じられた立入制限、飲食物及び地域生産物の採取制限及び出荷制限等の各種制限措置の解除が決定された場合、市は、住民等に対して広報を行い、周知徹底を図るものとする。

## 第2章 災害地域住民に係る記録等の作成

【危機管理課、健康増進課、環境政策課】

### 4-2-1 災害地域住民の記録

市は、県の協力の下、避難及び屋内退避の措置をとった住民等に対し、災害時に当該地域に所在した旨の証明、また、避難所等においてとった措置等を被災地住民登録票により記録するものとする。

### 4-2-2 被害状況調査の実施

市は、災害時における制限措置等により物的損害を受けた住民等の損害賠償等に資するため、県の指示に基づき、農林水産業等の受けた被害について調査し、資料等を整備するものとする。

### 4-2-3 健康調査の実施及び心身の健康相談体制の整備

市は、国及び県と協力して、原子力災害時において防護対策を講じた地区の住民等に対して健康調査を実施し、住民の心身の健康維持を図るものとする。

また、国及び県とともに、住民等に対して不安軽減のための適切な情報を提供し、心身の健康の保持・増進に努めるため、要配慮者にも十分配慮した、心身の健康に関する相談に応じるための体制を整備するものとする。

### 4-2-4 災害状況の記録

市は、災害の状況、緊急時モニタリング調査結果に基づく被災地の汚染状況図、緊急事態応急対策として措置した諸記録及び原子力災害中長期対策として措置した諸記録等原子力災害の全般にわたる記録を作成し、保存しておくものとする。

(被災地住民登録票)

第 号	ふりがな			性 別	男 ・ 女							
	氏 名			生 年 月 日	年 月 日							
被災地住民登録表	職 業			年 齢								
	本 籍											
	現 住 所	TEL										
	事 故 発 生 時 刻	市 町 村	大 字	番 地								
屋 内 (木 造 ・ 鉄 筋 コ ン ク リ ー ト ・ 石 造)		屋 外										
事 故 発 生 時 刻 場 所	事 故 現 場 か ら の 距 離 (km)	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	
		11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	
		21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	
		30 ~ 35	36 ~ 40	40 ~								
事 故 発 生 直 後 の 動 行	0~10分	10分~20分	20分~30分	30分~1時間								
	屋 内 ・ 屋 外	屋 内 ・ 屋 外	屋 内 ・ 屋 外	屋 内 ・ 屋 外								
	1時間~1時間30分	1時間30分~2時間	2時間~2時間30分	2時間30分~3時間								
	屋 内 ・ 屋 外	屋 内 ・ 屋 外	屋 内 ・ 屋 外	屋 内 ・ 屋 外								
避 難 指 示 時 刻 の 身 体 状 況 等	服 装			飲 食 の 有 無	有 ( ) 無							
	雨 や 水 に 濡 れ た か	有	無	妊 娠 の 有 無	有 ( 週 間 日 ) 無							
	放 射 線 治 療 の 有 無	有	無	安 定 ヨ ウ 素 剤 を 飲 ん だ か ど う か	有 無							
	甲 状 腺 の 病 気 の 有 無	有	無	ヨ ウ 素 ア レ ル ギ ー の 有 無	有 無							
R I 検 査 (核 医 学 検 査) の 有 無	有	無										
			未 処 置	処 置 済								
	皮 膚											
	衣 服											
測 定 器 ・ 測 定 方 法 及 び 測 定 者												
除 染	衣 服	A B (携 行 支 給)										
	身 体	A B C D										
	医 療 措 置	A B C D E										
伊 予 市	被 ば く 当 時 の 急 性 症 状											
避 難 場 所 名			この登録票について ①この登録票は、将来医療機関や損害補償や損害補償の際に参考とするものですから、大切に保存してください。 ②住所や氏名が変わったときは、すぐにその旨を届け出てください。 ③この登録票をなくしたり、使用できないときは、再交付を申し出てください。 ④この登録票は、他人に譲ったり貸したりしてはいけません。									
避 難 期 間												
そ の 他												
参 考 事 項												
発 行 年 月 日	年	月					日					
発 行 者	市 長	印										

(記載上の注意)

- 衣類の欄 A 更衣せず B 更衣  
 身体の欄 A 無処理 B 水による洗浄 C 洗剤により洗う D 特殊洗剤により洗う  
 医療措置欄 A 要せず B 薬品投与 C 一般検査 D 精密検査 E 治療

## 第3章 被災者等の生活再建の支援等

【危機管理課、総務課、農林水産課、商工観光課、農業振興課、  
都市整備課、福祉課】

### 4-3-1 風評被害等の影響の軽減

市は、国及び県と連携し、原子力災害による風評被害等の防止や影響を軽減するため、検査体制を整備し、農林漁業、地場産業の商品等の適正な流通の促進及び観光地の安全性アピールのための広報活動を行うものとする。

なお、県は、国、原子力事業者等と協力し、被ばく患者の処置を行った医療機関の求めに応じて、速やかに放射性物質による汚染の有無を確認し、その結果を公表することとしている。

### 4-3-2 被災者等の生活再建の支援

#### 1 被災者等の生活再建

- (1) 市は、国及び県と連携し、被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援を講ずるものとする。
- (2) 市は、国及び県と連携し、被災者の自立に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、できる限り総合的な相談窓口等を設置するものとする。

また、市外に避難した被災者に対しても、市及び避難先の市町村が協力することにより、必要な情報や支援・サービスを提供するものとする。

- (3) 市は、県と連携し、被災者の救済及び自立支援や、被災地域の総合的な復旧・復興対策等をきめ細かに、かつ、機動的・弾力的に進めるために、特に必要があるときは、災害復興基金の設立等、機動的・弾力的推進の手法について検討するものとする。

#### 2 被災中小企業等に対する支援

市は、国及び県と連携し、被災中小企業等に対する援助・助成措置について広く被災者に広報するとともに、相談窓口を設置するものとする。